婦人関係一般資料第53号

部内検討資料

婦　人　の　現　状

（各　論）

労働省婦人少年局

婦人の現状（各論）中「文字」脱落などの補正について

頁・行	誤	正
10・下－1	才　図	才1図
11・下－5	（才8表）	（才9表－A）
12・才8表	才8表	才9表－A
13・才9表	才9表	才9表－B
〃・才10表	（3,377万人）	（3,377万人）
17・上－9	（27.8%）	（総数の27.8%）
26・下－3	（才11表）	（才19表）
31・上－7	48.5%	48.0%
37・才31表	35年を100	25年を100
40・才表	才　表	才35表
50・才表	才　表	才44表
68・才60表（36年）	115.7	115.7
74・才66表（男35才以上）	17	77
75・才67表（男35年）	2,000	2,010
〃・下－2	25年以女	25年以降女
78・才71表（寿命計男34年）	0.72	0.76
〃・下－4	所得の構を	所得の構成を
〃・下－3	とおり，12年	とおり，32年
〃・下－2	32年 6.6%	32年56.6%

頁・行	誤	正
86・才81表（エンゲル係数）	40.4	40.6
94・上－5	行なわれるように結果	行なわれるようになった結果
101・才表	才　表	才104表
106・下－4	（才　表）	（才112表）
110・才表	才　表	才120表
〃・下－1	（才　表）	（才121表）
111・下－3	（相　員）	（相当額）
〃・才12表（妻の欄）	10.7 3 0	10.7 3.5 0.5
113・下－1	（才　表）	（才128表）
116・才表	才　表	才132表
〃・下－5	（才　表）	（才132表）
117・才表	才　表	才133表
〃・上－3	才　表	才133表
〃・下－1	土地訳差	地域差
118・才表	才　表	才134表
119・下－4	（才　表）	（才135表）
〃・下－3	うち四	つぎに

頁・行	誤	正
119・下－1	（才　表）	（才136表）
121・才137表（注）	才136表参照	才136表（注）参照
122・上－8	（才　表）	（才139表）
124・才表	才　表	才141表
125・上－10	（才　表）	（才141表）
127・下－5	（才　表）	（才143表）
〃・下－1	（才　表）	（才144表）
132・才148表	有業率	有業率（注）
136・上－5	（才　表）	（才150表）
〃・上－10	（才　表）	（才151表）
137・上－2	（才　表）	（才152表）
140・下－4	才　表	才156表
〃・下－1	（才　表）	（才156表）
145・下－3	（才　表）	（才160表）
153・上－4	組織に	組織的に
〃・上－8	「生活革新過程」	「生活様式変化」
155・上－1	外会員	外食員
156・上－9	才　表	才171表
159・上－2	（才　表）	（才173表）
160・上－7	子の教育	子女の教育

頁・行	誤	正
161・上－7	（才　表）	（才175表）
162・才　図	才　図	才15図
164・下－4	才　表	才177表
165・下－3	（才　表）	（才178表）
167・下－5	（才　表）	（才180表）
〃・下－4	才　表	才181表
〃・下－2	マス・メディヌ	マス・メディア
170・上－10	（才15図）	（才15図－B）
181・下－3	婦人員	婦人議員
〃・下－1	おいては	おいては区
186・下－11	（才　表）	（才201表）
〃・下－1	（才　表）	（才202表）
190・下－2	示当表示	不当表示
209・下－12	（才16図）	（才17図）
〃・下－4	出生率が続い	出生率が減い
211・上－1	述べている	述べているか
236・下－5	「婦人の厚生	「婦人の更生
237・上－3	厚生後	更生後
〃・才249表（資料出所）	厚生に関する	更生に関する
238・上－1	厚生当初	更生当初

はしがき

最近における婦人の動静を総括的に紹介するために、家庭、職場、社会の各方面にわたる婦人のあゆみを主として統計的にとらえ、とりまとめました。これは昨年（37年）の第14回婦人週間の際、発表した「婦人の地位の推移（婦人の現状―総説―）」の各論にあたるものですが、第15回婦人週間にあたって、婦人問題に関心をもたれる方々の参考にしていただくことにしました。

なお、この各論は既に発表した「総説」と合わせて、不備な点を補筆の上近く刊行することにしています。

昭和38年3月

労働省婦人少年局

婦人の現状（各論）

目　次

1　婦人の人口構成の変化 …… 1
(1)　年令構成 …… 2
(2)　配偶関係 …… 4
(3)　生活周期 …… 6
(4)　学歴別構成 …… 9
(5)　労働力状態 …… 13

2　女子教育の進展 …… 19
(1)　学校教育における婦人 …… 21
(2)　学卒者の就職 …… 27
(3)　社会教育と婦人 …… 33

3　婦人の就業状況 …… 37
(1)　婦人就業者 …… 38
(2)　婦人の多い職業 …… 42
(3)　婦人雇用者 …… 48

4　農家の婦人 …… 61
(1)　最近の農業の動向 …… 61
(2)　農業における婦人労働の推移 …… 71
(3)　農家生活と婦人 …… 81

5　結婚における諸問題 …… 91
(1)　届出からみた婚姻 …… 91
(2)　離婚の実情 …… 99
(3)　家庭裁判所でとりあつかった結婚関係事件 …… 109

Ⅳ　家庭生活における婦人 …… 116
(1)　小家族の増加と主婦の地位 …… 116
(2)　家庭経済の動向 …… 127
(3)　生活様式の変化 …… 138
(4)　都市の生活環境 …… 147
(5)　家事・育児 …… 153
(6)　主婦の余暇時間 …… 164

Ⅴ　婦人の市民活動 …… 175
(1)　婦人の投票状況 …… 176
(2)　公職にある婦人 …… 180
(3)　婦人団体の組織的活動 …… 183
(4)　その他の市民活動 …… 194

Ⅵ　婦人の保健に関する諸問題 …… 197
(1)　栄養・体位の向上 …… 198
(2)　疾病・死亡の動向 …… 203
(3)　家族計画・出生の傾向 …… 209
(4)　母子衛生 …… 216
(5)　医療保険 …… 218

Ⅶ　その他 …… 223
(1)　未亡人・母子世帯問題 …… 224
(2)　中高年令婦人の問題 …… 232
(3)　売春問題 …… 235

1. 婦人の人口構成の変化

戦後、婦人の人口構成の変化が注目されるようになった。国勢調査によって、15才以上の女子人口の年令構成、配偶関係、生活周期、学歴別構成、労働力状態をみると、戦前と戦後ではいちじるしい変動がみられ、また、男子とくらべると異った性格が把握される。このような婦人の人口構成の変化は、戦後の婦人問題の基礎的な要因を示しているとみられるので、はじめに問題点を概観しておこう。

(1) 年令構成

はじめに、婦人の人口総数の動向についてみると、戦前には女子人口は男子よりも少なくなっており、大正9年・14年、昭和5年の国勢調査では男子100に対して女子はいずれも99である。しかし、第二次世界大戦を境として女子人口が男子人口よりも多くなり、日本経済が戦前水準に回復した昭和30年には女子人口は男子を3.5%上廻っており、35年においても依然として3.7%女子人口が男子人口より多い。

年令階級別に男女の人口構成を比較すると、戦前においては60才以上をのぞけば、すべての年令階層にわたって女子は男子よりも少なくなっていたが、30年・35年においては19才以下の未成年層をのぞき、成年人口(20才以上)はすべての階層にわたって女子が男子よりも多くなっている。最も男女の人口構

第1表　年令階級別男女別人口

	35年		男子を100とした女子の率(%)		
	男	女	5年	30年	35年
総数	45.819.500人	47.527.700人	99	103.5	103.7
19才以下	18.944.200	18.336.400	98	96.5	96.7
20才～29才	8.189.500	8.317.600	96	101	101.9
30才～39才	6.515.600	7.014.200	94	120	107.0
40才～59才	8.381.600	9.319.100	99.5	105	111.1
60才以上	3.788.600	4.540.400	124	123	120.0

資料出所　国勢調査

成のアンバランスがいちじるしい階層は(平均寿命は女子が長いので60才以上を除外して考察すると)、第二次大戦に多くの男子が戦場に動員された年令層で、30年においては30～39才のアンバランスがいちじるしく、女子は男子を20%上廻っていた。35年においては、このいちじるしいアンバランスは40才～49才の層に移行し、女子人口は11.1%男子よりも多く、つぎが、30～39才の層で7%女子が男子を上廻っている(第1表)。

第二次大戦のもたらした傷あとは、戦後10数年をへた今日においても男女の人口構成に残されており、この人口構成の不均衡が、未亡人独身婦人の職業・結婚問題や未亡人の経済的自立の問題など、戦後の婦人問題の一つの要因となっている。

市部・郡部にわけて女子人口の年令階級別分布状況をみると、第2表に示す通り、19才以下の未成年者と50才以上の高年者が郡部に多くなっており、20～49才の青年・中年層は市部に多く、地域によって年令階級別構成の相異がみられる。

第2表　市部・郡部別年令階級別人口(%)

	全国		市部		郡部	
	男	女	男	女	男	女
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
19才以下	41.4	38.5	40.2	37.6	43.3	40.2
20～29	17.8	17.5	19.8	19.0	14.4	14.9
30～39	14.2	14.8	14.6	15.2	13.7	14.0
40～49	9.9	11.2	9.9	11.3	9.9	11.1
50～59	8.4	8.4	8.2	8.3	8.8	8.8
60～69	5.4	5.6	4.9	5.2	6.3	6.2
70～79	2.3	3.1	2.0	2.8	3.0	3.7
80以上	0.5	0.9	0.4	0.8	0.7	1.2

資料出所　国勢調査(35年)

(2) 配偶関係

最近の15才以上の婦人の配偶関係を国勢調査（35年）でみると、有配偶が56.9%、未婚26.7%、死別14.3%、離別2.1%となっており、男子に比較すると、有配偶・未婚が少なく、死別・離別が多い。最近5年間の動向をみると、婦人の有配偶がくふう増加し、死別が減少している（有配偶—30年55.6%、35年56.9%、死別—30年15.1%、35年14.3%）。戦前（5年）にくらべると、戦後は婦人（15才以上）の配偶関係に変動がみられ、大まかにいって、未婚者の割合が増加し（5年21.2%、35年26.7%）、その反対に有配偶が減少している（5年61.4%、35年56.9%）。このような動きは女子にかぎらしるしく見られるもので、男子は未婚者がわずかに増加しているが、有配偶はほとんど変動が見られない（第3表）。

第3表　配偶関係別15才以上の人口

			総数	未婚	有配偶	死別	離別
実数	35年	男	3,155万人	1,093万人	1,920万人	112万人	29万人
		女	3,377	903	1,921	481	71
%	男	5年	100.0	32.3	60.9	5.4	1.4
		30年	100.0	35.1	58.9	4.0	0.9
		35年	100.0	34.7	60.8	3.6	0.9
	女	5年	100.0	21.2	61.4	15.5	1.9
		30年	100.0	26.9	56.0	15.1	2.0
		35年	100.0	26.7	56.9	14.3	2.1

資料出所　国勢調査

つぎに、年令階級別に婦人の未婚者の割合をみると、30年と35年では大きな変動は見られないが、戦前（5年）とくらべると、かなりの変化が目につく。戦後は義務教育以上の学校教育をうける婦人が多くなっていることも一つの理由となって、24才以下の未婚者が増加している。すなわち、15才～19才では

年には89.3%であるが、35年には98.7%に増加しており、20才～24才についてみると、5年には未婚者は37.7%にすぎず、大半が有配偶者であるが、35年にはその割合が反対になり、過半数（68.4%）が未婚者である。また、30～39才における未婚者の割合をみても、35年は5年の2倍強に増加している（第4表）。

第4表　年令階級別にみた女子未婚者の割合

	5年	30年	35年
総数	21.2%	26.9%	26.7%
15才～19才	89.3	98.2	98.7
20～24	37.7	66.1	68.4
25～29	8.5	20.2	21.2
30～34	3.7	8.0	9.6
35～39	2.4	4.0	5.6
40～44	1.8	2.4	3.1
45～49	1.6	1.7	1.9
50～54	1.4	1.3	1.7
55～59	1.3	1.1	1.1
60～64	1.1	1.0	1.1
65才以上	0.9	0.8	0.8

資料出所　「国勢調査」

（注）、それぞれの年令階級の女子総数を100とした未婚の割合である。

市部・郡部別にみると、第5表に示すように、婦人の未婚者は市部、なかでも人口集中地区に多く、有配偶者は郡部に多い。また、婦人の死別者は郡部の方が多くなっており、離別者は市部、とくに人口集中地区に多くなっている。

第 5 表　市部・郡部別配偶関係別 15 才以上人口（%）

		総数	未婚	有配偶	死別	離別
男	全国	100.0	34.7	60.8	3.6	0.9
	市部	100.0	37.9	58.0	3.0	1.0
	市部人口集中地区	100.0	41.1	55.3	2.5	1.0
	郡部	100.0	28.4	66.2	4.6	0.8
女	全国	100.0	26.7	56.9	14.3	2.1
	市部	100.0	29.1	55.0	13.5	2.4
	市部人口集中地区	100.0	31.5	53.1	12.7	2.7
	郡部	100.0	22.3	60.3	15.7	1.6

資料出所　国勢調査（35年）

(3)　生活周期

戦後、我が国の出生率は急激に低下し欧米諸国の水準に近づいており、既婚婦人の平均出生児数も最近10年間に減少の傾向を示している。一方、平均寿命も長命になり、中高年婦人が増大する傾向にあり、婦人の生活意識にも影響を与えているとみることができる。すなわち、最近の急激な出生児数の減少や、平均寿命の伸びは、生活様式の合理化、簡素化の傾向とあいまって家庭生活に変化をもたらし、婦人の活動分野を家庭から社会へと発展させ、その生活周期を変動させる一つの要因ともなっていると見られるのである。

まず、既婚婦人（15才以上）の平均出生児数を国勢調査によってみると、25年は3.6人であるが、35年は3.22人に減少している。年令階級別にみると、大まかにいって、29才以下の若年層と、50才以上の高年層は大きな変動がみられないが、30才～49才の層はかなりいちじるしい平均出生児数の減少が目につく。すなわち、30～34才では、0.54人減、35～39才では1.03人減、40～44才では1.23人減、45～49才では0.87人減となっており、35～44才の減少がいちじるしい

第 6 表　既婚女子（15以上）平均出生児数

	25年	35年			
	全国	全国	市部	市部人口集中地区	郡部
総数	3.60人	3.22人	2.95人	2.68人	3.66人
15～19	0.51	0.32	0.28	0.25	0.38
20～24	0.96	0.70	0.64	0.58	0.82
25～29	1.71	1.41	1.30	1.18	1.63
30～34	2.77	2.23	2.05	1.89	2.55
35～39	3.79	2.76	2.57	2.40	3.09
40～44	4.52	3.29	3.07	2.88	3.68
45～49	4.80	3.93	3.66	3.38	4.39
50～54	4.83	4.47	4.14	3.78	5.00
55～59	4.82	4.71	4.35	3.96	5.27
60～64	(注) 4.71	4.72	4.39	4.01	5.21
65～69		4.73	4.48	4.13	5.07
70～74		4.73	4.54	4.22	4.98
75～79		4.63	4.48	4.28	4.81
80才以上		4.72	4.62	4.42	4.84

資料出所　国勢調査

（注）　60才以上の平均出生児数

市部・郡部別にみると、市部人口集中地区における既婚婦人の平均出生児数がもっとも少なく2.68人で、郡部にくらべると、約1人少なくなっている。これを年令階級別に比較すると、高年令者層、なかでも、50～64才の層の差がいちじるしく、市部人口集中地区は郡部より約1.2人～1.3人少なくなっている（第6表）。

世帯主の業態別に既婚婦人（15才以上）の平均出生児数をみると、農林業業主世帯が最も多く3.98人で、つぎが、非農林業業主世帯2.79人、非農林業雇用者世帯2.67人である。平均出

生児数においては、非農林業雇用者世帯は同業主世帯より0.12人少ない。また、年令階級別にみると、39才以下は雇用者世帯が0.12人～0.25人少なく、反対に40才以上（80才以上は除く）は0.1人～0.7人多くなっている。農林業業主世帯と非農林業雇用者世帯の平均出生児数と年令階級別に比較すると、25才～79才の層にわたって農林業業主世帯が0.6人以上多く、最も格差がいちじるしいのは55才～59才の1.15人である（第7表）

第7表　普通世帯の経済構成別既婚女子平均出生児数

	総数	農林業業主世帯	非農林業業主世帯	非農林業雇用者世帯	非就業者世帯
総数	3.23人	3.98人	2.79人	2.67人	2.82人
15～19	0.32	0.37	0.49	0.26	0.38
20～24	0.71	0.90	0.76	0.61	0.82
25～29	1.42	1.89	1.43	1.23	1.32
30～34	2.24	2.81	2.21	1.96	1.98
35～39	2.78	3.33	2.62	2.50	2.46
40～44	3.32	3.85	2.92	3.02	2.66
45～49	3.96	4.60	3.19	3.53	2.91
50～54	4.50	5.13	3.36	3.98	2.74
55～59	4.74	5.37	3.51	4.22	2.91
60～64	4.75	5.37	3.61	4.33	3.10
65～69	4.76	5.31	4.03	4.46	3.18
70～74	4.77	5.35	4.32	4.46	3.39
75～79	4.68	5.11	4.23	4.44	3.70
80以上	4.77	5.00	4.71	4.57	3.86

資料　国勢調査（35年）

つぎに平均寿命についてみると、栄養状態の改善・医学の進歩・環境衛生の改善などが死亡率の低下をもたらし、平均寿命は飛躍的に延長をしめしたが、女子は、男子よりもかなり長命になっている。厚生省「人口動態統計」によると、今世紀のはじめ頃（明治33年頃）の女子の平均寿命は、44.9才で男子よりもわずか0.9年長かったが、終戦後、男女とも年ごとに長命になり、昭和25年には女子は61.5才で男子より3.5才長く、さらに10年をへた36年には70.8才となり男子よりも4.8才長命になっている（第8表）。このような傾向にともなって、婦人の人口構成は老令化するわけで、老後の婦人の生活問題の検討がますます必要となってきている。

第8表　平均寿命の推移

	男	女
明治32～36	44.0年	44.9年
〃 41～大正2	44.3	44.7
大正10～14	42.1	43.2
昭和10～11	46.9	49.6
〃 22	50.1	54.0
〃 25	58.0	61.5
〃 30	63.9	68.4
〃 34	65.2	69.9
〃 35	65.4	70.3
〃 36	66.0	70.8

資料出所　1899～1936は内閣統計局調
1947年以降は厚生省「人口動態統計」

学歴別構成

15才以上の婦人の学歴をみると、義務教育程度のもの（小卒・高小卒・新中卒・青学卒）は65％を占めており、中等教育程度（旧中卒・新高卒）は25.3％、高等教育（短大・高専卒・大学卒）は2.2％である。男子にくらべると、義務教育程度のものが3.7％多く、高等教育をうけたものは約4分の1の割合になっ

ている。婦人（15才以上）で高等教育をうけたものは、短大・高専卒（1.8％）が多く、その大半を占めているわけであるが、男子（3.8％）の割合にくらべれば、半分にすぎない。大学教育をうけた婦人（15才以上）はさらに少なく、0.4％にすぎず、男子（4.8％）にくらべるといちじるしく少ない。

年令階級別にみると、高令層の婦人ほど戦前の義務教育修了者が多く、55才以上の婦人の半分以上は小学卒であり、30才～44才の層では高小卒の占める割合が高くなり、約半分を占めている。参考までに男子をみると、70才以上は小卒が多く半分以上を占めているが、30才～64才の層では高小卒の占める割合が最もたかくなっている。中等教育以上の教育をうけた婦人が、20％をこえているのは49才以下の層で、40才～49才では約25％であるが、これより若い層になるにしたがって次第に増加し、35才～39才では30.6％、25才～35才では約40％、20才～24才では42.9％である。若年になるにしたがって中等教育以上の教育をうけるものが増加する傾向は男子よりも女子にいちじるしく、第　図に示すとおり、55才～59才と

第1図　一世代における中等教育卒以上のものの割合（％）

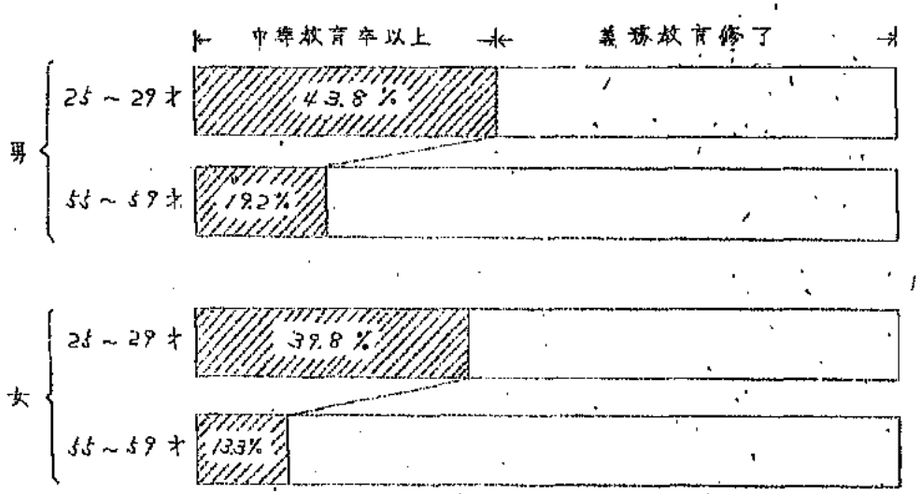

25～29才の層を比較すると、男子は2倍強に増加したにすぎないが、女子は3倍に増加している。

短大・高専卒の婦人も若年層になるにしたがって増加の傾向を示しており、40～54才の層では1.7％前後にすぎないが、35～39才は2.4％、20～34才では3％前後となっている。大学卒の婦人は、35～54才の層にわたって、わずかに0.2％にすぎないが、30～34才では0.4％、25～29才では1.3％となり、戦後の新教育制度のもとで成長した年令層に大学卒が急激な増加を示しているわけで、この傾向は、男子にも見られるが、とくに、女子にいちじるしい。

未就学の婦人（15才以上）は3.3％で、男子（1％）にくらべると、3倍になっている。年令階級別にみると、34才以下では0.2％で男子と同じ割合であるが、35才以上の婦人になると次第に未就学者が多くなり、男子との差も大きくなっている（第8表）。

市部・郡部別に婦人（15才以上）の学歴構成をみると、学歴の高いものは市部、なかでも市部人口集中地区に多く、中等教育以上在学者、卒業者は42.7％を占めているが、郡部では21.7％にすぎない（第9表）。

第 8 表　年令階級別学歴別男女別 15 才以上人口

		総数	小卒	高小卒	新中卒	青学卒	旧中卒	新高卒	短大・高専卒	大学卒	在学者	未就学者
	総数	100.0	12.0	29.7	16.3	3.3	11.2	9.6	3.6	4.8	8.6	1.0
男	15～17	100.0	0.3	—	40.3	—	—	11.0	—	—	48.2	0.2
	20～24	100.0	1.0	—	48.0	—	—	35.2	1.1	4.2	10.3	0.2
	25～29	100.0	2.7	20.4	31.0	1.1	5.0	24.2	2.2	11.6	0.8	0.2
	30～34	100.0	3.7	44.8	—	8.3	25.9	2.2	7.0	7.8	0.1	0.2
	35～39	100.0	7.3	44.5	—	12.5	21.6	—	8.1	5.7	—	0.3
	40～44	100.0	10.6	52.0	—	7.4	19.6	—	5.5	4.3	—	0.6
	45～49	100.0	14.7	52.5	—	3.8	19.3	—	5.0	4.0	—	0.6
	50～54	100.0	22.8	49.7	—	2.4	16.0	—	4.4	3.9	—	0.8
	55～59	100.0	31.1	47.7	—	0.9	12.0	—	3.8	3.4	—	1.2
	60～64	100.0	38.6	43.4	—	0.5	10.0	—	3.0	2.6	—	1.9
	65～69	100.0	41.2	41.2	—	0.2	9.1	—	2.9	2.6	—	2.9
	70～74	100.0	49.5	32.5	—	0.1	7.3	—	2.5	2.0	—	6.1
	75～79	100.0	55.8	21.6	—	0.1	5.6	—	2.0	1.8	—	13.0
	80以上	100.0	55.0	13.7	—	0.1	4.3	—	1.1	1.1	—	24.5
女	総数	100.0	12.6	26.4	17.2	1.8	14.1	9.4	1.8	0.4	6.1	3.3
	15～19	100.0	0.4	—	44.7	—	—	12.2	—	—	42.6	0.1
	20～24	100.0	1.3	—	55.5	—	—	36.9	3.1	0.8	2.1	0.2
	25～29	100.0	3.6	20.9	34.4	1.1	10.2	25.2	3.0	1.3	0.1	0.2
	30～34	100.0	8.1	45.2	—	6.1	35.7	1.1	3.1	0.4	—	0.2
	35～39	100.0	15.7	47.5	—	5.6	28.0	—	2.4	0.2	—	0.5
	40～44	100.0	23.2	48.2	—	2.7	23.3	—	1.7	0.2	—	0.7
	45～49	100.0	29.4	45.0	—	1.3	21.4	—	1.6	0.2	—	1.1
	50～54	100.0	38.5	38.4	—	0.6	17.7	—	1.7	0.2	—	1.8
	55～59	100.0	42.6	33.5	—	0.4	12.3	—	0.9	0.1	—	3.2
	60～64	100.0	46.4	27.6	—	0.2	9.6	—	0.5	0.1	—	5.6
	65～69	100.0	48.4	22.1	—	—	7.3	—	0.5	0.1	—	11.6
	70～74	100.0	50.7	15.1	—	0.2	4.4	—	0.4	0.1	—	24.9
	75～79	100.0	47.1	8.9	—	—	2.2	—	0.2	0.1	—	41.3
	80以上	100.0	38.6	5.3	—	—	1.1	—	0.1	—	—	54.6

資料出所　国勢調査（35年）

（注）　不詳の項は掲載しないので、各項目の合計は総数と一致しないところがある。

第 9 表　市部・郡部別学歴別男女別 15 才以上の人口（%）

		総数	小卒	高小卒	新中卒	青学卒	旧中卒	新高卒	短大・高専卒	在学者	未就学者
男	総数	100.0	12.0	29.7	16.3	3.3	11.2	9.6	8.4	8.6	1.0
	市部	100.0	9.7	26.5	16.5	2.7	12.7	11.0	10.9	9.5	0.7
	市部人口集中区	100.0	7.9	23.2	16.7	2.1	14.1	12.2	13.0	10.4	0.5
	郡部	100.0	16.3	35.9	16.0	4.3	8.2	6.8	4.1	6.9	1.5
女	総数	100.0	12.6	26.4	17.2	1.8	14.1	9.4	2.2	6.1	3.3
	市部	100.0	10.7	25.0	17.3	1.4	16.9	11.0	2.8	6.5	2.4
	市部人口集中区	100.0	11.0	23.4	17.2	1.1	19.9	12.5	3.5	6.8	1.6
	郡部	100.0	25.1	28.9	16.9	2.4	8.8	6.5	1.1	5.3	4.9

資料出所　国勢調査（35年）

（注）　第 8 表（注）参照

(5) 労働力状態

婦人は家事にたずさわるものとされているが、昭和35年の国

第 10 表　労働力状態別 15 才以上の人口

	男			女		
	5 年	30 年	35 年	5 年	30 年	35 年
15才以上の人口総数	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %
	(2050万人)	(2857万人)	(3135万人)	(2038万人)	(3071万人)	(3374万人)
労働力人口	91.9	85.3	85.1	49.1	50.6	50.9
就業者	90.5	83.5	84.5	49.0	49.8	50.6
中おもに家事	—	0.8	0.4	—	15.4	9.7
中おもに通学	—	0.4	0.2	—	0.2	0.1
完全失業者	1.4	1.9	0.7	0.1	0.7	0.3
非労働力人口	8.1	14.7	14.9	50.9	49.4	49.1
通学をしていたもの	2.9	7.8	8.1	1.7	5.9	6.3
家事をしていたもの	5.2	0.7	0.4	49.2	35.9	35.4
その他		6.2	6.4		7.6	7.4

資料出所　国勢調査

勢調査によると、収入のある仕事に全く就かず家事だけしていたものは15才以上の婦人の約3分の1（35％）である。婦人（15才以上）で就業しているものは50.9％で、これらの婦人の多くは就業しながら家事や育児にも従事している。狭い意味での生活水準が上昇すると、婦人の労働力率はさがるとの意見もあるが、我が国の生活水準が戦前に復帰した30年と、それ以後ひきつづき上昇をとげた35年における婦人（15才以上）の労働力率（15才以上の人口に対する労働力人口の割合）を比較すると、35年は50.9％で30年よりも0.3％増加している。また、非労働力人口のなかで「家事をしていたもの」を35年と30年と対比すると、35年は0.5％減少している。さらに、就業者のなかで「おもに家事をしていたもの」について比較すると、35年はかなりの減少が目につく（5.7％減）。35年の婦人の労働力率を戦前（5年）と比較すると1.8％上昇しており、その反対に、非労働力人口のなかの「家事をしていたもの」は減少していると推測される。このように、狭義の生活水準の上昇にもかかわらず婦人の労働力率が減少していないのは、世帯主の収入の増加によって、職業生活から離れていく主婦などがある反面、日本経済の高度成長にともなって農家の労働力構成が変化し婦人労働への依存がたかまったことや、都市勤労者世帯などにおいても、いわゆる消費ブームの影響で、家庭用電化器具やテレビ・カメラなどのレクリエーションのための耐久消費財の普及や、教育費の増大などによる支出の膨張をおぎなうために、内職、あるいは雇用労働などに従事する主婦が増加していることも一つの要因と見られている（第10表）。

婦人の非労働力人口のなかで注目されることの一つに、通学者の増加があげられる。35年における15才以上の人口に占める通学者の割合は6.3％で、30年（5.9％）にひきつづき増加しており、5年（1.7％）にくらべると4倍弱に増加している。これは男子の増加率よりも高く、男子の場合は、35年における15

才以上の人口に対する通学者の割合は8.1％で、5年（2.9％）にくらべると3倍弱である。

学歴別に婦人（15才以上）の労働力状態をみると、義務教育以上の学校をうけたものについては、学歴が高くなるにともなって労働力率も高くなる傾向がうかがわれる。第11表にみるように男子は学歴による労働力率の変動があまりみられず95％前後となっており、小卒（79％）がいちじるしく低いのは老令者が多いことによると思われる。しかし、女子は学歴によってかなりの変動がみられ、小卒（48％）がいちじるしく低いのは男子と同じように老令者が多いことによると思われるが、高小・新中卒の労働力率（61.6％）が最も高くなっているのは、結婚前の若年層の占める比重が高いことによるのではないかと想像される。義務教育以上の教育をうけた婦人の労働力率をみると、旧中・新高卒49.2％、短大・高専卒53％、大学卒57.3％で、学歴が

第11表　学歴別・労働力状態別15才以上人口（％）

		総数	労働力人口	就業者	（農業）	完全失業者	非労働人口
男	総数	100.0	85.1	84.5	(19.3)	0.7	14.9
	小卒	100.0	79.1	78.5	(33.4)	0.5	20.9
	高小・新中卒	100.0	94.3	93.4	(24.5)	0.8	5.7
	旧中・新高卒	100.0	95.1	94.3	(10.3)	0.9	4.9
	短大・高専卒	100.0	95.5	94.9	(3.1)	0.5	4.6
	大学卒	100.0	96.3	95.5	(1.1)	0.8	3.7
女	総数	100.0	50.9	50.6	(21.2)	0.3	49.1
	小卒	100.0	48.0	47.9	(29.9)	0.1	52.0
	高小・新中卒	100.0	61.6	61.2	(28.3)	0.4	38.5
	旧中・新高卒	100.0	49.2	48.8	(10.5)	0.4	50.7
	短大・高専卒	100.0	53.0	52.6	(3.0)	0.4	47.0
	大学卒	100.0	57.3	56.6	(1.1)	0.7	42.6

資料出所　国勢調査（35年）

第12表　従業上の地位別15才以上の有配偶者数

	実数				%			
	男		女		男		女	
	30年	35年	30年	35年	30年	35年	30年	35年
	万人	万人	万人	万人	%	%	%	%
有配偶者総数	1712	1720	1718	1921	100.0	100.0	100.0	100.0
就業者数	1584	1790	799	895	92.5	93.3	46.5	46.6
（農業従事者）	(507)	(471)	(537)	(533)	(29.6)	(24.6)	(31.2)	(27.8)
業主	687	672	72	122	40.2	35.0	4.2	6.3
（農業）	(383)	(361)	(29)	(59)	(22.4)	(18.8)	(1.7)	(3.1)
家族従業者	140	135	621	595	8.1	7.1	36.1	31.0
雇用者	757	983	106	178	44.2	51.2	6.2	9.3

資料出所　国勢調査

第2図　従業上の地位別婦人有配偶者数（15才以上）

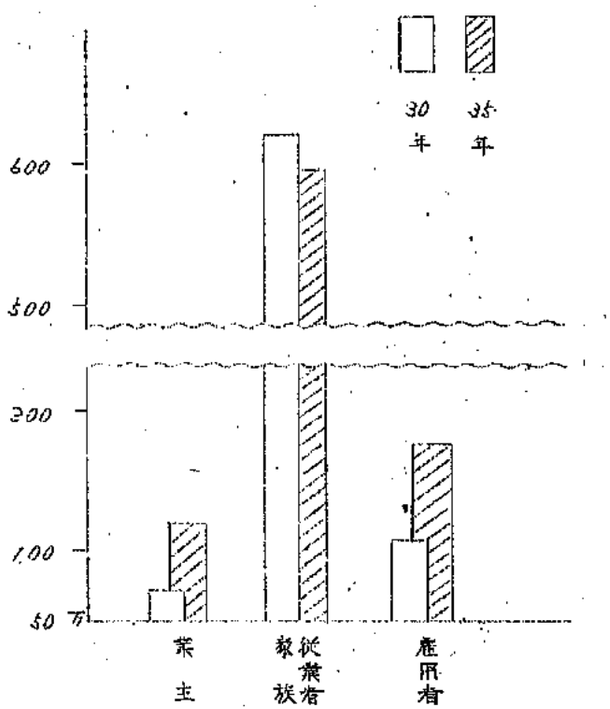

高くなるほど労働力率が高い。参考までに学歴別に農業に従事している婦人をみると、男子と同じように小卒、高小・新中卒の占める割合がたかい。

一般的にいって、婦人は結婚すれば職業生活からはなれ、家事・育児に専念するものとみられているが、現実にはどうであろうか。国勢調査（35年）によれば、配偶者のある婦人（15才以上）の46.6％は何らかの収入のある仕事をしており、30年とくらべて、ほとんど動きがみられない。有配偶婦人（15才以上）の就業者の大半（27.8％）は農業に従事し、その大部分は家族従業者として働いている。35年と30年をくらべると、農業に従事している有配偶婦人（15才以上）は3.4％減少したが、その従業上の地位をみると、業主が急激に増加し29万から59万と2倍になり、その割合は1.7％から3.1％に膨張したことが注目される。これは男子有配偶者（15才以上）の農業業主が30年（22.4％）から35年（18.8％）に減少したのと対照しているわけで、つまり、日本経済の高度成長にともなって農家の世帯主のなかで、給料・賃金労働者として会社・工場などに雇用されるものが増加し、いわゆる主婦農家が増加したことを示すものであろう。

一方、有配偶婦人（15才以上）の中に占める雇用者の割合も増加の傾向をたどり、その反対に家族従業者が減少したことが目につく。有配偶婦人（15才以上）の中に占める雇用者の割合は30年には6.2％であるが、35年には9.3％に増加し、同じく家族従業者の割合は36.1％から31.0％へと減少している。
（第12表・第2図）

2 女子教育の進展

戦後の教育制度の改革によって義務教育が6年から9年に延長され、高等学校、大学においても男女共学が実施されて、教育の機会が男女平等になったことは総説でも述べたとおりである。義務教育の延長にかかわらず、あとに述べるとおり、義務教育以上の学校教育をうける女子も年々増加し、女子教育への関心はたかまってきていると言えよう。しかし、男女共学・教育の機会の男女平等を目標とした教育は必らずしも平坦な道を歩みつづけているとは言えないようである。

終戦後から実施された男女平等の教育に対して、30年ごろから女子には「女らしい教育」を希望する意見が見られるようになった。その結果、中学校の学習指導要領の技術家庭科をみると、男子には技術的なものを、女子には家庭的なものを教えるようになった。また高等学校においても、従来は男女平等の選択教科であった家庭科を、女子に対しては38年度から四単位必須となり、これに関連して男女別学の高校の増加が目につくようになった。しかし、このような動向は教育の機会均等、平等の原則をおかすものであるという意見や、また現実の問題として、女子中学卒業生の電気機器・化学工業などの機械産業への進出をみるとき、電気・化学関係の基礎的知識を与えることが必要という意見も聞かれる。さらに、女子の高校生についてみても、その構成は普通課程、それについで家庭、職業、商業、工業、農業などのコースとなっているが、ここ10年間の間に工業コースをとるものが著しく多くなっていることからみて、家庭に入ることだけを前提とする従来の女子教育についての意識は反省する必要があるのではないかとの意見が一部の婦人団体や、有識者などから提出されている。

女子大学生についてみると、生活の安定にともなって女子学生数は急激に増加し、従来の男子のための大学にも女子学生の増加が目につくようになり、とくに、文学部は「女子大学的」雰囲気が見られるものが多くなってきた。女子学生のなかには、生涯の

仕事として職業につくことを目的としていないものも少なくなく、そのために、男子学生の学習態度とはおのずと相異が生じ、学校全体の学力が低下するとの意見がある。一方、家庭に入っても高等教育をうけた婦人が多くなることは、消費生活が合理的になり、また子弟によりよい教育をうけさせることになるから、社会・経済発展を助長する効果があると、女子大学生の増加を肯定する意見もある。

以上述べたように、戦後10数年をへた今日、女子教育はむずかしい問題に直面しているのである。

7) 学校教育における婦人

まず、義務教育を受けている小・中学校生徒数についてみると、文部省「学校基本調査」によれば、昭和36年は、小学校の男子603万人、女子578万人、中学校の男子353万人、女子339万人で、小・中学校あわせた生徒の男女の比は、男子100に対し女子95.9となっている。昭和36年の学令人口の男女比が男子100に対し女子95.2であるから、男女の差はほとんどない(第13表)。

36年に義務教育を終えた女子の卒業後の状況をみると、進学したものが過半数(58.8%)を占めており、就職したものは33.0

第13表　義務教育の生徒数

	小学校		中学校	
	男	女	男	女
昭和23年度	5,459千人	5,315千人	2,468千人	2,325千人
25	5,667	5,524	2,705	2,628
30	6,241	6,026	2,981	2,903
33	6,887	6,605	2,641	2,569
34	6,825	6,549	2,634	2,546
35	6,425	6,166	3,009	2,891
36	6,028	5,783	3,534	3,391

資料出所　文部省「学校基本調査」(百位以下四捨五入)

％となっている。これは、25年には就職した者（44.1％）の方が、進学した者（41.1％）をいくぶん上廻っていたこととくらべると、大きな相違である。この10年間に、女子の進学率は次第に高くなり、進学率における男女差が年々減少する傾向をたどっている（25年8.4％、36年3.1％）。女子の進学者のなかには、就職しながら進学しているものが1.9％（36年）いるが、男子（4.1％）にくらべるといくぶん少なくなっている（第14表、第15表）。

第14表　学校種別男女別卒業者の卒業後の状況（36年度）

	中学校		高等学校		短期大学		大学	
	男	女	男	女	男	女	男	女
卒業者	100％	100％	100％	100％	100％	100％	100％	100％
進学者	39.7	38.8	19.1	15.1	11.0	4.3	3.2	3.8
インターン	−	−−	−	−	−	−	2.7	1.4
就職者	32.5	33.0	63.9	62.7	81.7	53.8	88.4	69.0
就職しつつ進学している者	4.1	1.9	1.1	0.2	3.0	0.2	0.1	0.1
無業者	3.1	5.7	14.3	20.1	1.5	35.8	1.5	20.0
不明	0.6	0.6	1.6	1.9	2.8	5.9	4.1	5.7

資料出所　文部省「学校基本調査」

義務教育終了者の進学率の増加にともなって高等学校の在学者数も増加しているが、とくに女子の増加はいちじるしく、昭和36年には25年の2倍強の143万人となった（本科生のみ）。参考までに男子をみると168万人で、これは昭和25年の1.4倍にすぎない（第15表）。したがって高校在学生に占める女子の割合も増加しており、25年には37.3％を占めるにすぎなかったが、30年には42.0％となり、ひきつづき増加の傾向をたどり、36年には46.0％に増加した。

女子高校卒業生のなかで、さらに上級学校へ進学するものは、

第15表　課程別、男女別高等学校生徒数の推移

	通常			定時制		
	男	女	総数に占める女子の割合	男	女	総数に占める女子の割合
昭和23年度	603千人	418千人	40.7％	138千人	28千人	16.9％
25	886	623	41.3	313	89	22.1
30	1106	931	45.7	387	148	27.7
33	1315	1191	47.5	370	167	31.1
34	1384	1275	48.0	370	173	31.9
35	1406	1305	48.1	346	170	32.9
36	1368	1274	48.2	310	155	33.3

資料出所　文部省「学校基本調査」　（百以下4捨5入）

（注）　別科、専攻科を除き、本科生のみの数である。

第16表　上級学校進学者の割合（対卒業生総数）

	中学校		高等学校	
	男	女	男	女
昭和25年度	49.5	41.1	36.2	24.3
30	55.5	47.5	20.9	14.9
33	56.2	51.1	19.0	13.3
34	57.5	53.2	19.6	13.7
35	59.6	55.9	19.9	14.2
36	63.8	60.7	20.2	15.3

資料出所　文部省調査局「学校基本調査」

（注）　就職しつつ進学しているものをふくむ。

昭和36年には67,925人（卒業者の15.3％）で、これは25年の約2倍になっている。36年の女子高校卒業生の進学率（15.3％）は、第16表に示すように男子（20.2％）にくらべるといくぶん開きがみられるが、25年以後年々その差が少なくなってきている。第16表において、女子の進学率は、36年は

25年よりも低くなっているが，これは女子高校卒業生は約2倍に増加したが，卒業後就職するものが多くなり，さらに進学するものは高校生の増加に比例して増加していないことによるとみられる。

このように高校卒業後の進学者数が増加しているので，当然のこととして大学に在学する婦人の数も年を追って増加し，昭和36年には16万人となり，昭和25年の4倍近くになった。また，男女の割合をみると，昭和25年は，女子は総数の10.0％にすぎなかったが，年々女子の占める割合が増加し，36年には20.9％になった（第17表），しかし，女子大学生は修業年限が2年で，文学，家政学関係の多い短期大学に通っているものが多く，女子大学生総数の39.8％を占めているが，男子の短期大学生は総数の4.9％にすぎない。女子大学生の同年令層の婦人人口総数に占める割合をみると4.5％で，男子（17.0％）にくらべると，かなり少ない。

第17表　大学在学生数

	男	女	在学生数に占める女子の割合
昭和24年度	342,397人	46,766人	11.8％
25	364,584	40,652	10.0
30	502,080	107,605	17.6
33	534,889	118,364	18.1
34	548,825	128,209	18.9
35	569,127	142,491	20.0
36	604,095	159,802	20.9

資料出所　文部省「学校基本調査」

（注）旧大，旧高専，短大をふくみ，通信教育は除く。

第3図　男女学生生徒の割合

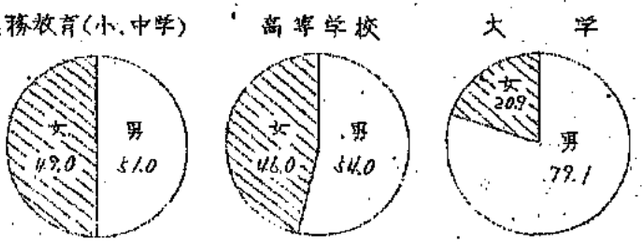

資料出所　文部省「学校基本調査」（昭和36年度）

4年制大学の女子学生の専攻学科をみると，文学関係が最も多く40.1％，つぎが教員養成（24.6％），ついで家政看護（9.7％），医歯薬（9.4％）となっており，男子にくらべると法政，商経，工学の少ないのが目立っている（第18表，第4図）。短期大学では，過半数（55.6％）が家政看護，ついで文学24.6％，教員養成7.6％となっており，4年制大学と同じように，男女の専攻科目に大きな相違がみられる（第4図）。女子の専攻科目は数年前にくらべて大きな変化はみられないが，細かにみれば，文学が増加し，家政，看護が減少している。

第18表　関係学科別男女別学生数（昭和36年度）

	実数				％			
	大学		短期大学		大学		短期大学	
	男	女	男	女	男	女	男	女
総数	551,328	72,494	29,208	62,037	100.0	100.0	100.0	100.0
文学	62,490	37,183	3,056	15,272	11.3	40.1	10.5	24.6
法政商経	260,720	3,831	13,928	2,406	47.2	4.1	47.6	3.9
理学	15,429	2,106	−	120	2.8	2.3	−	0.2
工学	103,987	541	10,405	230	18.9	0.6	35.6	0.4
農学	28,760	527	1,266	226	5.2	0.6	4.3	0.4
歯医薬学	20,502	8,696	−	−	3.7	9.4	−	−
家政看護	45	8,986	42	34,523	0.0	9.7	0.1	55.6
教員養成	32,560	22,656	52	4,712	5.9	24.6	0.2	7.6
その他	27,045	7,968	459	4,548	4.9	8.6	1.6	7.3

資料出所　文部省「学校基本調査」

第4図　関係学科別、男女学生の割合

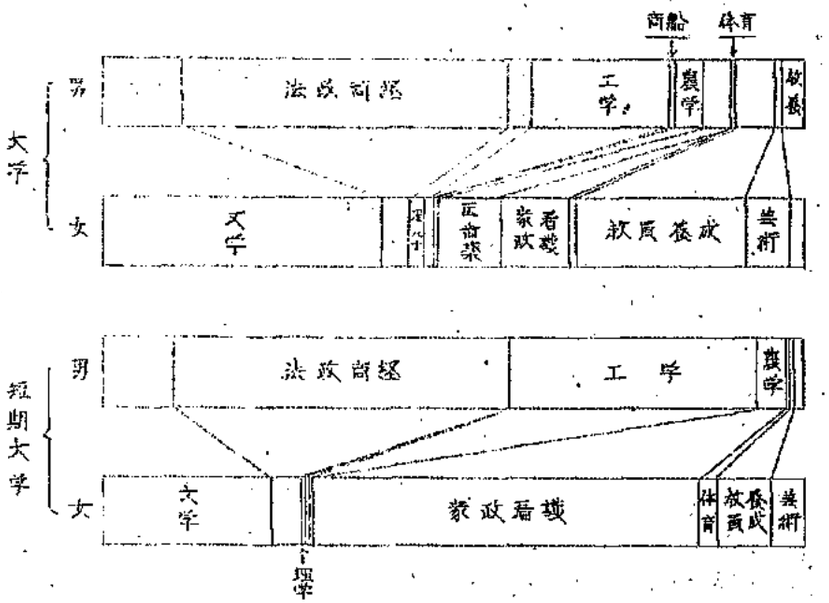

資料出所　文部省調査局「学校基本調査」36年

昭和36年度に大学を卒業した婦人のうち6,714人（3.8％）は大学院に進学しており、この数は男子（3,358人）よりはるかに少ないが、割合についてみれば男子（3,358人―3.2％）よりわずかに高くなっている。

このほか、主として技術の習得を目的とする各種学校は、全国に7,918校あり、生徒数は124万人（36年）であるが、この74.6％（93万人）は女子で、その数は昭和25年以降増加の傾向をたどり、約2.3倍になっている。教科内容別にみると、女子は半数以上（51.1％）が和洋裁学校の生徒で、ついで編物手芸（8.5％）、珠算（7.8％）、一般教養（7.6％）となっている。男子は、予備校（24.1％）がもっとも多く、自動車、珠算がこれについでいる（第11表）。

なお、義務教育以上の教育を受けるためには、家庭の経済力も関係があるので、成績がよくても家庭が貧困なために進学できな

第19表　各種学校の教科内容別生徒数

	実数			
	男	女	男	女
総数	316千人	925千人	100.0	100.0
和洋裁	2	473	0.6	51.1
編物手芸	－	79	－	8.5
料理栄養	1	58	0.3	6.3
家庭	－	17	－	1.8
茶華道	－	11	－	1.2
珠算記帳	61	72	19.3	7.8
一般教養	4	70	1.3	7.6
語学	27	18	8.5	1.9
予備校	76	12	24.1	1.3
タイピスト	2	21	0.6	2.3
美容	1	15	0.3	1.6
看護婦	－	22	－	2.3
外国語学校	12	11	3.8	1.2

資料出所　文部省調査局「学校基本調査」36年度

(注)　1)女子1万人以上のものを掲載したので総数とは一致しない。
2)－は千に満たないもの。

いことがある。このような家庭の子女のために戦後は、国家の手による奨学金制度が確立され、女子も男子と同じように利用できることになっている。

(2)　学卒者の就職

昭和25年以降中学校卒業者で進学する者の増加にともなって就職するものの割合は第20表に見るように年々少なくなってきている。前掲文部省「学校基本調査」によると、昭和36年の女

子中学卒者のうち就職したものは34.8％（24万人）で、25年（44.1％）にくらべるといちじるしく低下した。男子（36.6％）にくらべると、女子中卒の就職率はいくぶん少なくなっている（第20表）。しかし、高等学校を卒業後、就職するものの割

第20表　学校種別、男女別就職者の割合（対卒業者総数）

各年6月1日現在

	中学校		高等学校		大学	
	男	女	男	女	男	女
昭和25年	46.2％	44.1％	47.9％	35.7％	49.7％	51.6％
30	43.0	40.9	54.1	38.6	71.5	53.7
33	42.7	39.0	60.8	52.1	79.6	50.1
34	41.3	38.2	61.7	53.7	81.7	50.6
35	39.7	37.5	63.7	60.1	82.7	56.0
36	36.6	34.8	65.0	62.9	87.5	60.5

資料出所　文部省「学校基本調査」

（注）　1）就職しつつ進学しているものをふくむ

2）大学には、旧大、旧高専、短大をふくむ

合は、中学校卒業者とは逆に年々高くなっており、昭和36年は女子62.9％が就職した。これは男子（65.0％）よりいくぶん少ないが、第20表にみるように昭和25年の35.7％にくらべれば大巾に伸びている。

昭和36年に大学、短期大学を卒業して就職した女子は60.5％で、34年より対前年比ではよ％前後上昇を示しているが、男子の87.5％にくらべかなり低く、また、高校卒の女子よりも少なくなっている。

学卒者の就職先を産業別にみると、昭和36年中学卒の女子は、製造業（63.4％）が過半数を占め、ついでサービス業13.1％、卸売及び小売業8.9％、農林漁業8.8％となっている。製造業の中では、繊維がもっとも多く総数の26.4％を占め、つぎが衣服（8.5％）となっており、近年めざましく拡大してきた電気機器

製造業には、同じく8.5％が就職し、32年（2.9％）以後ひきつづき増加の傾向をたどっている。製造業に就職するものの増加にひきかえ、農林漁業に就業するものは、年ごとに減少しており、中卒女子の場合は、昭和25年の60.1％（205,978人）に対し、36年は8.9％（21,249人）で、人数は約10分の1、総数に占める割合は7分の1に減じている（第21表）。

第21表　中学校卒業者の産業別就職状況

	男				女			
	25年	30年	35年	36年	25年	30年	35年	36年
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
（実数）	(374,504)	(363,347)	(366,624)	(260,783)	(342,673)	(334,460)	(327,071)	(240,071)
農林漁業	61.9	32.8	15.2	10.8	60.1	30.8	12.3	8.8
建設業	3.2	2.6	3.2	3.4	0.1	0.1	0.1	0.1
製造業	18.4	39.6	60.3	67.5	20.6	35.8	58.8	63.4
卸売業、小売業	7.1	13.8	10.1	7.6	5.0	10.1	9.4	8.9
金融、保険、不動産業	0.3	0.2	0.1	0.3	0.5	0.4	0.3	0.3
運輸通信業	1.5	1.4	1.6	1.9	1.1	0.9	1.4	1.8
電気、ガス、水道業	0.2	0.3	0.5	0.8	0.3			0.1
サービス業	1.9	4.9	5.4	4.9	4.9	15.2	13.9	13.1
公務	1.0	0.3	0.2	0.2	1.8	0.6	0.4	0.5
その他	4.5	4.2	3.4	2.8	5.6	6.0	3.4	2.9

資料出所　文部省調査局「学校基本調査」（各年6月1日調査）

高等学校を卒業した女子の産業別就職先をみると、第22表のように製造業並びに卸売業、小売業がそれぞれ30.6％となっており、中学校卒業者とは異った傾向を示している。昭和25年にくらべると高校卒の女子で農林漁業に就くものがいちじるしく減少しており（25年＝22.0％、36年＝3.1％）、この点については、中学校卒業者と同様の傾向がみられる。

これら就職者を職業別にみると、中学卒では、生産に従事して

第22表　高等学校卒業者の産業別就職状況

	男				女			
	25年	30年	35年	36年	25年	30年	35年	36年
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
（実数）	(91,145)	(224,619)	(318878)	(332,244)	(22,196)	(115,850)	(253,604)	(279,892)
農林漁業	23.3	20.8	11.0	8.3	22.0	12.9	4.4	3.1
建設業	3.4	4.0	4.4	4.8	0.7	0.9	1.2	1.3
製造業	21.1	28.8	41.4	45.7	10.6	18.4	28.7	30.6
卸売業、小売業	8.8	18.8	18.7	16.9	9.9	25.4	30.1	30.6
金融保険不動産業	5.7	4.3	4.2	4.9	10.2	10.0	11.1	12.6
運輸通信業	5.2	5.7	5.8	6.7	3.2	5.2	4.9	5.0
電気、ガス、水道業	1.1	1.5	1.3	1.7	0.8	1.7	0.6	0.7
サービス業	8.9	4.2	3.6	3.2	18.0	10.2	9.7	8.6
公務	14.6	6.8	6.2	5.4	14.5	8.1	5.1	4.4
その他	7.8	5.2	3.4	2.4	10.0	7.2	4.2	3.2

資料出所　文部省調査局「学校基本調査」（各年6月1日）

第23表　中学、高等学校卒業者の職業別就職状況

	中学校		高等学校	
	男	女	男	女
総数	100.0	100.0	100.0	100.0
専門的技術的職業従事者	—	—	4.9	1.3
事務従事者	0.6	3.3	24.1	59.4
販売従事者	7.1	8.0	14.6	18.9
農林作業者	9.2	8.5	7.6	2.6
運輸通信作業者	1.9	1.6	4.3	2.3
技能工・生産工程作業者	70.7	60.3	36.4	8.6
単純労働者	2.7	2.0	1.6	0.5
サービス職業従事者	3.7	12.8	1.8	4.4
上記以外のもの	4.7	3.6	4.7	2.0

資料出所　文部省調査局「学校基本調査」（36年6月1日）

いるものが70.8％でもっとも多く、サービス職業（12.8％）、販売（8.0％）がこれにつぎ、事務は3.3％にすぎない（第23表）。

高等学校卒の女子は、事務が過半数（59.4％）をしめ、ついで販売（18.9％）となっており、生産に従事するものは11.7％にすぎず、中学校卒業者にくらべると大きな違いがみられる。

つぎに、短大卒以上の就職者の職業別分布をみると、昭和36年の調であるが、短大卒の女子では48.5％（教員29.8％）、大学卒では70.5％（教員51.0％）が専門的技術的職業についており、生産従事者や販売及びサービス職業従事者はごく少なく、教育程度と職業の関係が密接なことを示している（第24表）。

第24表　大学、短期大学卒業者の就職状況

	大学		短期大学	
	男	女	男	女
総数	100.0％	100.0％	100.0％	100.0％
（実数）	(89,166)	(10,540)	(7,445)	(10,472)
農林漁業従事者	0.5	0.0	2.4	0.1
その他の生産従事者	1.2	0.7	6.7	1.4
専門的技術的職業従事者	32.4	70.5	35.1	48.0
管理的職業従事者	1.5	0.5	1.4	1.8
事務従事者	42.1	22.3	34.8	40.4
販売従事者	10.5	1.7	10.0	3.2
サービス職業従事者	2.2	1.9	5.1	2.3
その他	2.6	2.3	4.6	2.9

資料出所　文部省調査局「学校基本調査」（36年6月1日）

36年に専門的技術的職業に就職した大学卒業生の総数を100として、その内訳をみると、男子は過半数が技術者で、ついで教員が3分の1となっているが、女子は教員が圧倒的に多く7割を占めている。しかし30年には9割が教員であったのにくらべると、最近は、技術者やその他の専門的職業に就くものの割合が増加し

ている（第25表）。

第25表　男女別、専門的技術的職業従事者数の推移（大学卒）

	30年		34年		35年	
	男	女	男	女	男	女
総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
（実数）	(27018)	(7674)	(33021)	(8224)	(35156)	(7047)
技術者	32.2	3.2	54.6	19.0	53.3	6.6
教員	60.9	90.2	35.6	70.6	35.8	72.3
その他の専門的職業	6.9	6.6	9.9	10.3	10.9	21.1

資料出所　文部省調査局「学校基本調査」

参考までに、学校種別に教員総数に占める女子の割合をみると、小学校では36年には46.2％を占めているが、上級学校になるにしたがって、女子教員の割合はしだいに少なくなっている。25年以後の推移をみると、総数に占める女子教員の割合は、大学は次第に増加しているが、その他はわずかであるが減少の傾向を示している（第26表）。

第26表　学校種別教員総数に占める女子の割合

	各年度教員総数	女子教員の割合			
		25年	30年	35年	36年
小学校	100	48.8	46.5	45.4	46.2
中学校	100	23.7	23.5	22.5	23.2
高等学校	100	18.8	18.7	18.5	18.7
大学	100	6.8	7.4	8.6	9.0

資料出所　文部省調査局「学校基本調査」

（注）　大学には短大、旧高専をふくむ。

(3)　社会教育と婦人

戦後に発足した教育制度では、総論で述べたとおり、学校教育とは別に社会教育が強調されており、教育基本法の精神にもとづき社会教育法が制定され、社会教育について国および地方公共団体の任務が明らかにされている。

この法律では、「社会教育」は、「学校教育法に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育およびレクリエーションを含む）」と定義されており、その事業は、青少年教育、一般成人教育、婦人教育、視聴覚教育、体育およびレクリエーションなど広範囲にわたっている。従来、社会教育の一事業として行われていた婦人教育の振興をはかるために、36年5月、文部省に婦人教育課が新設された。

社会教育に対する婦人の関心をみるために、社会教育講座と婦人学級への婦人の参加状況をみることにしよう。

文部省社会教育局「成人教育関係資料」（37年2月）による社会教育諸講座（婦人のみを対象とするものを除く）の受講者の講座別受講状況は第27表のとおりである。これによると、社会学級、労働文化講座は、婦人の占める割合が比較的高くなっているが、専門講座や、国民科学講座では、婦人の参加が少なくなっている。

一方、婦人のみを対象とする婦人学級が昭和27年ごろから全

第27表　文部省委嘱の社会教育諸講座の受講生数（35年度）
（婦人学級を除く）

	受講生総数		男	女
専門講座	(1480)人	100.0%	76.6%	23.4%
社会学級	(9062)	100.0	48.5	51.5
国民科学講座	(8477)	100.0	68.1	31.9
労働文化講座	(2754)	100.0	55.2	44.8

資料出所　文部省「成人教育関係資料」

国的に実施され、30年度の開設数は16.000学級、参加者数173万であったが、35年度は従来の婦人教育費の1.4倍という飛躍的な予算の増額をみたので、27.000学級、参加者380万人に増加している。

「婦人教育の現状」（36年度）によれば、36年度文部省委嘱1.454学級の婦人学級参加者数は、154.416人で、1学級平均106人である。34年にくらべると、学級数は6倍、参加者数は3倍となり、1学級平均人員は$\frac{1}{2}$になっている。その年令構成（36年度）は、30才以上の婦人が85％を占めており、その大半は、30～49才である（第28表）。これを31年度にくらべると、40才以上の高年令層の増加が目につく（31年＝37.8％、36年48.1％）。

36年の参加者の職業については、農業が過半数を占めており、無職のものは16.1％にすぎない（第29表）。31年度にくらべると、農業が減少し、無職が増加している。

第28表　文部省委嘱婦人学級受講者の年令別割合

	31年度	34年度	36年度
総数	100.0％	100.0％	100.0％
20才未満	1.0	0.4	15.3
20～29	20.8	14.1	
30～39	38.4	34.2	36.6
40～49	37.8	32.4	32.3
50～59		15.9	13.3
60～69		2.9	2.5
70才以上		0.1	
不明	2.0	—	

資料出所　文部省社会教育局「社会教育の現状」・「婦人教育の現状」（36年度）

（注）　31年度の年令区分は20～30才、31～40才、40才以上となっている。

第29表　文部省委嘱婦人学級受講者の職業別割合

	31年	34年	36年
総数	100.0％	100.0％	100.0％
農業	63.6	58.5	59.4
工業	2.6	1.4	—
商業	10.6	8.0	10.3
水産業	14.5	1.5	2.3
林業		0.4	
鉱業		0.7	—
俸給生活者		0.3	3.2
その他の職業		6.7	8.7
無職	8.7	22.5	16.1

資料出所　文部省社会局「社会教育の現状」・「婦人教育の現状」（36年度）

学習の内容は、家庭生活に関するものが43.5％でもっとも多く、一般教養・社会生活に関するもの（19％）がこれにつぎ、職業、生産、体育、レクリエーションに関するものなどもあげられている（第30表）。

このほか、婦人の視野を広め、婦人の諸活動をよりよいものにするために、国内研究活動、国外研究活動が昭和35年度から実施されている。

以上述べたことは、社会教育法による社会教育についての婦人の参加状況であるが、これ以外に総理府（公明選挙関係施策）、法務省（人権擁護関係施策）、農林省（生活改善関係施策）、厚生省（母子福祉関係施策）、労働省（婦人の地位向上関係施策）などが、それぞれの所掌事項にもとづいて、婦人に関係のある広い意味での社会教育を行っている。また、婦人団体、ＰＴＡあるいは各種の財団の行う活動も活発になっている。これら社会教育法以外の広い意味での社会教育については、「市民活動」の項で述べることにする。

第30表　文部省委嘱婦人学級の学習内容

	31年度	33年度	34年度	35年度
総数	100%	100%	100%	100%
家庭生活に関するもの	55	55	53	43.5
生活改善	25	29	19	17
子どもの教育	13	18	21	12.5
家族関係	11	3	13	8.5
その他	6	5	−	5.5
社会生活に関するもの	21	19	30	18.5
市民教育	7	4	16	6
環境改善	1	4	10	4
地域課題	3	2	4	5.5
その他	10	9	−	3
職業生産に関するもの	7	6	6	12
体育、レクリエーションに関するもの	−	−	3	7
その他一般教養に関するもの	17	20	8	19

資料出所　文部省社会教育局「文部省委嘱婦人学級の概況」
（昭和36年度）

3　婦人の就業状況

3 婦人の就業状況

わが国では既に述べたとおり，中学校までは義務教育であるから，一般的にいって，職業につく年令は15才以上である。15才以上の婦人で収入のある仕事をしているもの，家事だけしているもの，などの割合については「1.婦人の人口構成の変化」のところで述べたので，ここでは就業している婦人の状況について述べることにする。なお婦人就業者のなかで農業に従事しているものは次の章で詳細に述べるので，この章では除外した。

第31表　就業者数(15才以上)の動向

		男	女
就業者数(35年)		2,641 万人	1,705 万人
35年を100とする指数	35 年	122	122
	30 年	107	112
就業者の男女別割合(%)	35 年	61.0 %	39.0 %
	30 年	61.0	39.0
	25 年	64.4	35.6

資料出所　国勢調査
(注) 25年は14才以上の就業者

第5図　農・非農別女子就業者数の動向

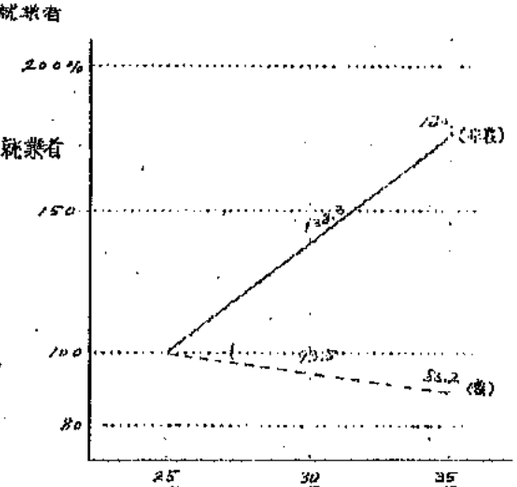

資料出所　国勢調査

(1) 婦人就業者

婦人就業者は総数の３９％を占め，その数は１７０８万人（３５年　国勢調査）で１０年前（２５年）にくらべると２４％増となつており，この増加率は男子（２２％増）よりもいくぶん高い（第31表），農業と非農業にわけて婦人就業者数の動きを見ると，第５図に示すように農業が減少の傾向をたどり，３５年は２５年にくらべると１４％減であるが，非農業は急激な増加をみせ，３５年は２５年に対し８０％増となっている。

第32表　就業者の産業別分布状況（％）

	男		女	
	３０年	３５年	３０年	３５年
総数	100.0	100.0	100.0	100.0
（実数）	（2385万人）	（2661万人）	（1531万人）	（1708万人）
農業	29.7	22.8	50.8	41.9
林業	1.7	1.3	0.8	0.7
漁業・水産養殖業	2.4	1.9	0.9	0.9
鉱業	2.0	1.8	0.3	0.3
建設業	7.1	9.8	0.8	1.7
製造業	20.3	24.1	13.9	18.1
卸売・小売業	13.4	14.9	14.5	17.0
金融・保険・不動産業	1.7	1.7	1.3	1.6
運輸・通信業	3.5	3.2	1.6	1.8
電気ガス・水道業		0.8		0.1
サービス業	9.6	10.0	13.7	14.7
公務	4.6	4.3	1.4	1.1

資料出所　国勢調査

婦人就業者の多い産業は，３５年国勢調査によれば農業（４２％）を除くと，製造業（１８％），卸売業・小売業（１７％），サービス業（１５％）でこの三つの産業が非農業の婦人就業者の大部分を吸収している。参考までに男子をみると，製造業が最も多く（２４％），農業（２３％）がこれについでおり，他は卸売業・小売業（１５％），サービス業（１０％），建設業（１０％）などに分散していて，婦人の場合とはかなり相違している。５年前にくらべると，農業婦人就業者の

第33表　従業上の地位別就業者数（１５才以上）

	実数（３５年） 男	実数（３５年） 女	％ ３５年 男	％ ３５年 女	％ ３０年 男	％ ３０年 女
就業者総数	24,609,200人	17,081,300人	100.0	100.0	100.0	100.0
業主 小計	7,367,700	1,995,500	29.6	11.7	34.4	11.4
業主 雇用者のあるもの	994,800	191,400	3.9	1.1	3.9	1.0
業主 雇用者のないもの	6,372,900	1,804,100	25.9	10.6	29.0	10.4
内職者	12,100	312,600	0.0	1.8	—	—
家族従業者	2,846,900	9,661,600	10.7	44.4	14.6	55.5
雇用者 小計	15,717,200	7,081,200	63.8	41.3	53.5	33.2
雇用者 官公の雇用者	2,577,200	703,800	9.4	5.7	7.9	5.2
雇用者 民間の雇用者	13,140,000	6,142,400	49.2	36.0	43.6	28.0
民間の役員	669,700	57,400	2.5	0.3		
不詳	1,600	3,000	—	—		

資料出所　国勢調査（３５年）

減少がいちじるしく，製造業に就業する婦人の増加が目につく（第32表）。

国勢調査（３５年）によつて，婦人就業者の従業上の地位をみると，給与を家業に従事する家族従業者が多く４５％を占めており，つぎが給料や賃金の支給をうけている雇用者で４１％となっている。婦人の家族従業者の多くは農業（９３％）卸売業・小売業（１２％）に従事している。男子就業者の過半数（５７％）が雇用者で，業主が２９％，家族従業者は１割にすぎないことと比較すると，婦人就業者の従業上の地位にはいちじるしい相異が見られる。しかし，５年前には家族従業者は５６％を占めており，雇用者が３３％であったことを考えると，最近５年間に急激に雇用者が増加し（３５年４１％），その反対に家族従業者が大巾に減少し半数以下となり，両者の割合が接近し，婦人の就業状況は近代化の傾向を示している（第33表）。

婦人就業者の年令構成は３５才未満のものが多く５５％である

が，60才以上のものも少なくなく

第34表　年令階級別就業者数（%）

	男	女	
	35年	30年	35年
総数	100.0（2641万人）	100.0（1831万人）	100.0（1705万人）
15～19才	8.9	13.3	13.4
20～24	13.3	16.8	18.2
25～29	14.7	12.0	12.8
30～34	13.7	11.1	10.7
35～39	10.1	10.5	9.7
40～44	8.4	9.1	9.4
45～49	8.2	8.5	9.8
50～54	7.4	6.5	6.4
55～59	5.1	4.1	4.1
60～64	4.5	3.4	3.2
65以上	4.8	3.9	3.6

資料出所　国勢調査

6.8%を占めている（35年・国勢調査）。男子にくらべると35才未満が多く（男子51%，女子55%）60才以上が少ない（男子9.3%，女子6.8%）。5年前にくらべると，婦人就業者の年令構成は29才以下の若年層がわずかに増加しているが，大きな変動は見られない（第34表）。

婦人就業者の配偶関係についてみると，第35表にみるように有配偶者が多く52%，つぎが未婚者で33%を占めているが，男子にくらべると有配偶者（67%）が少なく，未婚者（30%）が多い（35年・国勢調査）。第35表　配偶者関係別女子就業者数

	35年		30年
	実数	(%)	(%)
総数	1705万人	100.0	100.0
未婚	570	33.4	32.9
有配偶者	895	52.4	52.2
死別	195	11.4	12.9
離別	48	2.8	2.61

資料出所　国勢調査

30年と比較すると，ほとんど動きがなく，しいて言えば死別者がわずかに減少し，未婚者がわずかに増加している。

参考までに，欧米諸国における女子労働力人口の状況について簡単にふれておこう。労働力人口は国によって，定義の細かい点や，年令階級や，また収集，集計の方法が違うので厳密な意味での比較は困難であるが，国際労働経済統計年鑑（36年度版）による労働力人口の男女別構成は第36表に示すとおりで，婦人の占める割合が最も高い西ドイツが36.7%，つぎがフランス（33.4%），アメリカ（32.3%）イギリス（30.8%）となっており，いずれも我が国（39%）よりも婦人の占める割合が小さい。また欧米諸国と婦人の婦人口に対する労働力人口の割合が最も高いのも西ドイツで33%，つぎがフランス（28.8%）イギリス（27.4%）アメリカ（25.7%）であるが，いずれもわが国（36.3%）より低くなっている。

しかし，年令階級別に婦人の労働力率をみると，かなりの変動がみられ，15～19才の層ではイギリス（28.7%）西ドイツ（24.5%）で我が国（49.9%）よりも高くなっているが，20～64才の層では欧米諸国でもっとも高い西ドイツで43.7%，つぎがフランス（43%），アメリカ（42.2%）イギリス（36.2%）となっており，いずれもわが国（54.8%）よりもかなり低くなっている。65才以上の婦人の労働力率は欧米諸国のなかでその割合が最も高いフランスで12.4%，アメリカ（10.5%），西ドイツ（8.5%）が二位についているが，我が国（20.9%）にくらべ半ばりもしくはその割合は少くない（第36表）

以上述べたとおり，欧米諸国にくらべると

第36表　欧米諸国の女子労働力人口の状況

		カナダ（1960）	アメリカ（1960）	フランス（1958）	西ドイツ（1959）	イタリア（1960）	イギリス（1951）	日本（1960）
労働力人口の性別構成(%)	男	74.4	67.7	66.5	63.3	72.6	67.2	61.0
	女	25.6	32.3	33.4	36.7	22.4	30.5	39.0
1) 女子労働力人口		千人 1,639	千人 23,419	千人 6,593	千人 9,256	千人 5,587	千人 7,164	千人 19,187
女子総人口に対する労働力人口の率		18.7%	25.9%	28.8%	33.0%	22.6%	27.4%	34.5%
年令階級別労働力率	15～19才	35.9	30.1	49.4	24.5	42.9	28.7	49.9
	20～64	30.1	42.0	43.0	43.7	30.5	36.2	54.8
	65才以上	5.7	10.5	12.4	8.5	5.2	5.3	20.9

資料出所　ILO 国際労働経済統計年鑑（34年版）
日本は国勢調査

我が国の婦人の労働力率は高いのであるが，これは農業や商業に無給で働く家族従業者の占める割合が高いことによると見られて

いる。欧米諸国の女子就業者の従業上の地位は第6図に示すとおり、家族従業者の占める割合はいちじるしく少なく、イギリス0.5%、アメリカ2.9%、カナダ3.8%、ドイツ21.7%にすぎない。その反対に、雇用者が大部分を占めており、イギリス、アメリカ、カナダでは9割以上、西ドイツにおいても7割が雇用者で、雇用者(91.3%)よりも家族者従業者(44.9%)が多い我が国の場合とは就業構造を異にしている。

第6図 欧米諸国における女子の従業上の地位別労働力構成

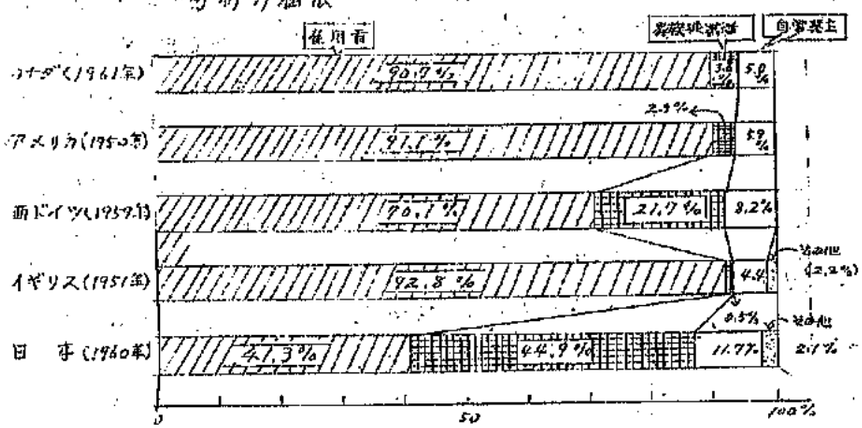

資料出所 国際労働統計年鑑(36年版)
日本は国勢調査(35年)

(2) 婦人の多い職業

国勢調査(35年)によれば、非農林業において婦人が多く働いている職業は、工場などの現場で働いている技能工、生産工程従事者および単純労働者で、婦人就業者総数(農林業を含む)の

第37表 職業別、婦人就業者の割合

総数	25年	30年	35年
	100.0%	100.0%	100.0%
専門的技術的職業	3.3	3.9	4.4
管理的職業	0.1	0.2	0.2
事務	6.5	7.6	9.8
販売	8.2	10.7	11.3
農林漁業	60.8	57.9	43.1
採鉱・採石	0.3	0.2	0.2
運輸・通信	0.0	0.2	1.1
技能工、生産工程従事者および単純労働者	14.0	16.0	20.0
サービス職業	6.3	9.4	9.8

資料出所 総理府統計局「国勢調査」

第38表 職業別、非農林漁業就業者数
(昭和35年)

職業大分類	男	女	総数に占める女子の割合	25年を100とする35年の割合	
	千人	千人	%	男	女
農林漁業従事者を除く就業者総数	19,924	7,414	33.0	149.1	180.1
専門的技術的職業従事者	1,380	757	35.4	130.3	151.0
管理的職業	973	44	4.3	156.2	244.6
事務	2,874	1,682	36.9	140.9	205.1
販売	2,692	1,922	41.7	144.5	169.8
採鉱・採石	341	27	9.2	91.2	92.4
運輸・通信	1,237	185	13.0	185.0	227.8
技能工、生産工程従事者及び単純労働者	9,092	3,413	27.3	152.7	198.2
サービス職業	1,148	1,679	59.4	183.1	190.9

資料出所 「国勢調査」

20.0%(344万人)、つぎが販売に従事するもの192万人(11.3%)、事務をしているもの168万人(9.8%)旅館女中、料理人、美容師、家事女中などサービス関係の仕事をしているもの168万人(9.8%)となっている(第37表、第38表)。

10年前の昭和25年にくらべると、管理的職業従事者、事務従事者、運輸・通信従事者のしめる割合は2倍以上に増加している。

第39表　婦人の多い職業（注1）

	昭和25年	昭和30年	昭和35年
1. 専門的技術的職業関係			
小学校教員	93,751	238,049	154,600
中学校,高校教員			66,200
特殊学級,幼稚園の教員			21,800
看護婦・看護人	82,535	130,158	189,500
2. 事務関係			
一般事務員	56,301	429,807	993,000
会計		371,255	616,500
速記者,タイピスト		50,689	64,200
3. 販売関係			
小売商主	254,947	2,773,945	347,900
飲食店主	71,231	97,930	109,700
販売員	405,079	1,102,866	1,255,800
行商人,露店商人	62,341	101,260	94,100
4. 生産工程,単純労働関係			
電気機械組立,修理工	不明	20,214	89,900
（織糸工）	（376,860）	（60,197）	（35,800）
紡績工,精紡工	88,836	89,119	100,000
織布工	230,140	257,844	271,700
編物工,メリヤス縫立工	12,916	44,914	90,900
婦人子供服仕立業	不明	115,947	139,700
ミシン縫製工	125,067	132,115	216,700
手づる製品製造工	不明	95,881	52,900
水産物加工工	〃	53,628	78,800
巨紙工・荷造工	14,015	79,893	145,200
土工・道路工夫	97	97,270	124,100
5. 通信関係			
電話交換手	35,559	89,224	117,600
6. サービス業関係			
家事女中	669,186	303,710	232,000
料理人・バーテンダー	不明	194,964	270,000
給仕人・接客女中	245,258	373,446	499,650
理容師・美容師	92,632	189,892	259,100
娯楽場等の接客員	不明	62,977	92,100
（芸妓・ダンサー）（注4）	（125,478）	（119,613）	（29,100）

資料出所　国勢調査

（注）1）35年において，農林業関係を除いて，原則として小分類中5万人以上女子が就業している職業。但し分類の最後にある「その他」の従事者のなかに女子が5万人以上就業しているものもあるが，これは除外した。

2）産業分類は厳密にみれば，5年，30年，35年は若干の相異が見られるものがあるが，参考までに掲載した。

3）35年は1/2抽出，30年，5年は悉皆調査。

4）5年——芸妓，娼妓，30年——芸妓・ダンサー，接客婦
35年——芸妓・ダンサー

婦人の多い職業について，さらに細かく見ると，35年国勢調査（職業小分類）において50万人以上婦人が従業している職業は第39表に示すとおり一般事務員（99万人）会計事務員（62万人）販売員（126万人）となっており，20万人以上50万人未満のものは，小・中・高校，幼稚園など教員（24万人）小売商主（35万人），織布工（27万人）ミシン縫製工（22万人）家事女中（23万人）料理人・バーテンダー（27万人）給仕人・接客女中（50万人）理容師・美容師（26万人）である。戦前においても婦人が多く就業していた女教員，看護婦，電話交換手，販売員，ミシン縫製工，接客女中などサービス職業関係美容師などは戦後もひきつづき増加の傾向をたどり，最近30年間に大まかにいって2～3倍に増加している。戦後急激に婦人が増加したものに事務関係者，包装工，荷造工，土工，道路工夫がある

が，これらは戦前（5年）に比べると，それぞれ2.9倍，10倍，20倍の増加である。5年と35年を比較して男子よりも女子の増加が目につくものをみると，教員は女子の2.6倍に対し男子は2.1倍，事務関係者は女子の2.9倍に対し男子3.3倍，販売員は女子の3.1倍に対し男子2倍，理髪師，美容師は女子の2.6倍に対し男子1.2倍，土工，道路工夫は女子1.20倍に対し男子3.4倍である。

最近（30年～35年）婦人雇用者の増加が目立っているものに電気機械器具組立工，修理工があり，これは35年は9万人であるが，30年の4.4倍にあたる。

一方，戦前には婦人が多く就業していたが，戦後いちじるしい減少をみせたものに，繰糸工と家事女中がある。戦前には輸出の中心をなしていたこともある製糸業は，合成繊維の進出にともなって生産高が減少し，繰糸工も減少傾向を示し，35年は5年の10分の1以下となっている。家事女中についてみると，35年の約3分の1に減じている（第39表）。

第40表A. 専門的技術的管理的職業にいている婦人

（職業中分類による）

職業（中分類）	男	女	総数に対する女子の割合
技術者	304,500人	1,900人	0.6%
教員	523,100	264,200	33.6
医療保健技術者	210,600	345,000	62.1
芸術家・芸能家	63,100	21,200	28.5
その他の専門的職業従事者	288,800	124,600	30.1
管理的職業従事者	992,800	43,800	4.3

資料出所　総理府統計局「国勢調査」35年1%抽出

第40表B. 特に婦人の占める割合が少ないもの(注)

	男	女	総数に対する女子の割合
技術者	304,500人	1,900人	0.6%
大学教員	37,900	4,000	9.8
医師	87,300	5,900	7.3
獣医師	9,600	0	0.0
美術家	9,600	500	5.0
文芸家，著述家，記者	46,900	4,900	9.1
科学研究者	30,800	2,500	7.5
裁判官・検察官，弁護士	10,200	—	0.0
その他の法務従事者	10,300	400	3.7
公認会計士，税理士，弁理士	12,500	—	0.0
写真師	20,900	1,200	5.4
管理的公務員	83,800	400	0.5
会社役員	482,300	33,100	6.4
その他の法人の役員	38,400	800	0.2
駅長，区長	8,500	—	0.0
郵便局長，電報・電話局長	10,400	800	0.7
その他の管理的職業	349,400	8,700	2.4

資料出所　総理府統計局「国勢調査」35年1%抽出

（注）　職業小分類（技術者のみ中分類）による専門的技術的管理的職業のうち，女子が10%以下のものを掲げた。

このように婦人の多く働いている職業は，事務関係や，手先を使う仕事，単純労働，家事育児と関係の深い仕事が多く，体力や特別な技術を必要とする職業，責任のある立場で仕事をすすめる管理的職業などについている婦人は，いちじるしく少ない。専門的技術的，管理的職業のなかで，とくに婦人の占める割合が少ないのは，技術者，獣医師，裁判官，検察官，弁護士，公認会計士

医療士，看護士，管理的公務員などである。（第40表B）

(3) 婦人雇用者

イ. 婦人雇用者数の推移

戦後，婦人雇用者は増加の傾向をたどり，国勢調査によれば昭和35年は911万人となり，25年の761万人に対し約2倍に増加し，男子雇用者の増加率（1.6倍）をかなり上回った（第41表）。産業別（35年）にみると製造業が最も多く（36.2%），つぎにサービス業（25.8%），卸売小売業（19.9%）となっており，婦人就業者と同じようにこれら三つの産業に集中しており，婦人雇用者の81.9%が吸収されている。最近10年間に建設業，製造業，卸売小売業，金融保険業は女子雇用者が2～3倍に増加しており，運輸通信公益事業，サービス業がこれについでいるが，農林業，鉱業，公務員は減少している（第42表）。

第41表 25年を100とする雇用者数の推移

	男	女
昭和22年	89	82
25	100	100
30	123	141
35	158	197
	(1638万人)	(911万人)

資料出所 総理府統計局「国勢調査」

製造業の婦人雇用者の動向をみると，35年

第42表 女子の産業別雇用者の動向

産業	女子雇用者数			分布状況
	25年	30年	35年	(35年)
全産業	3,609千人	5,103千人	9,108千人	100%
農林業	225	193	199	2.5
漁業	19	20	24	0.3
鉱業	63	46	45	0.6
建設業	93	111	278	3.9
製造業	1,243	1,922	2,563	36.2
卸売小売業	447	882	1,413	19.9
金融保険業	115	191	262	3.7
運輸通信公益事業	191	237	314	4.4
サービス業	1,008	1,476	1,837	25.8
公務	223	225	193	2.7

資料出所 総理府統計局「国勢調査」

第43表 製造業女子雇用者の動向（民間雇用者）

単位千人

	男		女	
	30年	35年	30年	35年
製造業総数	3776	5344	1719	2544
食料品製造業	(1) 403	403	(2) 176	(2) 254
たばこ〃	14	18	14	14
繊維工業	(3) 332	344	(1) 691	(1) 781
衣服その他繊維製品製造業	91	97	(3) 122	(4) 182
木材木製品製造業	305	321	61	94
家具装備品〃	141	166	13	24
パルプ紙紙加工品〃	123	190	52	84
出版印刷業	242	268	53	66
化学工業	316	369	(4) 95	(5) 118
石油精製業	28	33	6	6
ゴム製品製造業	45	89	37	64
皮革同製品〃	46	42	10	19
窯業土石〃	210	281	70	106
鉄鋼業非鉄金属製品〃	(4) 331	(2) 515	29	62
金属製品製造業	269	(4) 459	43	96
機械武器〃	(2) 350	(1) 554	42	85
電気機械器具〃	226	(4) 409	(5) 75	(3) 245
輸送用機械器具〃	(5) 224	(3) 447	29	60
医療理化学光学機械器具〃	77	119	26	51
その他	121	193	96	136

資料出所　国勢調査

(注)　( )内の数字は雇用者数の順位

においても，依然として紡織工業に働くものが多く３２％を占めており，３０年にくらべると実数では１１％上昇したが，総数に占める割合は減少を示した。一方，金属業，機械器具製造業関における女子雇用はいちじるしい伸びをみせ，最近５年間に２３倍に増加しているが，そのなかでも家庭用電化器具などを含む電気機械器具製造業の増加はめざましく，３５年は３０年の倍に増加している。その結果，製造業における女子雇用者数の位にも変動がみられ，第43表にみるように，３０年における順は１位，繊維工業，２位　食料品工業，３位衣服その他の繊維製品製造業，４位化学工業，５位電気機械器具製造業であったが３５年には１位，２位は３０年と変らないが，３位には電気機器具製造業が進出している。しかし，総体的にみれば，３６年においても女子雇用は繊維，衣服その他繊維製品製造，食料品などのウエイトが高く，男子のように１位～５位までを金属，機械関係で占めるという傾向はみられない。（第43表）

事業所の規模別に女子雇用者数の割合をみると，３４年製造基本調査によれば，女子労働者の４１.５％は，３０人未満の業所に働いており，100人以上の事業所にいるものが２８％で，男子にくらべると，小規模事業所にくものが多くなってる。３年前とくらべると，いくぶん１０人以上の事業所に働

第　表　規模別雇用者数(%)

		男	女
34年	総数	100%	100%
	1 ～ 9人	16.8	26.1
	10 ～ 29	14.8	15.4
	30 ～ 99	13.2	12.6
	100人以上	32.2	28.2
	官公など	23.0	17.6
31年	総数	(注) 100%	(注) 100%
	1 ～ 9人	19.5	27.2
	10 ～ 29	14.0	14.8
	30 ～ 99	11.5	11.2
	100人以上	35.8	27.6
	官公など	18.2	16.2

資料出所　総理府統計局「就業構造基本調査」
(注)　総数と項目別合計とは約1%相違がある。

ものがふえ，「１～９人」に働くものは減少している。（第44表）

また，常用，臨時，日雇別にみると，婦人は，男子よりも臨時，日雇の割合が高く，男子は臨時，日雇を合わせて８.０％であるが，婦人は，１２.７％を占めている。（総理府「労働力調査」３６年―第45表）。

第45表　常雇，臨時，日雇別雇用者数の割合

年	男				女			
	総数	常雇1)	臨時2)	日雇3)	総数	常雇1)	臨時2)	日雇3)
30	100.0%	92.5		7.5	100.0%	88.3		11.7
34	100.0	91.2	3.7	5.2	100.0	89.5	6.0	6.5
35	100.0	92.1	3.4	4.6	100.0	88.2	6.1	5.7
36	100.0	92.0	3.8	4.2	100.0	87.1	6.9	5.8

資料出所　総理府統計局「労働力調査」

(注)　1) 雇用期間について別段の定めなく雇われている者
2) 1ヶ月以上1年以内の期間を定めて雇われている者
3) 日々または1ヶ月未満の契約で雇われている者
4) 昭和33年以前は，常雇臨時の別がないのでまとめて計上した。

ロ　婦人雇用者の特性

「婦人就業者」の項でとの年令構成は中高年令者が比較的多く（35才以上45％），有配偶者が過半数（52％）を占めていることにふれたが，婦人雇用者は若い人の婦人が多いこ

が特色となっている。

まず，年令についてみると，婦人雇用者の平均年令は，労働省「賃金構造基本調査」（昭和35年4月）によると26.3才で，男子の32.8才とは，かなりのひらきがみられる。年令別分布をみると，20～25才までがもっとも多く（30.4%），25才未満の若い婦

第46表　男女別雇用者の平均年令

	23年	29年	35年
男子	32.6才	33.2才	32.8才
女子	23.5	25.4	26.3

資料出所　労働省統計調査部「23年，29年個人別賃金調査，
35年賃金構造基本調査

(注) 1) 23年は数え年である，

2) 23年は規模30人以上，29年，35年は規模10人以上の事業場の労働者である。

第47表　年令別女子雇用者の分布

	23年	29年	35年
総数	100.0%	100.0%	100.0%
18才未満	24.7	14.1	13.2
18才以上20才未満	21.0	18.7	18.8
20〃 25〃	28.8	34.5	30.4
25〃 30〃	8.2	11.3	12.4
30〃 40〃	13.0	10.7	12.5
40才以上	2.3	10.7	12.6

資料出所　労働省労働統計調査部「23年，29年個人別賃金調査，35年賃金構造基本調査」

(注) 1) 23年の年令区分は数え年で多少異なる（18才以下，19才～20才，21才～25才，26才～30才，31才～40才，41才以上）

2) 23年度は規模30人以上，29年35年は規模10人以上の事業場の労働者である。

人が62.4%を占めているが，男子は25才未満の人は29.8%にすぎない。しかし，29年（労働省「個人別賃金調査」）にくらべると婦人の平均年令は，0.9才高くなり，25才未満が4.9%減少し，30才以上が3.7%増加している（第46表，第47表），参考までに男子をみると，35年は29年にくらべて，平均年令は0.4才低くなっている。

婦人雇用者の平均勤続年数は，35年は4.0年で男子の9.8年の約半分をあるが，29年（3.6年）にくらべれば，勤続年数もいくぶん長くなっている。

婦人雇用者の配偶関係をみると，未婚者が多く62.4%を占め，有配偶者は25%にすぎず，男子の60%が有配偶者であることと対照的である。（35年国勢調査，第7図参照）。しかし，婦人雇用者のなかに占める有配偶者の割合は増加の傾向を示しており，30年の20.9%にくらべれば35年（25%）はかなり増加したと言えよう（第48表）。このことは，

第48表　雇用者の配偶関係

	男		女	
	30年	35年	30年	35年
総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
未婚	38.2	37.9	64.7	62.4
有配偶	59.4	60.0	20.9	25.0
死別離別	2.4	2.1	14.4	12.6

資料出所　国勢調査

第49表　婦人労働者の中の有夫者の割合

昭和25年	9.0%
30	15.0
31	16.2
32	17.4
33	17.2
34	17.8
35	19.6
36	21.7

資料出所　労働省婦人少年局「女子保護実施状況調査」

第7図　雇用者の配偶関係別構成

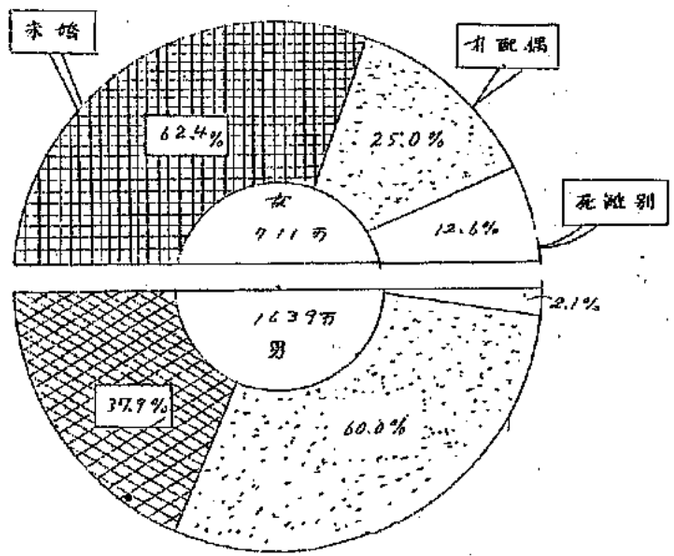

規模30人以上の事業場を対象とする婦人少年局「女子保護実施状況」にも見られる傾向で　第40表に見るように，婦人雇用者の中で配偶者のあるものは25年には9%にすぎなかったが，年ごとに増加を示し，36年には21.7%となっている。

婦人雇用者の教育程度は，第50表に示すとおり，35年は，小学校・新制中学校卒業者66.7%，旧制中学・新制高校卒業者33.3%となっており，29年にくらべると上級の学歴者が増加しているが，男子にくらべると，上級の学歴者の割合が低くなっている。

第50表　学歴別雇用者数の割合

	29年		35年	
	男	女	男	女
	%	%	%	%
総数	100.0	100.0	100.0	100.0
小学・新制中卒	69.0	95.0	61.4	66.7
旧中・新高卒	22.0	4.3	38.6	33.3
旧高専・短大卒	5.0	0.6		
旧大・新大卒	4.0	0.1		

資料出所　労働省統計調査部（29年個人別賃金調査，35年賃金構造基本調査）

以上述べたように結婚しても職場を働く婦人が増加し，婦人雇用者の平均年令もわずかながら高くなり，平均勤続年数も長くなる傾向が見られるが，一般的にいって，婦人雇用者の多くは結婚までの数年間を職場ですごし，結婚・出産などによって退職して家庭に入り新しく学校を卒業した若い婦人と交替している。

第8図　求人の年令別構成（36年10月）

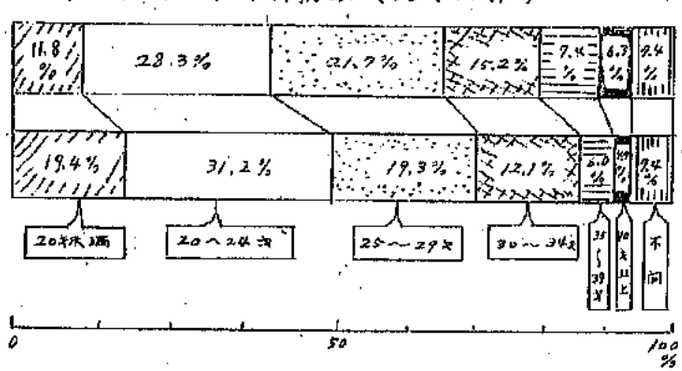

資料出所　労働省「年令別求職求人，就業状況調査」

若い婦人が職場で要求されていることは職業安定所の窓口にもあらわれており，労働省職業安定局調査（36年10月）によれば，第8図に見るように，婦人の求人年令は25才未満が51%で男子（40%）よりも若年層に集中している。したがって，中高年婦人の職場は狭く，狭いあいだ家庭で家事，育児にたずさわっていた婦人が，夫と死，離別，または夫の病弱，あるいは生活難などの理由で適当な職場に就職することは容易でない。

ところで最近の新規学卒者の不足や，技術革新などによる雇用構造の変化にともなって，中，高年婦人の職場がわずかではある

が求められるさしが見られる，たとえば，最近の求人難から機械関連産業部門の企業にも利用されている簡易販業紹介の女子の求人状況にもうかがうことができる。この簡易販業紹介は家庭の主婦などが短時間雇用される，いわゆるパートタイマーの販業紹介を行っているが，女子の需給状況は，第51表に示すとおり，求人，就職とも増加している。これは経済好況に伴う労働力不足の影響によりパートタイマーの需要がふえる一方，生活様式の変化による家事作業の軽減などの理由で家庭主婦などの就業希望者が増加したことによるとみられている。

第51表　簡易販業紹介状況

	新規登録件数		新規求人延数		就職延数	
	男	女	男	女	男	女
昭和34年	42,254	57,046	2,452,397	3,607,655	2204,570	3,245,856
35	37,919	56,595	2,210,583	3,837,334	1,965,152	3,325,170
36	33,260	61,912	1,916,876	4,382,128	1,650,876	3,722,523

資料出所　労働省販業安定局「労働市場年報」

一方，最近は国家の経済，雇用政策についても従来とは異なった斬新的な方向が示されるようになり，経済審議会人的能力部会の答申「今後の技術革新の進展，労働需給の変化に対応する人的能力政策の根本方向」には「婦人労働力の活用」が述べられている。また，銀行，デパートなど高年令の婦人を多く雇用する事業場などには，ごくわずかな事例にすぎないが，末端管理部門への婦人の登用，女子指導員制度の実施などの例が見られるようになった。

参考までに欧米の婦人労働者の年令構成をみると，中・高年令の婦人の職場進出が目立っており，たとえば，アメリカでは40才前後が多く，アメリカ労働省婦人局資料によれば，35才未満は38％にすぎず，35～44才が23％，45才以上が39％

となっており，我が国く30才未満64.8％，30～40モノ2.5％，40才以上ノ2.6％）とは事情を異にしている。アメリカなどでは労働力不足も原因しているであろうが，結婚出産のため退職した後，子供の手が離れるようになってから再び就職する道が開かれており，中年婦人の再就業が容易であることも婦人労働者の年令が高い一つの理由とみられるのである。最近我が国においても有識者のあいだで，このような「中年婦人の再就職」に関する問題がとりあげられているが，これからの婦人労働問題の大きな課題となるであろう。

八　賃金

戦後，男女の平等，教育の機会均等，男女同一賃金の原則等が法制化され，社会的にも男女平等の拡運が盛りあがったこと，また当時の過渡した経済情勢の中では賃金形態が生活給に重点が置かれたことなどによって，女子の賃金はひきあげられ，男子との賃金格差は次第にせばめられた。労働省「毎月勤労統計調査」によれば，男子を100とする女子の賃金は第52表に示すとおり，昭和22年以降次第に上昇し，25年には46.5％に達した。ところが，経済の安定とともなって賃金形態が従来の生活給から職務給に移行するようになると，婦人労働者は平均年令が低く，勤続年数の短かいものが多く責任のある地位についているものが少いために，男女の賃金格差は少しずつ広がり32年には男子に対する割合は44.4％となった。その後，技術革新の進展にともなう若年層の不足による初任給の引上げや，婦人の就業分野の変化などによって男女の賃金格差は狭まる傾向がみられ，36年には男子に対する割合が49.7％へと上昇している，ここで注目されることは，労働別にみた男女の賃金格差の推移で，製造業についてみると終戦直後には職員の方が労務者より男子に対する率が高かったが（職一46.2％，労一43.5％），その後職員の男女の賃金格差の拡大は労務者よりもいちじるしく，27年をさかいに男子に対する率は労務者の方がわずかに高くなり，さらにさ

の差は拡大し36年には職員38.5%，労務者42.9%となっている（第53表）。

第52表　男女常用労働者1人平均月間現金給与額及び男女比率

（規模30人以上）

年別	男	女	男子に対する女子の割合
昭和22年	2,241円	992円	43.4%
24	7,950	4,488	45.0
25	11,193	5,184	46.5
26	14,351	6,496	46.2
※30	21,895	9,567	43.7
31	23,954	10,160	42.4
32	25,688	10,838	41.4
※33	25,051	10,616	42.4
34	26,811	11,427	42.6
35	29,029	12,414	42.8
※36	31,868	13,723	43.7

資料出所　労働省労働統計調査部「毎月勤労統計調査」

（注）30年，33年，36年は調査対象のサンプル替が行なわれている。

第53表　製造業の労職別，男女賃金格差の推移

（男子＝100）

	職員	労務者
昭和22年	46.2%	43.5%
23	46.4	43.3
24	45.6	43.6
27	42.1	42.6
30	40.2	41.8
32	38.1	39.9
34	39.8	40.2
35	39.7	41.2
36	38.5	42.9

資料出所　労働省「労働経済の分析(27年)(36年)」

（注）25年，26年は労職別に区分された結果が得られない。

最近における就業分野の変化が男女の賃金格差の縮少に役立っていることは既に指摘したが，産業別の男女の賃金格差の推移にふれておこう，我が国の婦人雇用者の36%は，製造業で働いており，なかでも電気機械器具製造業など金属、機械関係産業の女子雇用が急激に増加したことについては既に述べたとおりである。この製造業の最近における男女の賃金格差縮少の傾向はいちじるしく，第54表に見るように，金融，保険業の男女の賃金格差拡大の傾向と対照的であるが

第54表　産業別男女の賃金格差の推移（男子＝100）

	昭和32年	〃33〃	〃34〃	〃35〃	〃36〃
総数	41.2	42.4	42.6	42.8	43.7
鉱業	43.4	42.5	43.4	42.2	40.3
建設業	46.3	46.4	46.7	50.4	44.1
製造業	37.5	37.6	37.8	38.6	40.0
食料品工業	36.3	37.4	37.0	37.2	38.6
繊維工業	38.9	38.9	38.6	39.0	39.9
衣服その他繊維製品製造業	38.3	38.2	38.7	39.4	40.3
化学工業	43.3	44.9	44.3	44.0	44.1
電気機械器具製造業	40.1	42.3	41.4	42.7	43.9
卸売小売業	44.3	46.0	44.9	44.2	42.3
金融保険業	49.0	49.3	48.7	47.4	46.0
運輸通信業	58.2	56.0	56.5	55.7	56.4
電気ガス水道業		52.6	52.4	49.8	48.2

資料出所　労働省「毎月勤労統計調査」

製造業を中分類でみると，電気機械器具製造業の男女賃金格差の縮少はいちじるしい。すなわち，男子に対する率は32年は40.1%であったが，その後毎年上昇し，36年には43.9%になっており，繊維工業，食料品工業よりも，男子に対する率が高

く，男女の賃格差も縮少している。

つぎに，若年労働者の不足にともなう規模学卒者の初任給の引上げの状況についてみると，対前年増加率は36年，35年ともに中卒の増加率がもっとも高い。しかし男女別にみると，35年は

第55表　男女別初任給
（昭和36年4月）

	区	間
	男	女
	円	円
中学校	7,300	6,790
高等学校	7,840	8,670
短期大学	12,710	11,190
大学	15,690	15,150

資料出所　労働省「新規学卒者初任給調査」

第56表　初任給対前年増加率

	34年		35年	
	男	女	男	女
	%	%	%	%
中学校	23.5	24.5	15.0	19.7
高等学校	20.6	19.0	9.7	9.0
短期大学	19.5	17.1	10.3	8.6
大学	20.0	21.0	9.3	13.0

資料出所　労働省「新規学卒者初任給調査」

（注）　中位数による。

女子の方が増加率が高かったが，36年は男子の方が高い（第56表）。36年における男子初任給を100とする女子の初任給は，中学校93.0，高等学校88.3，短期大学88.0，大学96.6で，中学校と大学との格差が比較的小さく高校，短期大学では格差が大きくなっている。規模別にみると，中学では規模が大きいほど格差が小さくなっているが，高校，大学では中規模が格差が小さく，短期大学は小規模がもっとも格差が小さくなっている（第57表）。

第57表　初任給の男女別賃金格差（昭和36年5月）
（男子＝100とする女子の比率）

	中学校	高等学校	短期大学	大学
計	93.0	88.3	88.0	96.6
500人以上	96.7	87.6	85.6	91.1
100～499人	94.0	89.6	85.5	98.7
15～99人	91.9	88.1	93.7	94.1

資料出所　労働省「新規学卒者初任給調査」

（注）　中位数による。

賃金階級別に婦人労働者の分布状況を見ると「昭和35年賃金構造基本調査」（労働省）によれば，一万円未満の低い賃金層に集中している（64.4％）のに対して，男子は一万円未満のものは13.9％にすぎず，最低から最高までの間にかなり巾広く分散している（第9図）。

第9図　男女および賃金階級別労働者分布

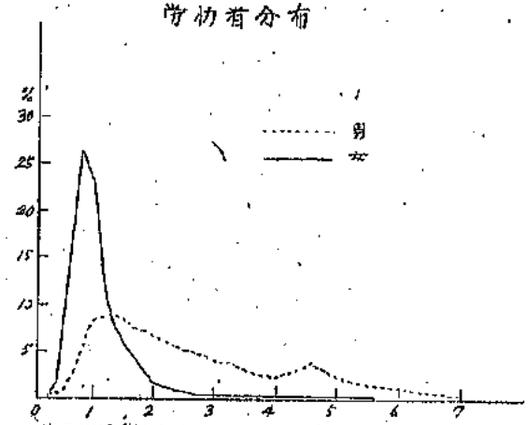

資料出所　労働省統計調査部「賃金構造基本調査」35年4月

これは，既に述べたところより婦人は，勤続年数の短かい若い年令者が圧倒的に多いことのほかに年令階級別勤続年数別賃金上昇傾向にも関係がある。すなわち男子の賃金は，一般的にその年令，勤続年数が高まるにつれて上昇するのに対し，婦人の場合は，必ずしもそうでなく25才以後は上昇の傾向が鈍化し，30～40才を頂点として下降の傾向を示している。年令階級別の男女の賃金の開きをみると，18才未満の婦人の賃金は6,207円で，男子の6,937円とあまり差がないのが年令が高くなるにつれて男女の差が大きくなり，40～50才の層では女子の賃金は男子の約3分の1となっている（第10図）。勤続年数別にみても，婦人の賃金は勤続年数が長くなるほど男子との差が大きくなっている（第11図）。

参考までに西ドイツの労働者の年令階級別賃金格差をみると，第12図のように労務者の賃金は，男女ともほとんど差がみられない。底辺の場合はいくぶん格差がみられるが，わが国ほど大きくない。

第10図　年令階級別，男女別，平均月間きまって支給する現金給与額

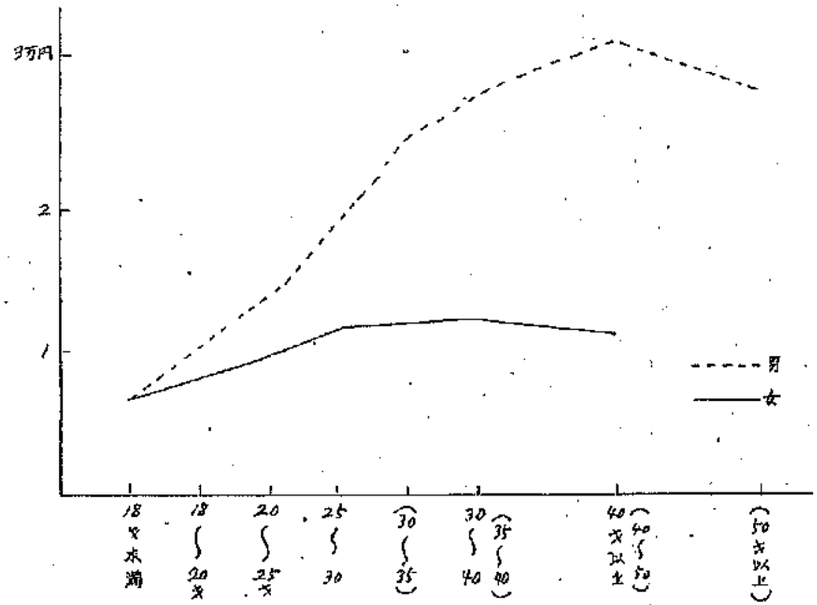

資料出所　労働省統計調査部「賃金構造基本調査」35年4月

(注)　(　) は男子のみ

第11図　勤続年数階級，学歴，男女別平均月間きまって支給する給与額（製造業，企業規模計，旧中，新制中卒）

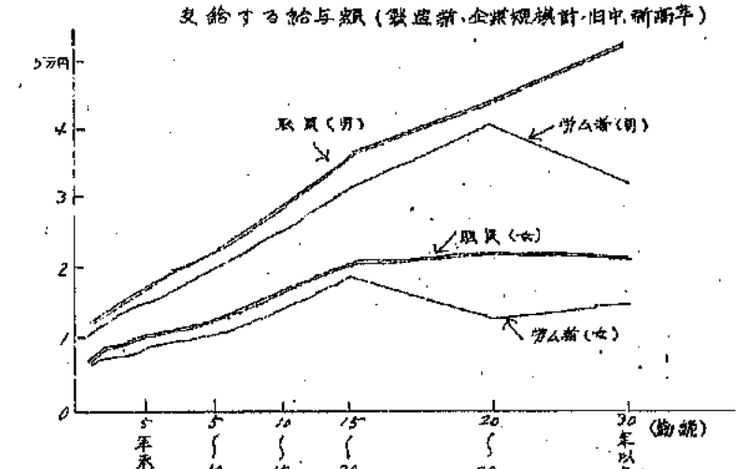

資料出所　労働省統計調査部「賃金構造基本調査」35年4月

第12図　年令別賃金格差の日独比較

(イ)　労働者の年令別賃金格差（30才未満＝100）

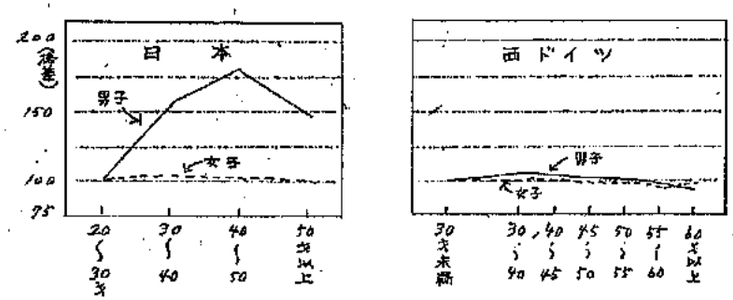

(ロ)　販売の年令別賃金格差（25才未満＝100）

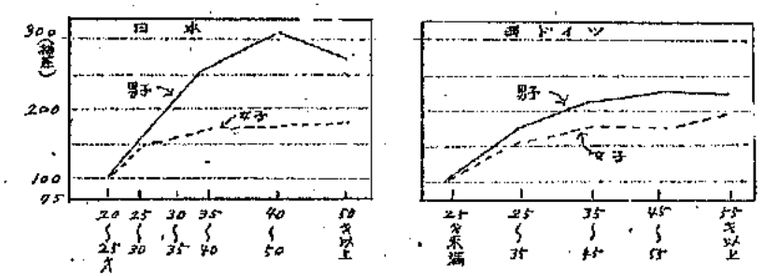

資料出所　労働省統計調査部「労働白書図説」（第9集）

日本は賃金構造基本調査 34年4月

西ドイツは1957年賃金構造調査

二．労働組合

戦後，労働組合の組織化は急速な発達をとげ，女子労働組合員数も急激に増加したが，昭和24年を頂点としてその後一時減少した。しかし，28年ごろから再び徐々に増加しはじめ，36年の女子組合員数は，戦後最高を示すに至った。これは雇用者が増加したことと，および未組織労働者の組織化が活発に行われたことなどによるといわれている（第58表）。

第58表　男女別労働組合員の推移

（各年6月末）

	組合員数		雇用者数	
	男	女	男	女
昭和23年	570万人	151万人	929万人	330万人
24	513	152	894	298
25	447	130	910	344
28	448	136	1,100	428
30	471	147	1,164	498
33	519	169	1,395	636
35	558	194	1,553	716
36	593	217	1,596	726

資料出所　組合員数　労働省統計調査部「労働組合基本調査」
雇用者数　総理府統計局「労働力調査」

(注)　28年以降の雇用者数は暫定試算（37.7.24）

労働省「労働組合基本調査」によると昭和36年6月現在の全国の単位組合数は45,096，女子組合員数は217万人（前年に対し23万人増）で，組合員総数の26.7％（前年25.7％）を占めている。婦人組合員の産業別分布をみると，製造業がもっとも多く87万人（40.9％），ついでサービス業の40万人（18.4％），卸売小売・金融保険・不動産業29万人（13.1％）となっている。なお，製造業のかなりの部分（16.1％）は繊維工業に，サービス業の過半数は教育関係によって占められている（第59表）。

第59表　産業別女子単位労働組合員の分布

産業	100.0％（217万人）
建設業	6.2
製造業	40.9
（繊維工業）	（16.1）
卸売業・小売業	4.7
金融・保険業	8.4
運輸・通信・電気ガス・水道	10.8
サービス業	18.4
（教育）	（11.7）
公務	8.7
その他	2.5

資料出所　労働省統計調査部「労働組合基本調査」36.6

雇用者総数中に占める組合員の割合（組織率）をみると婦人は29.9％（前年28.0％）で男子の36.6％をかなり下回っている。婦人の組織率を産業別に見ると，最高は，公務の98％で，ついで運輸・通信・電気ガス水道業（65.5％），建設業（61％）となっている。製造業，サービス業，は女子雇用者が多いにもかかわらず，組織率は低く，それぞれ32％，26.5％である。

婦人組合員は，全体の4分の1を占めているにもかかわらず，組合の役員となっている婦人は非常に少いのではないかと想像される。最近は，男女別組合役員選出等についての全国的調査がないが，労働組合運動が活発であった昭和23年においては婦人の役員は組合員の1％にすぎず（男子5％），28年には，婦人の役員は組合員の1.3％で男子の5.3％を大巾に下回っている（労働組合基本調査），女子労働者の多い全国繊維産業における婦人役員選出状況をみても，婦人の役員は組合員の1.1％，男子は5.6％である（31年12月末，婦人少年局調）。

4　農家の婦人

4. 農家の所得

(1) 最近の農業の動向

30年ごろを境として日本経済が新たな発展を示したが，これとほぼ同じ頃から，農業もまた新しい展開を示した。農林省「農業の動向に関する年次報告」（36年）によれば，30年以降農業生産は戦前水準を3割以上上回る水準で安定した伸びを示したが，これは，農地改革による自作化や小作料負担の激減，耕作権の安定に伴う農業者の生産意欲の向上，資本装備の増大，農業技術の進歩，公共投資による生産基盤の整備等が総合された効果を現わしたものと見られている。つぎに，経済の高度成長にともなう農産物（とくに畜産物・果実など）需要が増加し，食糧の消費構造の高度化が進み，その結果，農産物の商品化率も著しく増大した。第三に第二次，第三次産業の雇用の拡大にともなって農家労働力の他産業への移動も増大し，農業就業者が減少し，省力技術の発展を促がし，また，農業構造の改善の契機をも与えている。

一方，農業経営に目を向けると，30年以降もひきつづき農業を主とする第二種兼業農家が増加しており，最近規模経営も急激に進展しはじめている。また，農休日の実施をはじめとして，わずかではあるが，いわゆる農業法人，月給制を実施する農家が見られるなど，経営面においても変化が見られるようになった。

しかし，最近における重化学工業化を中心とする日本経済の急速な成長のなかで，農業の成長は工業にくらべて著しいおくれをみせ，その結果，国民所得に占める農業所得の割合は30年度の19.9％から35年度には10.8％へ，さらに，36年度は9.8％に低下した。また，他産業にくらべると，農業の生産性の上昇はかなり低く，32～34年平均を基準とした生産性指数は，第60表に示したとおり，36年は115.7で前年に対して3.8％上昇したが，同一基準年次による36年の製造業の生産性指数は159.3で前年に対し13.8％増で，農業のそれよりもはるかに高い上昇を示している。一方，生活水準においても，農家と都市世帯とのあいだには格差

が見られ農家の世帯員1人当り家計費は，全国勤労者世帯のそれよりもかなり低く，36年度は95.9%で前年（95.8%）よりも格差がわずかに縮少したが34年（96.6%）より拡大している。

このような最近の農業の動向は農家における婦人の生活にも影響を与えていると見られるが，以下，とくに，婦人の就業に関係の深い動きを中心に概観しておこう。

第60表　農業・副業の生産性指数

（32－34年度平均＝100）

	農業		製造業	
	就業人口指数	生産性指数	就業人口指数	生産性指数
指数				
28	108.9	67.8	84.1	66.2
29	107.8	95.4	82.4	67.6
30	108.7	90.4	87.3	71.9
31	105.9	89.5	90.8	86.5
32	103.7	93.0	97.1	91.2
33	99.0	101.5	101.0	90.7
34	97.3	106.1	101.8	117.8
35	94.4	111.5	108.1	138.2
36	91.9	115.7	115.1	159.3

資料出所　農林省「農業の動向に関する年次報告」（37年版）

（注）生産性指数は生産指数を就業人口指数で除したもの

まず，農家戸数についてみると，30年から35年にかけて農業人口は減少の傾向をたどったにもかかわらず，農家数は増加しており35年は600万戸（世界農林業センサス）を30年よりも約1万5千増加している。しかし，36年以降は農家数も減少の傾向を示し，農業調査結果報告（36年）では590万戸である。経営規模別農家構成は，30年～35年の間においては1.0町を境としてそれより規模の大きい農家層が増加し，規模の小さい農家層が減少する傾向を

第61表　経営規模別農家数の推移（全都府県）

（単位：千戸）

	農家数			増減	
	30年2月	35年2月	36年12月	30～35年	35～36年
3反未満	1,268	1,246 (1,254)	1,199	△ 13	△ 68
3～5反	1,006	992 (984)	990	△ 22	△ 22
5反～1.0町	1,955	1,907 (1,898)	1,848	△ 58	△ 59
1.0～1.5町	981	1002 (999)	993	17	△ 8
1.5～2.0町	376	404 (403)	407	27	3
2.0町以上	209	237 (235)	244	27	8
例外規定	10	17 (17)	11	6	△ 5
計	5,806	5,823 (5,992)	5,692	△ 15	△ 151

資料出所　農林省「農業の動向に関する年次報告」（37年版）

（注）（1）30年は農林省「臨時農業基本調査」
35年は　〃　「1960年世界農林業センサス」
36年は　〃　「農業調査」による。
（2）30年および35年の（　）内は北美群島を除いた農家数である。
（3）36年の農家数は新設農家の把握率が著るしく低いので，零細規模の農家数はかなり過少となっている。
（4）4捨5入の関係で各農家層の農家数を加えたものは必ずしも計に一致しない。

示していた。ところが，35年～36年の動きをみると，このような農家数増減の分岐点は従来の1.0町から1.5町に上昇している（第61表）。このような変化がみられたといっても，零細農家は依然として多く，36年においても1町未満は70.6%を示している。しかし，'75年（74.5%）にくらべれば1町未満の農家は減少している。

このように零細農家が多いために，農業収入だけでは生活でき

ないものが多く，したがって

第62表　　専業・兼業別農家数

	総数	専業	兼業			農家総数に占める兼業の割合	
			総数	第1種兼業	第2種兼業	第1種兼業	第2種兼業
	万	万	万	万	万	%	%
昭和21.4.26	570	306	264	167	97	27.4	17.0
〃 25.2.1	618	309	309	175	134	28.4	21.6
〃 30.2.1	604	211	394	227	166	37.6	27.5
〃 35.2.1	606	208	398	204	194	33.6	32.1
〃 36.12.1	※590	155	435	180	255	30.5	43.2

資料出所　第36次農林省統計表（世界農林業センサス）＊「農業調査結果報告書」

注　専業農業とは世帯員中に自家農業以外の仕事で収入を得ているものが1人もいない農家をいい，兼業農家とは世帯員中に自家農業以外で収入を得ているものがいる農家をいう。このうち，第1種兼業とは，農業を主とする農家をいい，第2種とは農業を従とするものをいう。

兼業農家がいちじるしく増加している。昭和25年には専業・兼業農家ともに309万戸であるが，最近11年間のあいだに専業農家は半減し155万となり，一方，兼業農家は4割増の435万となった。その結果，農家総数に占める割合は兼業農家が圧倒的に多く73.7%となり，そのなかでも，農業を従とする第2種兼業農家の増加がめざましく，25年の21.5%に対し36年には43.2%に膨張している（第62表）。兼業農家における婦人労働への依存はたかまってきており，「1960年農林業センサス」によれば，総農家数の65.7%を占める兼業農家では8割以上9割近くは世帯主あるいはあととりが兼業に従事していて，しかも兼業農家の5割は世帯主が年間100日以上兼業に従事している農家であるく「36年度「農業の動向に関する年次報告」80頁）。兼業農家のなかでも，第二種兼業農家における婦人労働の比重はいちじるしく高く，農業

従事者中男子比率（36年，全都府県）は専業農家，第1種兼業農家がともに50%に対し，第二種兼業農家は37.2%であるく37年度「農業の動向に関する年次報告」89頁；表V－17），いわゆる「主婦農家」の増加というのは第二種兼業農家のなかに見られる現象である。

他方，前掲第61表に示したように35年から36年にかけて2町以上の農家が増加しているが，これら専業農家のなかには企業として農業経営を行なうものが目につくようになり，主婦農家とは異った動きが注目されるようになった。今後しばらくの間は，このような専業農家と主婦農家が平行して存続していくであろうと見られている。

第63表　農業就業者数（15才以上）

	農業就業者		就業者総数に占める農業の割合	
	男	女	男	女
昭25年	982万人	830万人	35.7%	60.3%
30	909	777	29.6	50.0
35	606	716	22.8	42.0

資料出所　「国勢調査」

（注）　昭和25年は14才以上就業者数

つぎに，農業就業者の推移をみると，30年以降，第二次第三次産業の雇用の増大にともなって，男女ともに減少しているが，とくに男子の減少がいちじるしい。すなわち，30年を100として35年を比較すると（国勢調査）女子は92%（61万減）減少したが，男子は80.5%（103万減）で女子よりも減少がいちじるしく，実数をみると女子は716万で男子よりも110万人多くなっている（第63表）。つまり，従来から我が国婦人就業者の過半数を占めていた農業就業者は，30年以降急に減少しはじめ，35年にはその割合は42%になったが，農業における婦人労働の比重はたかまってきており，25年は57.5%に対し35年は53.3%と上昇している。

つぎに，どのような年令層が農林業から離れているかについてみると，まず，新規学卒者で農林業に就業するものの減少が目に

つく。このことについては前章「転業」のところでもふれたが，25年には，新規中学卒業生の約6割は農林業に就業しているのに対し，36年にはわずかに約1割が就業したにすぎない。新規高校卒業生についても，農林業就業者は減少の傾向がみられ，とくに，女子の減少が目だっている（第64表）。これは農業県においても見られる傾向で，第65表に示すように，35年において新規中学

第64表　新規学卒者のうち農林業就業者の割合（%）

	中学		高校	
	男	女	男	女
25年	61.9	60.1	23.3	22.0
30〃	32.8	30.8	20.8	12.9
35〃	15.2	12.3	11.0	4.4
36〃	10.8	8.8	8.3	3.1

資料出所　文部省「学校基本調査」

第65表　農業県における新規学卒就職者（中卒）の就職先の産業別構成

	男		女	
	30.3卒	35.3卒	30.3卒	35.3卒
総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
農業	45.0	21.9	46.4	19.8
林業	1.2	0.6	0.2	0.1
漁業	4.4	2.8	0.8	0.4
鉱業	0.5	0.2	0.1	0.0
建設業	3.0	3.9	0.1	0.1
製造業	26.8	54.3	24.0	50.7
卸小売金融不動産業	9.9	9.0	9.5	9.1
運輸通信その他公益事業	1.2	1.6	0.9	0.8
サービス業	4.3	5.3	15.4	15.8
公務	0.3	0.2	0.5	0.3
その他	3.4	3.1	4.3	2.9
就職者総数	70,446	71,796	69,811	69,020

卒業者総数	153,276	159,516	145,409	156,215
進学者総数	73,951	79,759	60,502	72,520
進学率	(48.2)	(50.0)	(41.6)	(46.4)
就職率	(46.1)	(45.0)	(46.6)	(42.9)

資料出所　農林省農村経済回参報 No.10.11合併号

（注）1. 文部省「学校基本調査」による。（35年は速報）

2. 農業県とは，青森，岩手，秋田，山形，茨城，千葉，鳥取，鹿児島，宮崎，鹿児島の諸県である。

3. 30年3月卒の就職は，景気後退の影響が多分に作用している。（とくに製造業への就職）。

卒業者で農林業に就業したものは男女ともに約2割で，30年にくらべると半分以下になっている。また，農業県においても中学卒で進学するものが増加しており，とくに女子の進学率が急速に高まっていることと農業就業者の減少と関係があろう。このように農家から他産業に就業したものは新規学卒者を中心とする若年層が多いことは，終身雇用と年功序列賃金という日本特有の雇用制度を反映していると言えよう。しかし，近年は中年令層や，経営主あととりの移動も増加している。農林省「農林漁家就業動向調査」によれば，36年において20才以上のもので離村により他産業に就職したものは前年にひきつづき増加しているが，第66表に見るように女子よりも男子の流出者が多い（男子35年8万人，36年8万9千人，女子35年4万1千人，36年4万7千人）。また，人口移動に関係なく通勤形態による他産業就職者も増加の傾向を示している。36年は前年に対し1.4%増加し，とくに20才以上の男子，経営主，あととりの増加が目につく。通勤就職者の56.7%は19才以下であるが前年（65.5%）より若年層が減少しており，世帯での地位をみると，経営主・あととりの増加がいちじるしく，総数の36.5%となり35年の30%よりも増加している。参考までに離村就職者に占める経営主・あととりの割合をみる

と14.5%で通勤就職者の方がはるかにその割合が高い（第66表）。

第66表　農林漁家世帯員の他産業への就職者数

		実数（100人）				対前年比（%）			
		離村形態		通勤形態		離村形態		通勤形態	
		35年	36年	35年	36年	35/34	36/35	35/34	36/35
総数		4,248	4,415	2,820	3,217	103.4	103.9	123.2	114.1
男	総数	2,418	2,509	1,549	1,833	107.4	103.8	120.7	118.3
	19才以下	1,678	1,622	889	864	101.9	100.2	123.1	97.2
	20～34才	644	810	500	629	127.1	108.9	114.9	129.8
	35才以上	56	77	160	320	101.8	137.5	127.0	200.0
女	総数	1,830	1,906	1,271	1,384	98.5	104.2	126.3	109.0
	19才以下	1,417	1,438	955	760	96.7	101.5	125.3	100.5
	20～34才	383	430	261	327	102.5	112.3	123.7	142.5
	35才以上	30	38	45	99	142.9	126.7	166.7	180.0
世帯主との地位別	農業主	50	71	233	405	156.3	142.0	126.6	173.8
	あととり	550	581	412	494	119.3	105.6	124.9	126.5
	その他の家族	3,648	3,763	1,975	2,040	105.9	103.2	222.5	103.3

○ 離村形態とは世帯を離れて就職したもの，通勤形態とは世帯から離れずに就職し通勤しているもの

資料出所　農林省「農林漁家就業動向調査」

以上述べたような若年層の移動や通勤態様の就職者の増加の傾向にともなって，農業就業者の構成は中高年層や婦人の比重が高まり，将来における農業生産の停滞のおそれが指摘されている。一方，農村の労働力不足にともなって，従来，過剰人口を前提としていた農村社会のしくみがくずれ，婦人が農家における主要な働き手となることに関連して婦人の地位は高まり，これを核として農村の意識・しきたりなどは変わるであろうことの見解もある。いずれにせよ，ここしばらくは，中年以上の婦人労働に依存せざるを得ないことは農林省資料からも認識されることであり，この事実にもとづき，農業生産の発展とともに農業に就業する婦人の福祉の増進のための適切な施策がのぞまれている。

(2)　農業における婦人労働の推移

農業就業者のなかで，婦人の比重が高くなってきていることについては前項で述べたが，ここでは農家婦人の家族農業就業状況の推移について見ることにする。

農業に働く婦人の84%は家族従業者として，無償で家業に従事している。最近5年間の推移を見ると，農業婦人就業者のなかで家族従業者の占める割合はいくぶん減少し，農主の増加が目につく。

第67表　従業上の地位別農業就業者数

単位　1,000

		総数	農主	家族従業者	雇用者	家族従業者の就職における割合
男	昭和25年	7,819	4,460	3,035	323	38.8%
	30年	7,088	4,215	2,623	250	37.0
	35年	6,057	3,922	2,000	125	33.0
女	昭和25年	8,314	861	7,250	201	87.2
	30年	7,768	918	6,691	160	85.7
	35年	7,159	1,027	5,991	140	83.5

資料出所　国勢調査

参考までに男子についてみると，65%は農主で家族従業者は3%にすぎない（第67表）。

このように我が国の農業は家族を中心とする労働力によって営まれているが，農家一戸当り家族員の就業状況をみると，農林省「農家基済調査」自家農業に従事しているものは女子が[illegible]年は，女子2.19人，男子0.93人となっている。最近10年間のうごきをみると男女ともに減少の傾向をたどっているが，とくに男子の家族農業就業者の減少がいちじるしい。（25年＝100とすれば，35年―女96%，男62%）。一方，賃労働をこころざすものや他出出稼が男女ともに増加している（第68表）。

年令階層別に家族農業従業者数についてみると，25年以下女子は35才未満は次第に減少し，35年には25年にくらべると20，未満

第68表　農家家族員の就業の推移（一戸当平均）

		男				女			
		25年	30年	34年	35年	25年	30年	34年	35年
家族員数		3.25人	3.02人	2.96人	2.93人	3.36人	3.20人	3.01人	2.99人
家族農業を主とするもの		1.44	1.26	0.93	0.89	1.55	1.39	1.24	1.19
自営兼業を主とするもの		0.05	0.03	0.08	0.08	0.01	0.01	0.03	0.03
賃労働を主とするもの		0.08	0.20	0.32	0.32	0.01	0.05	0.11	0.12
	臨時的なもの			0.11	0.11			0.03	0.04
	恒常的なもの			0.21	0.21			0.08	0.08
賃労働を主とするもの		0.24	0.16	0.18	0.18	0.06	0.04	0.04	0.05
非就業者		1.43	1.38	1.24	1.23	1.72	1.70	1.57	1.54
他出家族	他出出稼	0.04	0.08	0.14	0.17	0.02	0.05	0.09	0.11
	通学その他	0.01	0.03	0.03	0.03	0.00	0.01	0.02	0.02

資料出所　農林省「農家経済調査」

第69表　家族農業従業者の推移（一戸当り平均）

		25年	30年	34年	35年
		人	人	人	人
男	0～20才未満	0.26	0.09	0.04	0.04
	20～35 〃	0.61	0.49	0.34	0.30
	35～60 〃	0.71	0.59	0.52	0.52
	60～	0.20	0.20	0.18	0.18
	計	1.78	1.37	1.08	1.04
女	0～20才未満	0.25	0.10	0.06	0.05
	20～35 〃	0.67	0.58	0.47	0.44
	35～60 〃	0.69	0.61	0.61	0.62
	60～	0.13	0.13	0.13	0.12
	計	1.74	1.42	1.27	1.23

資料出所　農林省「農家経済調査」

は，5分の1，20才～35才未満は3分の2に減少したが，35才以上は30年以降ほとんど停滞している。同期間の男子の減少傾向は女子よりもいちじるしく，20才未満は6分の1，20才～35才未満は半分となっており，女子が停滞の傾向を示している35～60才未満の層においても35年は25年の7割に減じている（第69表）。

このような傾向は労働時間にも見られる現象で，1戸当平均家族農業従業者は30年においては女子が男子よりも0.05人多く就業しているが，年間農業従業時間は男子2524時間，女子2252時間で，女子の従業時間は男子より272時間短くなっていた。ところが，35年には女子の家族農業時間が男子のそれよりも74時間長くなっており（男子1825時間，女子1899時間），この差は前年（57時間）よりも上回っている。年令階層別に家族農業従業時間をみると，女子は35才未満は30年以降かなり短縮されてきているが，

第70表　家族農業従業時間（一戸当平均）

	男			女		
	30年	34年	35年	30年	34年	35年
	時	時	時	時	時	時
～15才未満	20	10	9	10	6	5
15～20 〃	156	88	90	144	85	64
20～25 〃	935	628	570	951	758	678
35～60 〃	1101	926	904	988	969	965
60～	312	280	242	167	171	167
計	3524	932	1825	2252	1789	1899

資料出所　農林省「農家経済調査」

35才以上は大きな変動はみられない。しかし，男子は35～59才の層においても女子よりもはるかに短縮されている（第70表）。

専従（労働日数年間150日以上のもの），補助者（労働日数

年間60日～149日までのもの）別に家族農業従業者の推移をみると，第71表に見るように女子非従者の中心となる年令層は20～59才までのものであるが，30年には，35才未満と35才以上の従業者層はそれぞれ0.38人，0.39人でほとんど差は見られなかった。しかし，35年には35才未満は0.28人となり0.1人減少したのに対し，35才以上は0.38人でわずか0.01人減少したにすぎない。同期間における女子の補助者についてみると，専従者ほどの変動はないが，20才～35才未満の層は0.20人から0.16人に減少したのに対し，35才～60才未満のものは0.22人から0.24人に増加している。参考までに同期間の男子についてみると，専従者は20才～35才未満では0.39人から0.23人へ，35才～60才未満では0.46人から0.37人へと女子よりも大巾な減少を示している反面，補助者で

第71表　専従，補助者別家族農業従業者（一戸当平均）

		男			女		
		33年	34年	35年	30年	34年	35年
		人	人	人	人	人	人
専従者	0～20才未満	0.05	0.02	0.02	0.05	0.03	0.02
	20～35〃	0.39	0.26	0.23	0.38	0.31	0.25
	35～60〃	0.46	0.38	0.37	0.39	0.39	0.38
	60～	0.12	0.10	0.10	0.05	0.05	0.04
	計	1.02	0.72	0.72	0.87	0.78	0.72
補助者	0～20才未満	0.04	0.02	0.02	0.05	0.03	0.03
	20～35〃	0.10	0.08	0.08	0.20	0.16	0.16
	35～60〃	0.13	0.14	0.14	0.22	0.22	0.24
	60～	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08
	計	0.35	0.32	0.32	0.55	0.49	0.51

資料出所　農林省「農家経済調査」

（注）専従者とは1年間の自家農業従事労働日数が150日以上のもの

補助者とは上記自家農業従事労働日数に至らない者で，年間雇出の労働日数合計が60日以上149日までのもの

は，20才～35才未満は0.10人から0.07人へとわずか減少しているが，反対に35才～60才未満は0.13人から0.15人へとわずかながら増加している。以上を要約すると，家族経営従事者は全般的に減少の傾向を示したが，若年層，中年男子の減少がいちじるしく，その結果，35才以上の女子の比重が相対的に高まってきたと言えよう。このような農業就業構造の変化は35年以降も急激に進んでいるが，地域や規模によって一様ではない。37年度「農業の動向に関する年次報告」によれば「関東，近畿などの大都市近郊では，都市化の影響による女子基幹労働力の家事面への移行もあって，女子の比率は相対的に低くなっている」ことが指摘されている。

経営規模別に家族農業従事者に占める女子の割合をみると，規模が小さくなるほど女子労働力に依存する傾向がつよく，35年農家経済調査によれば0.3町未満では70.7%，0.3町～0.5町未満では62%が女子で占められているが，1町以上の農家では50%とわずかに上回る程度となっている（第72表）。35年と32年の経営規模別の家族農業従業時間を比較すると，あらためて言うまでもなく，すべての規模にわたって男子の従業時間の減少が女子よりもいちじるしいがとりわけ，3反未満における男子の従業時間の減少が目につく（第73表）。

第72表　経営規模別家族農業従事者に占める女子の割合（35年）

	%
0.3町未満	70.7
0.3町～0.5町未満	62.0
0.5町～1町〃	53.3
1町～1.5町〃	50.3
1.5町～2町〃	50.5
2町以上	51.2

資料出所　農林省「農家経済調査」

第73表　経営規模別家族農業従業時間（全府県1戸当り平均）

	男		女		32年を100とする35年の割合(%)		従業時間総数に占める女子の割合(%)	
	32年	35年	32年	35年	男	女	32年	35年
	時間	時間	時間	時間				
0.3町未満	1790	1465	848	816	81.8	96.2	60.5	63.8
0.3町～0.5町未満	2179	2025	1285	1223	87.5	97.5	58.7	58.7
0.5町～1町	2052	1836	2403	1954	89.5	97.5	49.5	51.5
1町～1.5町	2530	2346	2497	2549	93.0	90.6	46.8	48.0
1.5町～2町	3986	3170	2971	2561	79.0	75.7	44.2	47.5
2町以上	3541	3473	3363	3115	70.3	92.3	46.6	49.0

資料出所　農林省「農家経済調査」

このように従業農業者の減少にもかかわらず，農業生産性が向上しているのは，農業技術の改善，動力による農機具の普及によるところが大きい。参考までに農機具の普及状況をみると

第74表　農機具普及状況（一戸当平均）

	25年	30年	34年	35年
	台	台	台	台
発動機	0.1	0.29	0.30	0.32
動力 駆動型	0.0	0.02	0.04	0.06
耕耘機 牽引型			0.04	0.07
動力噴霧機	0.0	0.02	0.04	0.04
動力脱穀機	0.3	0.46	0.48	0.51
動力揚水機	0.2	0.17	0.16	0.16
籾摺，精麦機	0.1	0.16	0.15	0.15
動力カッター	不明	不明	0.07	0.09
農用オート三輪車	〃	〃	0.01	0.02
畜力人力作業機				
犂	0.9	0.85	0.66	0.65
砕土機	1.0	0.82	0.61	0.60
カルチベーター	0.1	0.13	0.12	0.12
足踏脱穀機	0.7	0.54	0.36	0.34
牛馬車	0.0	0.24	0.28	0.24
荷車リヤカー	0.8	0.87		

資料出所　農林省「農家経済調査」

第74表に示す通り，発動機動力耕耘機，動力脱穀機，動力噴霧機など動力による作業機などは25年以降急激に普及したが，同期間において足踏脱穀機，犂のように人力・畜力による作業機はかなり減少している。このような動力による農業機械の普及により，農業経営費に占める農具修繕費及び減価償却費は25年以降増加の傾向をたどっており，35年は15.1％であるが，これは25年の約4倍増である（第75表）。また，農業労力の節減に関係のある農業薬剤の農業経営費に占める割合も増加しており，25年の2.7％に対し35年は3.6％となっている（第75表）。

第75表　農業薬剤，農具修繕費などの農業経営費に占める割合（1戸当平均）

	25年	30年	34年	35年
農業経営総額	100.0％	100.0％	100.0％	100.0％
	（37,529円）	（116,948円）	（115,986円）	（133,422円）
農業薬剤	2.7	2.9	3.6	3.6
農具修繕及び減価償却	3.8	12.5	15.0	15.1

資料出所　農林省「農家経済調査」

(3) 農家生活と婦人

昭和30年ごろから農業経済が新しい展開を見せたように，農家の生活にも変化があらわれてきている。従来，農家では家族労働に依存するために，子供の数は多いほどよいとの考えが根づよく，また，長時間働くことがよいとされ，家庭生活を楽めることをせいたく視する傾向が強かった。しかし，最近，都市の家庭生活が次第に近代化の方向に進みはじめており，前章で述べたとお

り，農家の世帯主，息子，娘など都市への在宅通勤者の増加や婦人団体，農協婦人部などの組織的活動などによって農家の人びとの生活意識や生活様式にも都市化の傾向があらわれている。例えば，都市世帯においては，戦後，急激に一夫婦当り子供数が減少しはじめているが，農家においても都市世帯よりも減少率は低いが，出生率は低下しており，その結果，家族人員が減少の傾向をたどっている。すなわち，次の表に見るように，農家の家族人員は25年には5.61人であったが，35年は5.20人となり，さらに36年には5.12人に減じ，25年にくらべると約1人減少したことになる。また，水道などの社会的施設も次第に普及し，台所改善をはじめ，テレビ，ミシン，洗濯機などの家庭用品も普及し生活水準の向上に対する意欲が強くなってきている。農家の子女の教育に対する関心も高まってきており，近年，上級学校に進学するものの増加が目につく。また，農家の婦人の過労をなくすために，農休日を設定する部落も次第に増加している（次の表）。

第76表　農家世帯員数と就学者数（1戸当平均）

	男		女	
	25年	35年	25年	35年
家族員数	3.25人	2.73人	3.36人	2.97人
通学その他	0.01	0.03	0.00	0.02

資料出所　農林省「農家経済調査」

第77表　農家における休日の有無（37年2月）

		総数	あり	なし
総数		100.0%	27.3%	72.7%
専業農家		100.0	31.9	68.1
第1種兼業農家		100.0	29.9	70.1
第2種 〃		100.0	26.0	74.0
各府県	5反未満	100.0	27.9	72.1
	5反～1町未満	100.0	24.1	75.9
	1町～1.5町 〃	100.0	38.5	61.5
	1.5町～2町 〃	100.0	34.9	65.1
	2町以上	100.0	49.2	50.8

このような農家生活の都市化の傾向は，婦人団体，農協婦人部などの組織的活動とあいまって，家族の人間関係の民主化，婦人の発言力の増大をもたらしたといえよう。また，農家における労働力の女性化の傾向にともなって，その質的低下が憂慮されているが，一面においては，婦人が責任をもたされることにより意欲的に仕事をする事例も見られ，婦人問題の立場からみれば，農家における婦人の地位の向上に役立っていると見ることもできよう。しかし，一般的にみれば農家の生活は都市世帯の生活よりもたちおくれており，農家の婦人は農業労働と家事労働の二重の負担によって過労になっているものが少なくなく，農業基本法にも「生活改善，婦人労働の合理化等により農業従事者の福祉の向上を図ること」と規定されており，今後の改善に期待することが多いのである。

まず農家生活を消費水準の面からみると30～34年度の間には平均年率2.7%，34年度には3.9%の上昇率であったのが，35年度には急激に上昇して7.3%に，さらに36年は大巾にのび14.5%に達した。一方，都市世帯の消費水準をみると30～34年の間には平均年率5.1%の割で上昇しており農家のそれよりもいちじるしく上回っていたが，35年度の前年度に対する上昇率は5.7%，36年は8.1%で，農家よりも上昇率がかなり低くなっている。　つまり，終戦後から28年までは農家の消費水準が都市世帯を上回っていたが，29年以降都市世帯の消費水準がいちじるしく向上し，35年度にはじめて農家の消費水準の上昇率が都市世帯のそれを上回ったことになる。このような農家の消費水準の向上は，商品生産農業の進展による農業所得の増加にもよるが，それ以上に産業の高度成長のもとで農外所得が著しく増加したことによるものと見られている。農家所得の構成をみても，農業所得の占める割合は，次の表に示すとおり，32年以降次第に減少の傾向を示しているのに対し（32年　6.6%，36年51.5%），農外所得のうちの労賃俸給収入は上昇の傾向

資料出所．経済企画庁「消費者動向予測調査」

をたどっている（32年27.3%，35年35.3%）。

さは，どのような面で農家の消費水準が向上しているかをみると，耐久消費財の購入や

第78表　農家経済の主要指標（全国農家平均1戸当り）

（単位　%）

		32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
農家所得の構成	農業所得	56.6	56.3	55.3	53.3	51.5
	農外所得	43.4	43.7	44.5	46.7	48.5
	賃労賃俸給収入	(27.3)	(27.3)	(30.3)	(31.7)	(35.3)
	農家所得	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
可処分所得の配分	家計費	93.8	92.7	91.4	89.2	89.2
	経済余剰	6.2	7.3	8.6	10.8	10.8
	可処分所得	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
農業所得による家計充足率		60.4	60.8	60.5	59.5	57.0

資料出所　農林省　「農業の動向に関する年次報告」（36年，37年）

（注）1）農林省「農家経済調査」による

2）農業所得による家計充足率とは，農業所得を家計費で除したパーセント

第79表　主要耐久消費財の普及率の推移（農家世帯）

	34年2月	35年2月	36年2月	37年2月
電気がま	4.7	9.1	14.2	19.4
電気冷蔵庫	—	1.3	2.5	4.5
電気洗濯機	6.8	8.7	14.5	22.9
電気ゴクツ	—	—	—	23.9
扇風機	—	6.4	8.8	12.4
テレビ	9.3	11.4	28.5	48.9
カメラ	17.3	16.1	18.0	21.4
オルガン	—	1.3	1.8	2.5
ミシン	52.5	54.9	60.1	62.8

資料出所　経済企画庁「消費者動向予測調査」

余暇消費に向けられており，たとえば，農家のテレビ普及状況をみると，経済企画庁資料によれば，34年2月には，4.3%にすぎなかったものが，35年2月11.4%，37年2月には48.9%となっている。また，電気がま，電気冷蔵庫・カメラなど家事労働軽減，あるいはレジャーのための耐久消費財は都市より普及率が低いが次第に普及しはじめている。（第79表）。

このような消費水準の向上は，農家の家計費の構成にも影響を及ぼしており，28年以降，家計費総額に占める飲食費は減少の傾向をたどっており，28年50.9%，36年41.2%）そのなかでも穀類の占める割合の減少が目立つ一方，住居費のなかの家具じゅう器費（34年6.0%，36年9.0%）の増加が顕著である。（第80表）。専業・兼業別に家計費の構成をみると，第81表に示すように，兼業農家の方が世帯員1人当り家計費と

第80表　農家家計費の推移　（一戸当平均）

		世帯人員	支出総額	食料費(1)		住居費	光熱費(2)	被服費	雑費
				計	穀類				
		人	円	円	円	円	円	円	円
実数（円）	昭和28年	—	285,722	139,948	71,303	31,609	14,584	34,684	64,197
	〃 30 〃	6.27	314,655	157,534	79,794	36,549	14,945	34,034	73,093
	〃 33 〃	5.86	325,335	154,939	75,149	37,242	14,829	35,069	83,238
	〃 34 〃	5.80	343,388	159,067	74,131	44,549	15,389	37,397	88,584
	〃 35 〃	5.72	369,682	168,310	72,347	51,115	17,197	41,620	97,040
	〃 36 〃	5.64	416,971	171,547	71,943	65,335	19,192	46,902	113,795
構成比（%）	昭和28年	—	100.0	48.9	50.9	11.1	5.1	12.4	22.5
	〃 30 〃	—	100.0	49.4	54.3	11.6	4.7	10.8	23.4
	〃 33 〃	—	100.0	47.6	48.5	11.5	4.6	10.8	25.6
	〃 34 〃	—	100.0	45.7	47.2	13.0	4.5	10.9	25.9
	〃 35 〃	—	100.0	45.5	45.0	13.9	4.7	11.3	26.2
	〃 36 〃	—	100.0	41.2	41.9	15.7	4.6	11.3	27.2

資料出所　農林省「農家経済調査」

（注）(1) 共同炊事，外食，学校給食費を含む　(2) 水道費を含む　(3) 家族員以外の贈与を含む

高く，家計費に占める飲食費の割合（エンゲル係数）も低くなっている。

第81表　都・農業別家計費

	非農業家	漁業農家			
		平均	漁労収入のいちばん多い	漁労者のいる	自営漁業
家族家計費(円)	373,492	400,147	310,352	423,011	384,663
うち飲食費(円)	164,177	169,252	144,801	171,454	168,292
エンゲル係数(%)	44.0	41.8	47.5	40.5	43.8
世帯員1人当り家計費(円)	62,157	69,139	55,321	70,385	62,445

資料出所　農林省「農家経済調査」(35年)

最近は農家の運営についても変化がみられるようになった。従来農家では「財布のひも」は家長がにぎっており，主婦はその命令によって家計をまかなっているものが多かったが，主婦農家の増加や農協婦人組織などの月給制，予算生活，家計簿の記入などの普及活動や，戦後の民主化の風潮などによって，家計の運営をまかされる主婦が目につくようになってきている。

以上述べたように，最近，農家の消費水準が向上したといっても，都市世帯の消費水準よりも低く，第82表に示すとおり，36年における農家の

第82表　農家と非農家の世帯員1人当り家計費の比較

	1人当り家計費		各世帯1人当り家計費を100とする農家の割合		
	35年	36年	34年	35年	36年
	円	円	%	%	%
全国農家	60,653	68,857	—	—	—
全国勤労者	77,971	90,751	74.6	75.8	75.9
六大都市を除く全国勤労者	73,722	83,318	82.8	81.8	82.6
6大都市勤労者	74,987	108,523	64.6	63.7	63.4
中小都市勤労者	78,557	88,282	78.0	77.2	78.0
全都市勤労者	85,700	97,577	71.2	70.8	70.6
全都市全世帯	81,584	93,519	74.5	74.3	73.6

資料出所　農林省「農業の動向に関する年次報告」(37年度)

(注)　農家は農林省「農家経済調査」による家族家計費，勤労者世帯および全世帯は総理府「家計調査」「特別家計調査」と「全国消費実態調査」による消費支出。

世帯員の1人当り家計費は全国勤労者世帯の75.9%にすぎない。また，家計費の構成をみても，前述のとおり最近農家におけるエンゲル係数が減少し，家具什器費の増加の傾向が目につくといっても，勤労者世帯に

第83表　家計費の費目別構成

（単位：%）

		34年	35年	36年
全国農家	総数	100.0	100.0	100.0
	食料	45.7	43.5	41.2
	(穀類)	(17.2)	(15.0)	(14.9)
	被服	10.9	11.3	11.3
	光熱	5.5	6.7	6.6
	住居	13.0	13.7	15.7
	(家具什器)	(6.0)	(7.7)	(8.0)
	雑費	25.9	26.7	27.2
全都市勤労世帯	総数	100.0	100.0	100.0
	食料	39.6	38.4	37.5
	(穀類)	(30.8)	(28.9)	(25.4)
	被服	12.5	12.6	12.7
	光熱	4.6	4.9	4.8
	住居	9.9	9.8	10.9
	(家具什器)	(5.0)	(5.0)	(5.4)
	雑費	33.4	34.4	34.1

資料出所　農林省「農業の動向に関する年次報告」(37年)

(注) 1) 穀類は穀類/食料=主食率である。

2) 農家の雑費には臨時費が含まれる。

くらべれば，エンゲル係数はかなり高く，また，教養文化費を含む雑費の割合も低くなっている。すなわち，第83表に示すとおり3ヵ年における農家計費と，全都市勤労者世帯の家計費の構成を比較すると，エンゲル係数は農家が41.2%に対し，勤労者世帯は34%となっており，しかも農家は食料費にしめる穀類の割合が24.9%で，勤労者世帯の25.4%にくらべるといちじるしく高い，

第84表　耐久消費財の所有状況(37年2月)

(単位 %)

	農家				勤労者世帯
	平均	専業	第1種兼業	第2種兼業	
洋服ダンス	42.9	35.9	42.0	64.1	66.5
ミシン	62.8	62.1	59.9	66.3	97.2
カメラ	24.4	12.8	20.3	31.0	51.3
ラジオ	79.3	77.7	80.7	89.2	81.6
扇風機	12.4	6.4	9.1	20.6	45.3
電気蓄音機	5.1	3.2	4.0	8.0	17.0
テレビ	48.9	48.3	42.4	56.5	79.6
電気洗濯機	22.9	17.8	21.0	30.1	55.2
電気ガマ	19.4	13.4	16.4	23.6	43.4
電気冷蔵庫	4.8	1.9	2.6	10.1	24.4
電気ゴタツ	23.9	16.2	21.8	33.6	56.5
オートバイ・スクーター	29.5	26.1	27.0	27.0	9.9

資料出所　経済企画庁「消費者動向予測調査」

最近，農家における住居費，そのなかでも家具じゅう器費が，勤労者世帯のそれをいくぶん上回ってきているが，主な耐久消費財の所有状況をみると，第84表に示すとおりオートバイ・スクーターをのぞいて，電気洗濯機，電気こたつなどのように家事労働の軽減に役立つ電化器具や，テレビ，カメラなどの娯楽的器具などの普及率は勤労者世帯よりも低くなっている。専業，兼業別に耐久消費財の普及状況をみると，第二種兼業農家が普及率がもっとも高い。また，住宅事情をみると，総理府「住宅統計調査結果報告」(33年)によれば，世帯員1人当り畳数では市部の4.1畳に対して郡部は4.7畳となっており，面積からいえば農家住宅の方が都市住宅よりも広く良好のように推量されるが，構造的にみれば，採光，通風，保温などの点では，一般的にいって農家住宅は都市住宅に比べて劣っているものが多いと見られている。

食生活についてみても，最近　農家においても，穀類の消費が減少の傾向を示し，肉類牛乳の消費が急激に増大しており，栄養的にも改善されてきているが，(第85表)，都市世帯にくらべれば，まだ，米麦などの澱粉性食品が多く，肉，卵，牛乳などの動物食品の消費が少ない。その結果第86表に見るように，熱量は都市世帯よりも多いが動物性蛋白質や，脂肪の摂取量は少なくなっている。

食生活の栄養的不足や，過労があいまって

第85表　農民の主な食品群別摂取栄養量の動向

(全国平均1人1日当り)

		(1)総数	穀類	根菜類	魚介類	肉卵乳類	豆類
熱量	昭和26年	2,324	1,899	8.1	95.4	8.8	26.5
	〃 30 〃	2,295	1,762	11.6	59.0	17.8	61.2
(cal)	〃 35 〃	2,260	1,693	15.3	60.4	29.1	97.3
たんぱく質(g)	昭和26年	62.7	32.1	0.08	5.1	1.5	0.2
	〃 30 〃	64.5	36.2	0.12	8.4	2.0	0.6
	〃 35 〃	64.7	34.8	0.15	9.3	3.2	1.0
脂肪(g)	昭和26年	13.3	5.4	0.04	1.7	3.7	0.2
	〃 30 〃	16.6	5.1	0.06	2.0	4.5	0.5
	〃 35 〃	18.4	4.9	0.07	2.2	6.6	0.8

資料出所　農林省「農民栄養調査」

（注）　栄養摂取量の総計をあつかい、主な食品群として掲げた項目の合計とは一致しない。

第86表　農家と都市世帯の摂取栄養量（36年）

（1人1日当り）

	生産者（注）世帯	消費者（注）世帯
熱量（Cal）	2210.1	2035.5
動物性蛋白（g）	23.6	28.6
脂肪（g）	22.7	28.6

資料出所　厚生省「国民栄養調査」

（注）　生産世帯とは、現に農耕栽培を行なっている耕地の面積が3反（北海道は5反）以上ある世帯をいい、消費者世帯とは耕地の栽培地を全然有していない世帯をいう。

第87表　身体症候発現率（35年）

（単位%）

	（注）生産者世帯		（注）消費者世帯	
	男	女	男	女
健康者	73.2	72.9	84.7	78.6
有症者	24.8	27.1	15.3	21.4
貧血	1.9	3.1	1.3	2.8
口角炎	2.5	2.1	3.1	2.9
毛孔性角化症	2.9	4.6	1.8	3.0
ひえ症神経失	2.9	10.0	2.7	10.0
不眠的症状	6.8	7.2	3.2	4.9
浮腫	1.3	4.3	0.9	4.0

資料出所　厚生省「国民栄養調査」

（注）　第86表（注）参照

農家は都市世帯よりも健康者が少なく、男女別にみると、男子よりも女子に健康者が少なくなっている（第87表）。

一方、公共施設に目をむけると、婦人の家事労働軽減に役立つ水道は都市にくらべると農村はいちじるしくおくれている（第88表）。ガスについても同様に農村は立ちおくれていると推測される。

第88表　水道の普及状況

（37年3月）

		全人口に対する水道給水人口の割合（都府県の平均）
農村的	岩手	22.0%
	茨城	10.9
	島根	23.9
	宮崎	20.4
都市的	東京	95.6
	大阪	88.0
	神奈川	73.2

資料出所　厚生省「公衆衛生統計年報」

（注）　ここでいう水道とは、給水人口5000人以上の施設をもつ上水道、簡易水道、専用水道の合計である。

以上見てきたように、一般的にいって、農家の生活が都市のそれよりも低くなっていることは、婦人を過労に陥らせ、育児に影響するところが少なくない。参考までに、35年における乳児死亡率をみると、第89表に示すように、六大都市においては1000人に対し20.9人であるが、郡部は37.3人となっている。

第89表　乳児死亡率

	34年	35年
全国	33.7人	30.7人
市部	29.6	26.8
うち6大都市	24.9	20.9
郡部	40.0	37.3

資料出所　厚生省「人口動態統計」

（注）　出生1000人に対する1才未満の死亡乳児数

つぎに最近、社会的に話題となっている自由時間についてみると、今までに述べたような農家と都市世帯の生活水準の相違や、慣習などのちがいが影響して主婦の自由時間のすごし方にもかなりの相違がみられるのである。労働省婦人少年局「主婦の自由時間に関する意識調査」（34年2月）によれば、自由時間のないものは農家の主婦の方が都市世帯の主婦より多いと見られるく区部16%、市部24%、郡部28%）。自由時間の内容についてみると、第90表に示すとおり、農家の多い郡部の主婦は"読書"が一位であるが、区部や市部より少なくその

かわりに"新聞"が多くなっており，また"裁縫・つくろいもの""子供の相手"など家事的な仕事をあげたものが他の地域より多い。しかも，自由時間に，自分の思う通りにくつろいだり，好きなことをすることについて，家族に気兼するものは農家の主婦に多く，家族の人間関係の近代化にも，立ちおくれがみられるようである（第91表）。

第90表　自由時間の内容

	総数	区部	市部	郡部
総数	100%	100%	100%	100%
読書	49	48	56	35
ラジオ	27	22	29	26
裁縫つくろいもの	25	20	23	34
子供の相手	13	8	13	15
新聞	12	10	4	29
編物	12	17	11	11
休息	12	10	13	11
雑談	10	4	10	14
テレビ	9	16	7	3
趣味	6	9	6	3
娯楽	4	4	5	2
その他	16	27	19	8

資料出所　労働省婦人少年局「主婦の自由時間に関する意識調査」（34年2月）

（注）二つ以上の内容を答えたものがあるため各項目の計は100%をこえる。

農家生活のおくれを是正するために，農林省は生活改良普及事業を行なっており，民間団体としては農業改同組合婦人組織の活動があげられる。農林省の生活改良普及事業は，昭和23年に発足したもので，全国に生活改良普及員を配し農家の生活改善の指導を行なっている。普及員の数は年々増加の傾向をたどり，36年には全国に1,850人の普及員が活躍しているが，これは10年前にくらべると2.3倍である。農業協同組合婦人組織は26年に全国的な連絡協議会が結成され，36年には318万人が加入している。

第91表　自由時間に家の人に気兼ねするか

		総数	気兼ねしない	気兼ねする 計	夫に	夫の父母に	その他の家族に	その他・不明
		100%	84%	16%	4%	9%	3%	2%
地域別	区部	100	90	10	3	4	2	1
	市部	100	85	15	4	8	3	1
	郡部	100	78	22	5	15	3	2
農家別	自営農林漁業	100	79	21	5	15	5	4
	自営非農林漁業	100	87	13	3	9	1	2
	雇用	100	88	12	1	8	1	2
	家族 農林漁業	100	69	32	6	23	6	2
	〃 非〃	100	83	17	4	8	3	3
	内職	100	89	11	4	5	3	1
	通勤	100	90	10	3	5	3	1

資料出所　労働省婦人少年局「主婦の自由時間に関する意識調査」（34年2月）

（注）「気兼ねする」と回答したものについては，二つ以上の内容を答えたものがあるので「計」と各項目の合計が一致しない。

これは，全国組織の結成をみた翌年（27年）の1.75倍で，農家一戸につき一人の婦人が加入しているものとすれば，農家の52.5%が農協婦人組織に加入していることになる。農協婦人組織の活動は広範囲にわたっており，生産経営面の知識，技術の普及，予算生活，月給制などの家計運営面の指導，生活改善，家族計画の普及，農婦病の防止などの健康管理，共同託児所の設置，農休日の設定，読書会，研究会などの開催，レクリエーション活動の推進などが主なものとみられる。

おわりに，今後の農家における婦人の地位に関係のある問題点を，婦人少年局の「全国婦人会談記録」「農村婦人問題座談会記録」などから，二三指摘しておこう。その一つは，最近農村においても，近代化，民主化のための活動がかなり広く行なわれ

るようになったが，それは「個」の確立という過程をへないで，急激に部落・村単位というように集団的に行なわれたことにより，婦人の生活は大きく改革されたことである反面に，新しい集団活動のなかに自己を見失うという現象が現われることである。個別的，最近集団的に教養や学習活動や，職業活動が行なわれる様子に結果，農家の婦人の家庭における発言力もたかまり，婦人の地位の向上にも役だち，生活のなかに楽しみを求めることができるようにはなったが，一方集団的に余暇をすごす場合は時間がとりやすいが，家庭で休養，読書などのために「一人で」すごす自由時間はとりにくいということがいわれている。これは，農家の住宅事情とも関係があり，若夫婦が個室をもつということさえ，まだ，一般的慣行とはなっていないことからみても，農家における個人の生活の確立の困難さが理解されるであろう。

このような「個」の埋没ということは，農業機械の購入や，家庭用耐久消費財の購入にも見られる傾向で，必要性よりも近隣への見栄で購入するという例が少なくなく，この点は都市世帯にも見られることであるが，農家では一そうその傾向が強いといわれている。農家の人手不足の解決策の一つとして，農業，家事の共同化がすすめられており，今後さらに農村は変ぼうするであろうが，正しい意味での「個」の確立がなされることによって，近代的，民主的な考え方も浸透し，婦人の生活もよりよいものになると見られるのである。

いま，一つの問題は，主婦農家の問題で，既に述べたようにこの場の主婦は家業をまかされることによって仕事に対する意欲が増しつつあるというプラス面もあるが，一方サラリーマン，工場労働者として社会的な感情や感覚をもつようになる，夫の側に主婦感情にずれが生じてくるという点である。このことは，まだ一般的な傾向とまではなっていないようであるが，農村問題の消滅者に注目されており，農村婦人の懇談会などで話題にされることが少なくなく，今後，この点についての解決策の検討も必要となるであろう。

5　結婚における諸問題

5　結婚における諸問題

婚姻、離婚の問題は婚人の生活のなかで、大きな比重を占めるものであるが、ここでは、主として「人口動態統計」（厚生省）と「司法統計年報家事編」（最高裁判所）によって、統計的に分析することにした。

(1)　届出からみた婚姻

厚生省「人口動態統計」によると、昭和36年の婚姻件数は89万件、婚姻率は人口1000対9.4となっている。戦後、婚姻率は復員、引揚などの影響を受けて、昭和22年に12.0（人口千対）と、戦前においても例を見ない最高の率を示し、その後2、3年間は10以上の高い婚姻率がつづいたが、昭和25年から急速に低下し、28年には7.8まで下った。29年以降は8.0前後が続いていたが、32年からは少しずつ上昇傾向を示している　（第92表）。※

第92表　婚姻件数及び率の推移

	実数	率（人口1,000対）
明治33年	347千	7.9
〃 43〃	441	9.0
大正 9〃	546	9.8
昭和 5〃	507	7.9
15	667	9.3
22	934	12.0
25	715	8.6
28	682	7.8
30	715	8.0
32	773	8.5
34	847	9.1
35	866	9.3
36	890	9.4

資料出所
厚生省統計調査部
「人口動態統計」
(注) 昭和36年は概数である。

※参考までに諸外国の婚姻率をみると、第93表のように各国とも終戦直後の昭和21、22年頃はかなり高率であったが、その後しだいに低くなってきている。

第93表　諸外国の婚姻率（人口1000対）

	日本	アメリカ	フランス	西ドイツ	イタリア	スエーデン	イングランド・ウェールス	オーストラリヤ
大9～13(1920～24)	7.1	10.9	11.0	—	9.4	6.5	8.3	8.4
昭5～9(1930～34)	7.6	8.9	7.7	—	7.0	5.1	7.9	6.8
15 (1940)	9.3	12.1	4.4	—	7.1	5.3	11.2	11.1
22 (1947)	12.0	13.9	10.5	10.4	9.6	8.8	9.3	10.1
25 (1950)	8.6	11.0	7.9	10.8	7.7	7.7	8.2	9.2
30 (1955)	7.0	9.3	7.2	8.8	7.6	7.2	8.1	7.8
32 (1957)	8.5	8.9	7.0	9.0	7.5	7.0	7.7	7.6
33 (1958)	9.0	8.3	7.0	9.1	7.7	6.8	7.5	7.5
34 (1959)	9.1	8.5	7.1	9.2	7.8	6.3	7.5	7.4
35 (1960)	9.3	8.5	7.0	9.4	7.9	6.6	——	7.3

資料出所　厚生省統計調査部「人口動態統計」（35年）

「Demographic Yearbook 1952, 1958, 1959」より、昭和35年は国連統計月報 October 1960による。

同じく人口動態統計によって届出をおこなった夫婦相互の初婚・再婚の割合をみると、第94表のように夫妻ともに初婚がもっとも多く、昭和35年は90.1％となっている。終戦直後の昭和22，23年頃は、夫初婚妻再婚がかなり多くみられたが、最近は再婚の割合がしだいに減少してきている。

第94表　初婚・再婚別婚姻件数（％）

	総数	夫妻共初婚	夫初婚妻再婚	夫再婚妻初婚	夫妻共再婚
昭和10年	100.0	84.6	2.6	8.1	4.7
22	100.0	80.8	7.2	7.3	4.7
25	100.0	81.4	4.8	7.7	6.1
30	100.0	87.3	2.5	6.6	3.7
32	100.0	88.9	2.2	5.9	3.0
33	100.0	89.3	2.1	5.7	2.9
34	100.0	89.9	2.0	5.4	2.7
35	100.0	90.1	2.0	5.3	2.6

資料出所　厚生省統計調査部「人口動態統計」（35年）

（注）　昭和22年以降の婚姻件数はその年に挙式し、その年に届出たもののみを対象にしている。

平均初婚年令は、近年上昇の傾向をみせており、昭和35年は夫27.2才、妻24.4才で、昭和25年頃にくらべると夫妻とも1年以上高くなっている（第95表）。

第95表　平均初婚年令の推移

	夫	妻	年令差
10 (1935)	27.8	23.8	4.0
22 (1947)	26.1	22.9	3.2
25 (1950)	25.9	23.0	2.9
30 (1955)	26.6	23.8	2.8
32 (1957)	26.9	24.0	2.9
33 (1958)	27.0	24.2	2.8
34 (1959)	27.1	24.3	2.8
35 (1960)	27.2	24.4	2.8

資料出所　厚生省統計調査部「人口動態統計」

（注）　挙式時の年令による。

また、夫と妻との年令差が小さくなる傾向がみられ、戦前（昭和10年）に4.0才であったのが、戦後昭和22年は3.2才、35年には2.8才となっている。

昭和35年中に挙式して届出のあった婚姻のうち、初婚者の結婚年令をみると、夫は25～29才がもっとも多く61.3％を占め、妻は20～24才がもっとも多く61.1％となっている（第96表）。

再婚者の年令は、夫は30～34才が27.7％、妻は25～29才が30.3％でもっとも多く、初婚の妻の場合は30才以上のものが5.8％にすぎないが、再婚の妻の場合は30才以上のものが過半数を占めている　（第97表）

第96表　年令階級別初婚件数（%）

	夫	妻
総数	100.0	100.0
20才未満	0.4	5.3
20～24	23.0	60.1
25～29	61.3	28.8
30～34	13.3	4.3
35～39	1.5	1.0
40～44	0.3	0.3
45～49	0.1	0.1
50才以上	0.1	0.1

資料出所　厚生省統計調査部「人口動態統計」（35年）

（注）昭和35年中に挙式し同年中に届出たものである。

第97表　年令階級別再婚件数割合（%）

	夫	妻
総数	100.0	100.0
20才未満	0.0	0.4
20～24	2.5	12.1
25～29	19.2	30.3
30～34	27.7	24.9
35～39	17.0	15.2
40～44	10.4	7.6
45～49	9.3	4.7
50才以上	14.4	4.8

資料出所　厚生省統計調査部「人口動態統計」（35年）

（注）前表に同じ

つぎに再婚した妻について、前の結婚を解消してから再婚までの期間をみると、第98表のように約半数が2年以内に再婚しているが、10年以上たってから再婚したものも11.0%ある。

第98表　前婚解消の年別妻の再婚件数（%）

総数	100.0 (25,325)
同年中	14.2
1年前	24.2
2年前	14.4
3年前	10.0
4年前	7.4
5年前	5.5
6年前～9年前	13.3
10年以上前	11.0

資料出所　厚生省統計調査部「人口動態統計」（35年）

（注）第96表に同じ

結婚は、市（区）町村長に届出をすることによって成立するわけで、どれほど長い間男女が共に生活し、二人の間に子供があっても婚姻の届出がなければ、法律上夫婦とはみなされない。この届出を挙式の翌日中までにすませたものは昭和25年には45.4%にすぎなかったが、35年には42.7%、1年未満は73.5%（25年）から85.7%へと増加しており、届出を早くするものが多くなっている。しかし35年においても5年以上たってから届出ているものが2.5%いることは注目される（第99表）。

第99表　挙式から届出までの期間別婚姻件数（%）

	25年	30年	33年	34年	35年
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1年未満	73.5	80.8	84.0	84.7	85.7
同月～翌月中	35.4	37.1	40.0	41.1	42.7
2月目～11月目	48.1	43.7	44.0	43.8	43.0
1年以上2年未満	12.6	12.3	10.3	9.7	8.9
2～3	13.6	2.6	2.1	2.0	1.9
3～5	1.9	1.6	1.2	1.1	0.9
5～10	1.7	1.4	1.3	1.3	2.5
10年以上	1.6	1.3	1.2	1.2	
不詳	0.1	−	−	−	−

資料出所　厚生省統計調査部「人口動態統計」（35年）

(2)　離婚の実情

第100表　離婚件数及び率の推移

	実数	率（対1,000対）
明治33年（1900）	4 64	1.46
43（1910）	58	1.21
大正9（1920）	56	0.99
昭和5（1930）	51	0.80
15（1940）	49	0.68
22（1947）	80	1.02
25（1950）	84	1.01
30（1955）	75	0.84
32（1957）	72	0.79
34（1959）	72	0.78
35（1960）	69	0.74
36（1961）	69	0.73

資料出所　厚生省統計調査部「人口動態統計」

（注）昭和36年は概数である。

厚生省の「人口動態統計」によると、昭和36年に届出られた離婚件数は69,000件、離婚率は人口1,000対0.73で、戦後の推移をみると、22年には離婚率が1.02で、それ以後年々低下の傾向をたどっている（第100表）。

このような傾向は、多かれ、少なかれ戦争に参加した国に見られ

る現象である（第101表）。

第101表　諸外国の離婚率（人口1,000対）

	日本	アメリカ	フランス	西ドイツ	スエーデン	イングランド・ウェールス	オーストラリヤ
昭和10年（1935）	0.70	1.71	0.51	—	0.44	0.10	0.36
15（1940）	0.68	2.00	0.28	—	0.55	0.18	0.46
22（1947）	1.02	3.37	1.41	1.71	1.04	1.36	1.15
25（1950）	1.01	2.55	0.95	1.57	1.14	0.9	0.90
30（1955）	0.84	2.30	0.67	0.85	1.21	0.59	0.73
32（1957）	0.79	2.24	0.66	0.81	1.20	0.52	0.65
33（1958）	0.80	2.19	0.65	0.83	1.17	0.49	0.70
34（1959）	0.78	*2.25	0.59	0.83	1.17	0.52	0.72
35（1960）	0.74	—	—	—	—	—	—

資料出所　厚生省統計調査部「人口動態統計」（35年）
「Demoglaphic Yearbook 1958. 1960.」
（注）＊印は暫定数である。

第102表　婚姻継続期間別離婚件数（%）

	10年	22年	30年	33年	34年	35年
総数	100.0 (49,528)	100.0 (99,551)	100.0 (75,267)	100.0 (94,004)	100.0 (72,445)	100.0 (69,410)
1年未満	14.2	14.1	14.9	15.8	16.1	16.3
6カ月未満	4.0	4.6	7.1	7.9	7.9	8.2
6カ月以上	8.2	9.4	7.8	7.9	8.1	8.1
1年以上2年未満	13.8	14.6	13.2	12.6	12.9	13.4
2～3	10.9	10.9	10.1	10.1	9.6	9.9
3～4	9.3	12.1	8.3	7.9	7.9	7.7
4～5	6.9	9.3	9.3	6.5	6.5	6.6
5～10	22.5	23.3	26.4	24.3	23.2	22.1
10～15	11.4	8.5	10.2	12.9	13.7	14.0
15～20	5.5	3.8	5.2	5.3	5.4	5.5
20年以上	5.5	3.1	4.3	4.5	4.6	4.4
不詳	0.0	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1

資料出所　厚生省統計調査部「人口動態統計」（35年）
（注）昭和10年は婚姻届から離婚届までで，昭和22年以降は結婚式から同居をやめるまでの期間によっている。

離婚したものについて婚姻継続期間別（結婚式から同居をやめるまでの期間）をみると，昭和35年には，1年未満が16.1%あり，5年未満は54%である（第102表）。

昭和35年中に同居をやめて離婚届をした夫妻の年令をみると，夫妻とも25～29才のものが多く，妻は20～39才で離婚するものが87%を占めている（第103表）。

同居をやめてから離婚届出るまでの期間をみると，1年たないうちに届出たものは，昭和25年には77.7%であったが，35年は69.4%で，同居をやめてから届出までの期間を長くするものが多くなる傾向がみられる（第104表）。

第103表　年令階級別離婚件数（%）

	夫	妻
総数	100.0	100.0
20才未満	0.2	1.9
20～24	8.8	25.1
25～29	31.8	30.6
30～34	25.6	19.1
35～39	13.1	11.2
40～44	7.3	5.7
45～49	4.7	3.0
50～54	3.2	1.7
55～59	2.2	0.9
60才以上	2.9	0.9

資料出所　厚生省統計調査部「人口動態統計」（35年）
（注）昭和35年中に同居をやめ届出られたものみである。

第　表　同居をやめてから届出までの期間別離婚件数(%)

	25年	30年	33年	34年	35年
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1年未満	77.7	71.6	70.9	70.6	69.4
同月中	19.2	18.5	17.9	17.8	17.5
翌月	18.5	16.1	16.0	16.1	15.6
第2月～11月	40.0	37.0	37.0	36.8	36.5
1年以上2年未満	10.1	11.3	10.8	10.7	11.1
2～5	6.7	11.3	10.3	9.9	9.7

5～10	3.6	5.9	8.0	8.8	9.8
10年以上	1.2				
不詳	0.7	—	—	—	—

資料出所　厚生省統計調査部「人口動態統計」（35年）

昭和35年の離婚者のうち、未成年の子のあるものは59.3%で、このうち1人あるもの30.2%，2人あるもの16.6%となっている。離婚後の子の親権については，父母の協議によって（協議が得られないときは裁判によって）きめることになっている。

夫妻のどちらが親権を行なっているかをみると、子が1人のときは妻が親権を行なうものが43.3%，子が2人のときは、妻が2人とも行なうもの35.5%，夫が2人とも行なうもの43.4%　妻が1人，夫が1人とするもの21.0%で、いずれの場合も　夫が親権を行なうものの方がやや多くなっている（第105表）。

第105表　親権を行なう子の数別離婚件数

親権を行なう子の数	総数	妻が親権を行なう子の数			
		0人1)	1人	2人	3人以上
総数	69,410 (100.0)	47,903	13,945	4,932	862
0人	28,958 (41.7)	28,958	—	—	—
1	20,993 (30.2)	10,849	10,144	—	—
2	11,502 (16.6)	4,993	2,421	4088	—
3人以上	7957 (11.5)	3,103	1,180	844	2,830

資料出所　厚生省統計調査部「人口動態統計」（35年）

（注）1）夫のみがすべての子に親権を行なう場合の離婚件数である。

離婚の手続きは協議離婚と裁判離婚とに分けられ，協議離婚は夫と妻の協議にもとづき離婚届を提出することによって成立する。夫と妻の話しあいで離婚の協議がまとまらない場合は，裁判離婚によることになるが，家事審判法によって離婚の訴えを起こす前に家庭裁判所に離婚の調停を申立てることになっており，調停にかけて和解ができず離婚したものを調停離婚という，調停手続きが進行し、夫と妻の間で離婚をする点では意見の一致をみたが，財産分与の額について折合いがつかない場合は，家庭裁判所の職権で離婚の審判をすることがあり，これを審判離婚という。調停離婚も審判離婚も成立せず，離婚の訴えを起こした場合，離婚原因があると認められると「判決」によって離婚が成立することになる。

第106表　種類別離婚件数（%）

	総数	協議上の離婚	調停離婚	審判離婚	判決離婚
昭和25年	100.0	95.5	3.9	0.0	0.5
30	100.0	92.8	6.4	0.0	0.8
33	100.0	91.6	7.6	0.0	0.8
34	100.0	91.5	7.5	0.1	0.9
35	100.0	91.2	7.8	0.1	0.9

資料出所　厚生省統計調査部「人口動態統計」（35年）

離婚のうち圧倒的に多いのは協議離婚で35年においても91.2%を占めているが，最近10年間の動きをみると調停離婚、判決離婚の割合が次第に増加してきている（第106表）。

協議離婚は西欧諸国には例をみないものであるが，その実情を労働省婦人少年局が昭和35年9月に行なった「離婚に関する意識調査」によってみることにしよう。この調査は協議離婚をした婦人約1000人を対象としているが，まず，離婚の理由をみると，「性格問題」がもっとも多く（38%）次に「夫と性格が合わなかった」もの35%，「夫に愛人ができた」と答えたもの29%となっている。また，夫以外の家族関係の不調が原因とな

っている場合も少なくない（第107表）

第107表　離婚理由

	総数	区部	市部	郡部
総数	100% (1032)	100% (153)	100% (591)	100% (288)
夫に愛人ができた。	29	28	30	28
妻に愛人ができた。	1	2	2	1
夫が暴行した。	12	7	12	13
夫の親や兄弟と折合いが悪かった。	13	13	12	16
夫の家の家風に合わなかった。	9	4	8	15
夫と性格が合わなかった。	35	37	37	30
夫の病気	8	5	8	8
妻の病気	9	9	7	13
生活問題	38	43	39	32
その他	21	14	22	24

資料出所　労働省婦人少年局「協議離婚の実態」35年7月

（注）離婚理由が2つ以上あるものがあるので各欄の合計は100%を上廻る。

既に述べたように協議離婚は、夫と妻の協議にもとづいて離婚届を提出するのであるが、協議離婚の当事者である婦人が、届出の時を知っているか否かを質問することによって、当事者間に充分な協議が行なわれたかどうかをみるために、「離婚届をお出しになったのはいつ頃ですか」と質問したのに対し、大部分（93%）は出しに期日を知っていたが、4%は、「届を出すことは知っていたが届をいつ出したか知らない」と答え、更に離婚届を出すことも知らず　出しに時期も知らなかったものの、すなわち別居中に本人に協議なく、一方的に離婚届が提出されてしまったものが3%ある。この中には調査員の来訪によって、はじめて離婚の事実を知ったものが1%ある（第108表）。

第108表　離婚届を出したときを知っているか

	総数		出したときを知っている	いつ出したか知らない(1)	届の出ていることを知らない(2)
	実数	%			
総数	1,032	100%	93%	4%	3%
区部	153	100	90	5	5
市部	591	100	92	5	3
郡部	288	100	94	3	3

資料出所　労働省婦人少年局「協議離婚の実態」（35年7月）

（注）1）届を出すことは知っていたが、届をいつ出したか知らないもの
2）届を出すことも出ていることを知らなかったが後で何らかのいきさつで知ったもの。調査員が行くまで届の出ていることを知らなかったもの1%をふくむ。

離婚に際して本人の意志がどの程度積極的に働いているかをみると、離婚の話をはじめにいい出したのは、本人が60%、夫が29%となっており（第109表）、

第109表　離婚の話をはじめにいい出した人（%）

	総数	本人	夫	同居家族	本人の親類	夫の親類	その他
総数	100	60	29	4	9	5	3
区部	100	61	27	3	8	6	6
市部	100	63	27	3	9	5	3
郡部	100	54	33	5	8	6	1

資料出所　労働省婦人少年局「協議離婚の実態」（35年7月）

（注）回答が重複しているものがあるので各欄の合計は100%を上廻る。

本人と夫の話しあいで離婚がきまったものが過半数を占めているが、本人を交えず、当事者の親同士の話しあいできまったものや、夫の一方的な処置による場合もみられる。（第110表）。また、離婚届が出されたとき、大部分は本人が離婚することをはっきり承諾しているが、「全然承諾していなかった」ものが

第110表　誰と誰の話しあいで離婚がきまったか（%）

	総数	本人と夫	本人の親と夫の親	本人の親と夫	仲人	本人と夫の僚	本人と夫の兄弟	夫の一方的	その他
総数	100	58	14	11	5	2	1	2	23
区部	100	68	14	9	3	2	1	1	14
市部	100	59	12	10	5	1	1	1	25
郡部	100	51	17	12	4	1	0	2	24

資料出所　労働省婦人少年局「協議離婚の実態」35年7月

（注）内訳が重複しているので各欄の合計はそれぞれ100%を上廻る。

3%あり、はっきりとは承諾していなかったものを含めると、全体の約1割が離婚について承諾していなかったと答えている（第111表）。

第111表　離婚に対する承諾の仕方（%）

	総数	本人から離婚をいい出したもの	離婚を本人以外からいい出したもの				
			計	はっきり承諾していた	はっきりとは承諾していなかった	全然承諾していなかった	その他
総数	100	60	40	29	4	3	4
区部	100	61	39	28	5	3	3
市部	100	63	37	28	3	2	4
郡部	100	54	46	33	6	5	2

資料出所　労働省婦人少年局「協議離婚の実態」35年7月

つぎに離婚の条件（財産分け、慰謝料、子の措置等）についてみると、離婚に際し夫側と何かとりきめをしたものは41%で、とりきめをしなかったものが過半数を占めている。とりきめの内容としては、「子の措置について」がもっとも多く、ついで「財産分けや慰謝料について」となっている（第　表）。

そして　とりきめをしたもののうち62%はそのとりきめが守られた」と答えているが、「全然守られなかった」と答えたものも16%ある。とりきめの内容別にみると、「財産分け

第112表．離婚条件のとりきめの有無と内容（子の数別）

子の数別	総数		とりきめをした						何もとりきめなかった
	実数	%	計	財産分けや慰謝料について	離婚後の生活費について	離婚後の住居について	子の措置について	その他	
総数	1,032	100%	41%	15%	5%	4%	25%	4%	59%
なし	340	100	27	18	4	2	2	6	73
1人	331	100	48	17	3	4	36	3	52
2人	192	100	49	9	9	5	29	3	51
3人以上	169	100	46	14	5	8	35	4	54

資料出所　労働省婦人少年局「協議離婚の実態」　35年7月

（注）「とりきめ」の内容が重複しているものがあるので各欄の合計は「計」を上廻る。

や慰謝料について」とりきめたものには守られたものが67%あって比較的高いが、「離婚後の生活費について」のとりきめは守られたものが36%にすぎない（第113表）。

また離婚に際して、本人が夫の側からきまった金や財産の一部をわけてもらったかどうかについては、「わけてもらった」と答えたものの割合はわずか13%で、大部分（73%）のものは「何もわけてもらわない」と答えている（第114表）。

第113表．離婚に際してのとりきめは守られたか

とりきめの内容別	とりきめをしたものの数		守られた	いくらか守られた	全然守られない	その他
	実数	%				
総数	423	100%	62%	14%	16%	8%
財産分けや慰謝料について	157	100	67	17	12	4
離婚後の生活費について	50	100	36	20	30	14
離婚後の住居について	42	100	57	24	10	9
子どもの措置について	261	100	63	14	17	6
その他	41	100	49	17	15	19

資料出所　労働省婦人少年局「協議離婚の実態」
35年7月

第114表　財産分与の有無し内容（%）

	総数	わけてもらった 計	金	動産	不動産	土地	家屋	その他	何もわけてもらわない	その他
総数	100	18	14	2	1	1	1	1	73	9
区部	100	24	17	4	1	1	1	1	66	10
市部	100	16	13	2	1	1	1	1	75	9
郡部	100	20	16	2	2	1	1	0	71	9

資料出所　労働省婦人少年局「協議離婚の実態」（35年7月）

（注）わけてもらったものの内容が重複しているのでその合計は「計」を上回る。

離婚後の生活状況をみると、第115表のように親兄弟と共にくらしている統合家族世帯が多いが、離婚後実家等に帰らず単独であるいは本人と子どものみでくらしているものもそれぞれ19%ある。

第115表　離婚後の家族形態（%）

	総数	単独世帯	本人と子どものみの世帯	統合家族世帯
総数	100	19	19	62
区部	100	18	18	64
市部	100	20	22	58
郡部	100	19	13	68

資料出所　労働省婦人少年局「協議離婚の実態」（35年7月）

また、現在仕事をもっているものは総数の84%、もっていないものは16%であり、離婚後の生活費の主な入手源は、自己の勤労収入によるものが70%を占めているが、自己の勤労収入の額は一般に少ないため、（1万円未満が60%）生活費を得る手段を二種類以上もつものも少なくない（第116表、第117表）

第116表　生活費の入手源（現在の仕事の有無別）

		総数 実数	総数 %	自己の勤労収入	子どもの勤労収入	財産	親類の援助	親元からの仕送り	生活保護	その他
総数		1032	100%	70%	7%	2%	24%	3%	8%	19%
仕事をもっている	計	870	100	82	6	2	20	3	5	15
	自営	137	100	65	10	2	15	2	3	11
	被雇従業	30	100	34	8	1	45	—	—	33
	雇用	558	100	91	5	1	14	3	4	13
	内職	95	100	66	7	3	39	6	3	20
仕事をもっていない		162	100	5	8	7	46	4	12	31

資料出所　労働省婦人少年局「協議離婚の実態」（35年7月）

（注）入手源が重複するので各項目の合計は総数と一致しない。

第117表　自己の勤労収入の金額（月額）

	生活費の入手手段が自己の勤労収入と答えたものの総数 実数	%	5千円未満	1万円未満	2万円未満	3万円未満	3万円以上	不明
総数	723	100%	20%	40%	17%	3%	2%	18%
区部	114	100	11	37	23	5	3	21
市部	414	100	20	42	18	3	2	15
郡部	195	100	25	37	10	2	2	24

資料出所　労働省婦人少年局「協議離婚の実態」35年7月

(3)　家庭裁判所でとりあつかった結婚関係事件

最近の数年間に家庭裁判所でとりあつかった調停事件中、もっとも多いのは離婚で総件数の3分の1を占め、次いで婚姻予約不履行（1割以上）となっている（第118表）。

イ　離婚

昭和35年における家庭裁判所への離婚調停申立件数は14,580件で、このうち6,130件が調停によって婚姻を解消している（第119表）。

第118表　家事調停事件新受総数に占める離婚ならびに婚姻予約に関する件数の推移

	実数 総数	離婚	婚姻予約に関するもの	% 総数	離婚	婚姻予約に関するもの
昭和25年	41,412	13,557	4,800	100	32.7	11.6
30	43,709	13,961	5,379	100	32.4	12.5
33	45,900	15,441	5,409	100	33.6	11.8
34	46,038	15,455	5,290	100	33.6	11.4
35	43,325	14,580	4,660	100	33.7	10.8

資料出所　最高裁判所事務総局「司法統計年報家事編」（35年）

離婚の申立ては、妻数の約7割が妻の申立てによるもので、その原因をみると、妻の立場から夫に対するものでは、「不貞」（30.8）、「性格相違」（18.1%）、「暴力」（13.7%）が多いが、夫の申立てのうち、妻に原因のあるものでは「性格相違」（49.6%）が圧倒的に多く、夫と妻とでは申立理由に相違がみられる（第120表）。

第119表　調停待遇別離婚件数

		実数	%
総数		14,907	100
成立	総数	7,135	47.9
	婚姻無効	768	5.1
	別居	237	1.6
	婚姻解消	6,130	41.1
不成立		1,829	12.3
調停をしない		301	2.0
24条の審判		45	0.3
取下		5,565	37.3
その他		32	0.2

資料出所　最高裁判所事務総局「司法統計年報家事編」（35年）

第　表　原因別離婚申立件数

	総数 実数	総数 %	不貞 %	虐待 %	遺棄 %	浪費 %	犯罪 %	疾病 %	性格相違 %	酒乱、飲酒 %	異性などと不和 %	生活難 %	暴力 %	その他 %
総数	14907	1000	275	42	39	62	10	34	252	46	62	24	94	60
妻の申立 相手側に原因のあるもの	9841	100.0	30.8	5.4	4.6	2.6	1.3	1.2	18.1	6.7	2.1	3.4	13.7	5.0
妻の申立 申立人側に原因のあるもの	658	100.0	13.1	1.8	1.2	3.3	0.6	12.9	—	0.9	6.2	—	2.3	2.6
夫の申立 相手側に原因のあるもの	3975	100.0	20.8	1.8	1.8	2.7	0.3	6.1	49.6	0.0	4.9	0.9	0.5	0.7
夫の申立 申立人側に原因のあるもの	433	100.0	39.6	2.1	3.9	4.8	1.2	11.3	—	2.5	29.3	—	2.1	2.2

資料出所　最高裁判所事務総局「司法統計年報家事編」（35年）

離婚の調停を行なった夫妻の年令を見ると、妻は25～29才のものがもっとも多く、20～24才のものがこれにつぎ、夫は30～34才のものがもっとも多く、ついで25～29才のものとなっており、夫妻とも25～34才のものが約半数を占めている（第121表）。

第121表　夫妻の年令別離婚申立件数（%）

	夫	妻
総数	100 (14,907)	100 (14,907)
20才未満	0.0	0.4
20～24才	2.9	10.9
25～29才	18.8	26.0
30～34才	25.8	23.7
35～39才	20.0	17.3
40～44才	11.4	9.6
45～49才	8.7	5.9
50～59才	9.7	5.0
60才以上	2.7	1.2
不詳	0.1	0.1

資料出所　最高裁判所事務総局「司法統計年報家事編」（35年）

また職業及び従業上の地位をみると、第122表、第123表のように、妻は職業をもたず家事だけに従事するものが多く（60.0%）、夫は雇用者が約半数でもっとも多く、つぎが業主（29.4%）となっている。

離婚調停の結果婚姻を解消することになったものについて慰謝料の請求額をみると、請求額を明示しないもの（相手方に請求をしめていたが、金額を明確にしたものの内訳は

第122表　夫妻の従業上の地位別離婚申立件数(%)

	夫	妻
総数	100	100
業主	29.4	5.2
一般雇用者	46.6	18.1
官公庁雇用者	10.5	3.5
家族従業者	5.2	11.3
無業者	8.4	60.2
不詳	1.9	0.7

資料出所　最高裁判所事務総局「司法統計年報家事編」（35年）

第　表　夫妻の職業別離婚申立件数（%）

	夫	妻
総数	100	100
農林漁業者	16.1	1.0
採鉱採石作業者	1.0	0.0
運輸交通従事者	6.9	0.1
製造修理従業者	11.6	3
その他の生産従事者	2.7	2.4
専門的技術的職業	5.2	2.8
管理的職業	1.2	0.0
事務従事者	21.5	5.5
販売従業者	11.3	5.6
サービス職業	5.3	8.5
分類不能の職業	0.6	0.2
無職	8.5	60.1
不詳	1.2	—

資料出所　最高裁判所事務総局「司法統計年報家事編」（35年）

第124表　慰藉料請求額および決定額（%）

請求額		決定額	
総数	100.0	総数	100.0
相当額	44.3	支払不要	18.3
5万円以下	4.5	5万円以下	30.5
10万円以下	8.2	10万円 〃	18.6
20万円 〃	9.7	20万円 〃	13.8
30万円 〃	9.5	30万円 〃	7.5
50万円 〃	12.2	50万円 〃	5.2
100万円 〃	6.5	100万円 〃	2.9
100万円をこえる	4.3	100万円をこえる	1.2
換算不能	0.8	換算不能	2.0

資料出所　最高裁判所事務総局「司法統計年報家事編」（35年）

10万円以下が12.7%，10万円以上30万円以下が19.2%30万円をこえるもの23.0%となっている。その決定額は支払不要のものが18.3%あるが，支払を必要とするもののうちでは10万円以下がもっとも多く49.1%，20万円以下のもの13.8%，20万円をこえるもの16.8%で，請求額よりも低くなっている。

ロ　婚姻外の男女関係

結婚の約束を実行しなかったいわゆる婚姻予約不履行の問題で家庭裁判所に調停を申立てたものも離婚の申立てと同様に年々増加しており，昭和35年は4,733件ある。その85%が婦人からの申立てで，理由は，性格相違が多く，「不貞」「暴力」がこれについでいる（第125表）。

第125表　原因別婚姻予約不履行申立件数（%）

	女の申立	男の申立		女の申立	男の申立
総数	100.0 (4,034)	100.0 (699)	相手方に原因のあるもの 犯罪	0.5	0.1
相手方に原因のあるもの 不貞	13.2	12.2	〃 疾病	1.0	4.3
〃 性格相違	20.9	41.9	〃 和解難	2.9	5.0
〃 異常性格	2.0	2.7	〃 不生活	2.2	0.6
〃 虐待	7.9	2.1	〃 同居	9.2	6.7
〃 暴力	10.3	0.7	〃 その他	4.3	2.4
〃 家族との不和	2.4	1.3			
〃 酒乱・飲酒癖	2.7	0.4	申立人側に原因のあるもの	10.0	7.7
〃 浪費	10.7	6.7			

資料出所　最高裁判所事務総局「司法統計年報家事編」（35年）

婚姻予約不履行の調停の結果をみると，第126表のように約4割は調停が成立しているが，このうちでは「内縁解消」「婚姻予約の解消」が多く，「正式婚姻」は1%にすぎない。

この調停を申立てたものの年令をみると，女子は20～29才のものが59.7%を占め，男子は25～34才のものが多くなっている（第127表）。

第126表　調停結果別婚姻予約不履行件数（%）

総数		100
成立	総数	57.8
	正式婚姻	1.0
	婚姻予約の解消	9.5
	内縁の継続	0.8
	内縁の解消	42.0
	その他	4.5
不成立		39
調停をしない		1.7
24条の審判		0.2
取下		30.3
その他		0.1

資料出所　最高裁判所事務総局「司法統計年報家事編」（35年）

第127表　男女の年令別婚姻予約不履行件数（%）

	男	女
総数	100	100
20才未満	0.3	3.0
20～24才	11.0	30.2
25～29才	34.7	29.5
30～34才	20.6	13.8
35～39才	10.0	8.1
40～49才	10.7	9.8
50～59才	7.3	4.0
60才以上	4.8	1.1
不詳	0.6	0.4

資料出所　最高裁判所事務総局「司法統計年報」（35年）

従業上の地位をみると，女子は多くが無業者（52%）で雇用者27.6%，家族従業者が13.6%となっており，離婚を申立てた妻にくらべると無業者の割合が少なくなっている。男子は雇用者が半数以上で，つぎが業主，家族従業者となっており，離婚調停を申立てた夫にくらべると，家族従業者の割合がかなり多い（第　表）。

第128表　従業上の地位別婚姻予約不履行申立件数（%）

	男	女
総数	100	100
業主	25.1	5.8
一般の雇用者	47.0	25.1
官公の雇用者	7.4	2.5
家族従業者	12.8	13.6
無業者	5.8	52.0
不詳	2.0	1.0

資料出所　最高裁判所事務総局「司法統計年報家事編」（35年）

6 家庭生活における婦人

婚姻予約不履行の調停を申立てたもののうち結婚式を挙げたものは49.6%を占めており、84.8%が同棲している。同棲したものについて、その期間をみると、1年以内のものが多いが(61.9%)、3年をこえるものも少なくなく17.8%となっている(第129表)。

第129表　同棲期間別婚姻予約不履行件数(%)

総数		100
同棲しないもの		9.3
同棲したもの	総数	95.7
	1年以内	61.9
	3年以内	14.8
	5年以内	5.8
	5年をこえるもの	12.0
	不詳	1.2

資料出所　最高裁判所事務総局「司法統計年報民事編」(57年)

(注)　婚姻予約事件を除いてある。

子どもの有無についてみると、「子どものないもの」が多く36.8%を占めている。子どものあるものについてその数をみると、胎児のみのものが2.7%、1人のものが2.0%、2人以上のものが3.4%である(第130表)。婚姻予約不履行

第130表　子の数別婚姻予約不履行申立件数(%)

総数	100
なし	86.8
胎児	2.7
1児	7.0
2児以上	3.4

資料出所　最高裁判所事務総局「司法統計年報民事編」(55年)

第131表　婚姻予約不履行のうち慰謝料支払期別件数(%)

総数	100
支払不要	9.6
1万円以下	6.1
3万円〃	28.5
5万円〃	20.3
10万円〃	18.5
20万円〃	8.6
30万円〃	3.8
50万円〃	1.2
100万円〃	0.3
100万円をこえるもの	0.2
換算不能	1.7

資料出所：最高裁判所事務総局「司法統計年報民事編」(55年)

の調停の結果決定した慰謝料の額をみると、支払不要のものは、9.6%で離婚の場合よりも少ないが、5万円以下のものが54.9%をしめ、離婚調停の慰謝料決定額にくらべるといくぶん下回っている(第131表)。

6 家庭生活における婦人

(1) 小家族の増加と主婦の地位

従来、我が国においては農家世帯が多くを占めていたが、最近は勤労者世帯がいちじるしく増加し、それにともなって家族構成も変化し、家庭における主婦の地位にも戦前には予測されなかったような変化が見られるようになった。

昭和30年以降の急激な工業化にともなって、我が国の産業構造の変化がもたらされ、第二次、第三次産業の膨張の結果、賃金、給与などによって生計を維持する勤労者世帯がいちじるしく増加し、35年(国勢調査)には我が国総世帯の52.3%を占めるにいたった(第　表)。戦前には我が国総世帯の過半数が農家世帯で占められていたことと対比すると、この事実は注目すべきであろう。勤労者世帯の増加は世帯構造にも影響をおよぼし、従来、大半を占めていた三世代世帯(親・子・孫)が減少して、最近は夫婦、子供だけからなる二世代世帯(中核世帯)が増加する傾向にあり、35年には総世帯の6割を占めるにいたった。この中核世帯は　表に示すとおり、農林業世帯(40%)より勤労者世帯(70%)にはるかに多くなっている。

第　表　農林・非農林別普通世帯数

	実数	%
総数	19,571,300	100.0
農林業	5,020,000	25.7
非農林業主	3,561,900	18.2
非農林雇用者	10,237,800	52.3
非就業	738,900	3.8
分類不能	12,700	0.1

資料出所　国勢調査(35年)

第　表　家族構成別普通世帯数

		総数	農林業	非農林業雇用者
実数	総数	19,571,300	5,020,000	10,237,806
	(中核世帯数)	11,788,300	2,018,200	7,180,500
	夫婦のみ	1,630,300	200,700	1,041,900
	夫婦・子供	8,988,600	1,505,200	5,273,700
	男親・子供	245,400	50,300	132,100
	女親・子供	1,424,000	262,000	732,800
	その他	7,783,000	3,001,800	3,057,300
構成比べ(%)	総数	100.0	100.0	100.0
	(中核世帯数)	60.2	40.2	70.2
	夫婦のみ	8.3	4.0	10.2
	夫婦・子供	45.9	30.0	51.5
	男親・子供	1.4	1.0	1.3
	女親・子供	7.3	5.2	7.2
	その他	39.8	59.8	29.8

資料出所　「国勢調査」(35年)

世帯構造の変化と、25年ごろから低下しはじめた出生率の減少とがあいまって、家族規模が縮少し、全国平均世帯人員は、最近10年に0.64人減じ、5.2人(25年)から、4.56人となった。この家族規模縮少の傾向は、全国的に進行しているが、その程度には土地域差がみられ、東京、大阪

第　表　地域別世帯人員の推移

	昭和25年	昭和30年	昭和35年	
			世帯人員	親族人員
総数(全国)	5.20人	5.12人	4.56人	4.47人
青森	5.95	5.76	5.20	5.11
福島	5.89	5.82	5.19	5.11
埼玉	5.53	5.44	4.95	4.88
東京	4.64	4.20	4.03	3.81
神奈川	4.91	4.78	4.27	4.17
石川	5.07	5.00	4.66	4.61
愛知	5.07	5.06	4.57	4.45
京都	4.67	4.71	4.32	4.23
大阪	4.58	4.68	4.17	4.01
和歌山	4.78	4.72	4.19	4.12
島根	5.26	5.14	4.71	4.67
広島	4.81	4.73	4.18	4.12
高知	4.87	4.77	4.12	4.08
福岡	5.05	5.10	4.54	4.45
鹿児島	5.02	4.85	4.22	4.18

資料出所　総理府統計局「国勢調査」、

（注）　親族人員とは世帯主とその親族をいい、他の世帯員すなわち同居人、家事使用人、営業使用人などは含まない。

うような大都市よりも青森、鹿児島のような農業県の減少がいちじるしく、前者がそれぞれ0.61人、0.64人の減に対し後者はそれぞれ、0.75人、0.80人減かている。

この世帯人員のなかには世帯主とその親族以外に、同居人、家事使用人、営業使用人が含まれているので、全国平均世帯人員は全国平均親族人員よりも0.09人上回っている。（第13表）。

小家族が増加し、また、勤労者世帯が多くなるにともなって、家庭の機能にも、主婦の地位にも変化が生じてきている既に述べた通り、戦前には農林業世帯が多く、それらの世帯における家庭の機能は生産と消費の両面にわたっていたが、勤労者世帯では家庭は生産からきりはなされ、消費の場としての機能が強化されてくる。また、夫婦、子供だけの世帯が一般的タイプとなり、多くの場合、夫と妻の役割の分業化が一層すすめられて主婦の家庭管理者、子女の教育者としての役割が社会的にも再認識されるようになった。ここでは家庭管理者としての主婦の実例を見ることにするが、まず、家庭における夫婦の人間関係が民主的になっているかどうかを知る手がかりとして、妻は夫の収入、仕事、交遊関係を知っているかどうか見ておこう。この点について全国的な資料が見当らないが、小家族、勤労者世帯が多い東京についてみると東京都民生局「婦人問題に関する実態調査」（37年10月）によれば、夫の収入、仕事の内容を知っている妻は約9割で夫の交遊関係を知っているものは約8割である。しかし、これら三つのことについて全く知らない妻が2.1%いる。（第表）。つぎに、家計担当者には誰がなっているかについてみると、前掲調査によれば主婦であるものが圧倒的に多いが（約8割）、東京においても家計担当者が夫であるものが4.8%あることは注目される。（第　表）

第135表　夫の収入・仕事を知っている妻の割合

調査総数	100%
○ 夫の収入を知っているもの	90.9
○ 夫の仕事の内容を知っているもの	91.3
○ 夫の交遊関係を知っているもの	81.9
○ 何にも知らないもの	2.1

資料出所　東京都民生局
「婦人問題に関する実態調査」
（昭和34年10月）

第136表　日常の家計担当者は誰か

総数	(注)本人	夫	夫の母	本人の母	その他	不明
100%	87.9%	4.8%	2.9%	0.9%	3.1%	0.3%

資料出所　東京都民生局
「婦人問題に関する実態調査」
（昭和34年10月）
（注）この調査の対象は既婚者であるから「本人」の大部分は主婦と推測される。

戦後は社会的な風潮や、婦人団体、文化団体の民主的な運動の影響もあって、家庭における婦人の発言力がたかまってきている。前掲調査をみると、家庭と婦人の意見は尊重されていると婦人自身が意識しているものが実に64%である。しかし「ほとんど無視されている」ものが3.4%いる。(第137表)

第137表　家庭内で婦人の意見が尊重されているか

総数	尊重されている	一応参考にされる程度	ほとんど無視される	その他	わからない
100%	63.5%	26.7%	3.4%	1.8%	4.7%

資料出所　東京都民生局
「婦人問題に関する実態調査」
（昭和34年10月）
（注）　第136表　参照

第138表　テレビ・電気冷蔵庫購入主服者

		総・世帯	世帯主	主婦	子供	老人	その他
テレビ	一般住宅地	313(100)	31.0%	14.0%	49.8%	3.2%	2.0%
	商店街	247(100)	34.0	2.4	59.1	1.2	3.3
	団地	144(100)	6.1	16.0	11.1	0.7	11.1
電気冷蔵庫	一般住宅地	85(100)	30.6	65.9	1.2	-	2.3
	商店街	106(100)	26.4	57.5	9.4	1.0	5.7
	団地	59(100)	23.7	59.3	3.4	-	13.6

資料出所　生産性研究所
（コミュニティと消費パターン）
（昭和36年1月）

このように婦人の発言力がたかまってきていることは、家庭用電化器具の購入についてもあらわれており、例えば、第138表にみるように、電気冷蔵庫購入主服者は主婦が圧倒的に多い。

まえに述べたように、主婦の多くが家計担当者であるが、家計運営の計画性を知るために　予算をたてて生活しているか、どうかをみると、東京都民生局「消費生活及び家事技術に関する実態調査」（３５年１１月）によれば、予算をたてて生活しているものは６２.２％で、約４割は全く予算をたてた生活をしていない。世帯主の職業別にみると、予算をたてて生活をしているものは自由業・管理職、事務系勤労者が多く、農林漁業、労務系勤労者は少なくなっている（第　表）

第139表　　予算をたてて生活をしているか

区分 / 職業別	総数	予算を立てている		予算をたてて生活はしていない
		年間月間の両方とも立てている	月間のみ立てている	
総数	100%	15.6%	46.6%	37.8%
農林漁業	100	12.2	24%	63%
商工サービス業	100	9.0	39.6	51.4
自由業管理職	100	29%	52.9	17.6
事務系勤労者	100	10.4%	64.2	25.4%
労務系勤労者	100	15.7	31.5	52.8
無職	100	16.8	48.3	34.9
不明	100	20.0	40.0	40.0

資料出所　東京都民生局
「消費生活及び家事技術に関する実態調査」
（昭和３５年１１月）

予算をたてない理由は「収入がきまっていないから」（10.9%）「おおよそ見当がついているから」（10.1%）というものが多いが「めんどうだから」（8.5%）、「予算をたてても守れないから」（7.3%）と答えているものも少なくない。つぎに、家計簿をつけているものは、51.7%となっており、約半分は家計簿をつけていない。家計簿をつけない理由は「おおよその見当がついているから」（14%）「つけてもたいして役に立たないから」（11.6%）が多い。職業別にみると、予算生活をしているものが多い、自由業・管理職（70.6%）、事務系勤労者（64.2%）に家計簿をつけているものも多く、家計運営の計画性はこの層の主婦に多いと見られる。

第140表　家計簿をつけているか。

	%
総数	100
つけている	51.7
収入と支出だけ	33.7
月々の予算とつき合わせである	17.9
不明	0.1
つけていない	48.3

資料出所　東京都民生局
「消費生活及び家事技術に関する調査」
（昭和３５年１１月）

一方主婦のなかに自立意識がめざめ、戦前には、主婦名義の貯金をもつものは限られていたが、最近は、貯金・投資信託など主婦自身の財産をもとうとする傾向が見られるようになった。この点について、全国的統計が見当らないが、東京都民生局「自立能力に関する調査」（３６年７月）によれば、

第 表　有配偶人口の財産

| 総数 | | 総数 | もっている | 内訳 | | |

第142表　緊急時の生活設計

問　急に生計の中心者が事故にあって、自分で生計を立てていかなければならなくなったとした、どのようにして生活していくか。

	%
総数	(2,458人) 100
勤めにでる	35.9
内職をする	9.2
住込みで働く	0.9
事業を経営する(いまの商売を続ける)	14.2
財産を運用する	6.9
親族の世話になる	4.3
子供の世話になる	5.0
社会保障にたよる	0.7
恩給・年金扶助料等でくらす	1.9
その時になってみないとわからない	14.5
その他	1.0
現在生計の中心者である	6.3

資料出所　東京都民生局
「婦人の自立能力に関する調査」
(昭和36年7月)
(注)　第141表　注　参照

(2) 家庭経済の動向

戦後、国民生活は荒廃し、食糧、諸物資の不足、インフレーションなどで経済生活が混乱したが、28年ごろには消費水準は戦前に復帰した。30年以降、日本経済の高度成長にともなって、消費生活は安定し、家計収支は黒字となる。エンゲル係数は低下の傾向をたどり、耐久消費財、教養娯楽費の支出が増加し、家計のやりくりは依然としてむずかしいと云っても、家庭経済は、年次別に向上してきているというのが一般の状態であろう。

まず、消費水準の推移をみると、30年以降の伸びはいちじるしく、30年を80とすれば、36年は117となっている。都市、農村別にみると、30年～34年は都市の上昇率が高いが、35年以降、農村が急激に上昇している(第　表)。消費者物価指数は総合指数では28年よりも17%上昇したが、費目によって相違がみられ、被服費、穀物は横ばいであるが、食料、肉類、野菜、家賃、地代などはいちじるしく上昇している。(第　表)

第143表　消費水準の推移

	消費水準(35年度=100)			対前年比または対前年同期比(%)		
	全国	都市	農村	全国	都市	農村
昭和30年	79.8	77.4	83.5	4.0	5.7	2.0
33	90.1	90.3	89.7	5.0	4.6	2.5
34	94.0	94.6	93.2	4.3	4.8	3.9
35	100.0	100.0	100.0	6.4	5.7	7.3
36	110.7	108.1	114.5	10.7	8.1	14.5

資料出所　経済企画庁　「国民生活白書」(37年)

第144表　消費者物価指数

（昭和35年＝100）

年	総合	食料	就業	その他の食料	魚介	肉類	穀類	酒類（含飲食）	住居	光熱（家賃地代）	被服	雑費
昭和25年	82.0	90.2	94.0	88.1	82.1	77.5	75.4	94.3	77.1	87.4	103.8	84.6
30	92.7	94.6	97.1	92.1	83.3	82.8	78.8	97.0	78.2	87.0	102.7	87.6
33	95.5	95.8	100.7	93.0	90.6	84.2	81.1	95.2	81.2	96.1	99.9	94.3
34	96.5	96.3	100.0	94.3	91.1	86.1	90.9	96.1	94.7	94.9	97.9	97.3
35	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
36	105.3	106.1	101.3	108.3	102.8	108.7	123.0	108.5	106.2	110.4	103.5	104.8

資料出所　総理府統計局「1の年の小売価格」

（注）　食料、住居、光熱、被服は大分類（）内は中分類

勤労者世帯の家計収支のうち、実収入は45,134円（36年）であるが、このうち7.9%は税金、社会保障費などの非消費支出なので、可処分所得は41,807円である。

最近、数年間のうごきをみると、勤労所得税は30年より減額されたが、その他の税、社会保障費は次第に増額された。しかし、非消費支出は34年以後わずかに増加しているものの、実収入に対する率は、30年（11.2%）にくらべれば36年（7.9%）は低くなっている。可処分所得から消費支出を差引いた額（黒字）は、30年以降増加し、実収入

第145表　勤労者世帯の非消費支出と黒字

		30年	34年	35年	36年
実収入		29,169円	36,873円	40,895円	45,134円
可処分所得		25,896	34,122	37,708	41,807
非消費支出		3,273	2,751	3,187	3,327
	勤労所得税	1,760	1,122	1,325	1,341
	その他の税	605	592	631	675
	社会保障費	762	969	1,115	1,239
	その他	146	68	66	72
消費支出		23,513	29,375	32,093	34,896
黒字		2,383	4,747	5,615	6,911
貯金純額		754	1,706	2,120	2,908
実収入に対する率	非消費支出	11.2%	7.5%	7.8%	7.9%
	黒字	8.2	12.8	14.0	15.3
	貯金純額	5.1	4.6	5.2	6.4

資料出所　総理府統計局「家計調査」

（注）　「貯金」から「引出貯金」を引いたもの

第146表　勤労者世帯年平均1ヵ月間の実収入構成

（単位：円）

項目＼年	世帯人員	有業人員数	実収入	勤め先収入 合計	勤め先収入 世帯主収入	勤め先収入 妻の収入	勤め先収入 その他の定期収入	事業収入	内職収入	その他の収入
実数 昭和28年平均	4.75	1.96	26,025	24,237	21,341	290	2,606	516		1,272
30年	4.71	1.45	29,169	27,080	24,065	395	2,620	610		1,479
33年	4.46	1.48	34,663	32,262	28,861	683	2,718	1,112	552	1,731
34年	4.41	1.50	36,873	34,379	30,608	799	2,972	1,140	597	1,757
35年	4.38	1.52	40,895	38,185	34,051	893	3,241	254	658	1,798
36年	4.22	1.50	45,134	42,099	37,609	1,234	3,256	355	744	1,936
構成（%） 昭和28年平均			1000	93.1	82.0	1.1	10.0	2.0		4.9
30年			1000	92.8	82.5	1.3	9.0	2.1		5.1
33年			100.0	93.9	85.8	2.0	7.1	0.2	1.2	3.7
34年			1000	93.2	83.0	2.2	8.0	0.4	1.6	4.8
35年			1000	93.4	83.3	2.2	7.9	0.6	1.6	4.4
36年			1000	93.3	83.3	2.8	7.2	0.8	1.6	4.3

資料出所　総理府統計局「家計調査年報」

に対する率は8.2％（30年）から、36年は15.3％へ増加した。また、貯金額も毎年増加し、実収入に対する率は、30年には5.1％であるが、36年には6.4％となっている（第145表）

勤労者世帯の実収入構成をみると、世帯主収入の割合は、83.3％（36年）で、33年（85.8％）をピークとして減少の傾向をたどり、一方、妻の勤労収入の割合は28年（1.1％）以降次第に増加し、36年には2.8％となった（第146表）世帯主収入の実収入に占める割合は低所得世帯ほど少なくなり、日雇労働者世帯をみると世帯主収入は総収入の68％である（第147表）。

世帯人員のなかの有業人員数についてみると、第146表に

第147表　日雇労働者世帯の世帯収入構成（%）

	30年	34年	35年	36年
収入総額	1000	1000	1000	1000
世帯主勤労収入	69.2	59.7	59.7	68.7
世帯員〃	18.2	29.4	30.3	24.8
勤労収入以外の収入	12.8	10.9	10.0	6.5

資料出所　東京都労働局
「日雇労働者生活実態調査結果報告」

示すとおり、世帯人員は28年以降減少しているのに対し、（28年4.79人、36年4.22人）有業人員は少しずつ増加の傾向をたどり、28年の1.44人から36年は1.50人に増加している。その結果、世帯人員に対する有業者の割合（有業率）は30年の30.7％に対し、36年には35.5％に上昇した。労取別にみると、各層にわたって有業率は増加

示しているが 臨時日雇の上昇がいちじるしく（30年 32.9、36年 51.3） つぎが、常用労務者（30年

第148表　労取別勤労者世帯の有業率

年	総数	常用労務者	臨時日雇	民間取員	官公取員
昭和30年	30.79	32.8	32.9	29.0	29.6
33年	33.15	35.3	40.3	31.3	31.9
34年	34.00	36.4	43.7	32.4	31.8
35年	34.70	37.4	42.7	33.1	32.3
36年	35.54	38.4	51.3	33.7	33.4

資料出所　総理府統計局
「家計調査年報」
（注）　世帯人員に対する有業者の割合

32.8、36年38.4） 民間取員（30年29 36年33.7） 官公取員（30年29.6 36年 33.4）の順になっている。所得水準が低い世帯では婦人の有業率が高いと云われているが実情はどうであろうか。このことについて実態を把握するための適当な資料は少ないが、第149表に示すとおり、男女別に低所得世帯と一般世帯の15才以上の有業率を比較すると、男子にはほとんど差が見られないが、女子にはかなりの差が見られる。すなわち、男子の有業率は低所得世帯85.4%、一般世帯84%であるが、年令階層別にみると、若年層（15～19才）は、それぞれ49.1%、44.8%となっており、一般世帯は就学者が多いので有業率が低いが、成人層（20～64才）ではそれぞれ95.1%、95.2%ほとんど差がみられない。しかし女子の有業率は低所得世帯がかなり高く、低所得世帯 62.9%

一般世帯 45.2%となっており、年令階層別にみると、男子とは反対に若年層（15～19才—50.6%、40.6%）

第149表　低所得世帯と一般世帯との性、年令階級別15才以上人口の有業率の比較

		低所得世帯	一般世帯
総数		76.1%	63.8%
男子	男子総数	85.4	84.0
	15～19才	49.1	44.8
	20～39才	97.0	94.8
	40～64才	92.8	95.2
	65才以上	56.0	51.4
	（再掲）20～64才	95.1	95.0
女子	女子総数	62.9	45.2
	15～19才	50.6	40.6
	20～39才	79.2	51.8
	40～64才	74.5	46.0
	65才以上	25.6	14.0
	（再掲）20～64才	72.1	49.3

資料出所　厚生省「厚生白書」（37年）
（注）　(1)　厚生省統計調査部「生活実態調査(34年)」より
一般世帯は総理府統計局
「就業構造基本調査（34年）」による
(2)　単身世帯を除く。

より成人層（20～64才—72.1%、49.3%）の有業率の差がいちじるしい。

第150表　勤労者世帯の家計費の推移

単位：円

年		世帯人員	有業人員	消費支出合計	食料費 計	食料費 穀類	食料費 その他の食料費	住居費	光熱費	被服費	雑費
実数	昭和29年平均	4.79	1.84	21727	7714	3691	6083	1292	1128	3103	6430
	〃 30 〃	4.71	1.95	23518	10465	3841	8624	1484	1185	2861	7568
	〃 34 〃	4.41	1.50	29375	11686	3652	8034	2901	1323	3523	9942
	〃 35 〃	4.38	1.52	32093	12440	3647	8793	3139	1552	3934	11028
	〃 36 〃	4.22	1.50	34396	13170	—	—	3746	1679	4455	11846
構成比（%）	昭和29年平均	—	—	100.0	45.0	17.0	28.0	5.9	5.2	14.3	29.6
	30 〃	—	—	100.0	44.5	16.3	28.2	6.1	5.0	12.2	32.2
	34 〃	—	—	100.0	39.8	12.4	27.4	9.9	4.5	12.0	33.8
	35 〃	—	—	100.0	38.8	11.4	27.4	9.8	4.8	12.0	34.4
	36 〃	—	—	100.0	37.7	—	—	10.4	4.8	12.8	33.9

資料出所　総理府統計局「家計調査」

第151表　日雇労働者世帯家計費の推移

単位：円

年		平均世帯人員	平均働労人員	消費支出合計	飲食費	住居費	光熱費	被服費	雑費
実数	昭和30年	3.07 人	1.48 人	11501	5961	285	607	581	3467
	〃 33年	3.45	1.80	15209	7372	1394	788	1050	4605
	〃 33年	3.40	1.90	15595	7409	1360	739	1054	5033
	〃 35年	3.40	1.90	18157	8340	1816	842	1115	6044
	〃 36年	3.00	1.60	18828	8726	2110	855	1360	5777
構成比（%）	〃 30年	—	—	100.0	51.8	2.7	5.3	5.1	30.1
	〃 33年	—	—	100.0	48.5	9.1	5.2	6.9	30.3
	〃 33年	—	—	100.0	47.5	8.7	4.7	6.8	32.3
	〃 35年	—	—	100.0	45.9	10.0	4.6	6.2	33.3
	〃 36年	—	—	100.0	46.4	11.2	4.5	7.2	30.7

資料出所　東京都労働局「日雇労働者生活実態調査」（36年11月）

勤労者世帯の家計費をみると、平均世帯人員4.22人に対し、平均消費支出額は3万4896円となっており、その37.7%は食料費である。このエンゲル係数は28年(45%)以降毎年減少を示し、住居費や教養娯楽費を含む雑費のような文化的支出が増加の傾向をたどっている(第　表)。しかし、日雇労働者世帯では依然としてエンゲル係数が高く、44.4%で、30年以後少しずつ減少してはいるが勤労者世帯よりもかなり高い。また、日雇労働者世帯では住居費の割合が勤労者世帯よりいくぶん多くなっているので、被服費、雑費は勤労者世帯にくらべるとかなり少ない。(第　表)。

第152表　勤労者世帯における月賦の実収入に対する割合

年	実数			
	実収入	月賦掛買払	実収入	月賦掛買払
昭和28年平均	26025	1232	100	4.7
30年	29169	1625	100	5.6
33年	34663	2182	100	6.3
34年	36873	2337	100	6.3
35年	40895	2461	100	6.0
36年	45134	2736	100	6.1

資料出所　総理府統計局「家計調査年報」

最近、テレビ、電気洗濯機などの耐久消費財が急激に家庭に普及したが、この普及に際して月賦販売の役割を見のがすことはできない。勤労者世帯の月賦などの平均支払額の実収入に対する割合をみると、28年(4.7%)以降次第に増加し34年には6.3%になったが、その後わずかに減少を示し36年には6.1%となり、その額は2736円である。(第　表)。都市世帯の月賦利用状況を所得階層別にみると、年額30万円以上70万円未満の層が最も多く月賦を利用している。(第153表)

第153表　所得階層別月賦利用率(都市世帯)

所得階層 ＼ 利用実績	調査世帯数	した	しなかった	わからない
総数	4011(100)	47.8%	51.8%	1.2%
20万円未満	269(100)	36.1	62.8	1.1
20～30 〃	465(100)	48.6	50.8	0.6
30～40 〃	716(100)	51.1	47.1	1.8
40～50 〃	661(100)	52.0	46.9	1.1
50～60 〃	485(100)	47.1	50.7	0.2
60～70 〃	389(100)	51.7	47.3	1.0
70～80 〃	275(100)	46.9	52.0	1.1
80～90 〃	182(100)	47.9	51.6	0.5
90～100 〃	117(100)	45.3	53.0	1.7
100～120 〃	131(100)	42.0	56.5	1.5
120～140 〃	81(100)	39.5	69.3	1.2
140万円以上	153(100)	22.8	75.2	2.0
わからない	87(100)	26.4	69.1	4.5

資料出所．経済企画庁
「消費者動向予測調査」
(37年2月)

(3) 生活様式の変化

最近、家計支出におけるエンゲル係数が減少し、文化的消費が増加していることは、前項で述べたが、このような動きにともなって、消費生活の内容も向上し、とくに、生活様式の変化、レジャー消費が増大し、いわゆる「消費革命」といわれる「生活革新」が進展して、主婦の生活にもかなりの変化がみられる。生活様式の変化は一般的にいって洋風化の傾向とも言われるが、このなかで家事作業に関連のあることは次の項で述べるので、ここではその他の洋風化、レジャー消費の傾向を中心に見ることにしよう。

第154表　食生活の洋風化

（国民1人当り kg）

	昭9~11年	30年	34年	35年	36年
牛肉	0.7	1.1	1.2	1.2	1.2
豚肉	0.6	0.8	1.5	1.2	2.1
鶏卵	2.3	3.4	4.0	4.8	6.5
牛乳乳製品	3.1	12.0	19.0	25.5	25.5

資料出所　経済企画庁
「国民生活白書」（37年）

洋風化の傾向は食衣住にみられるが、まず、食生活についてみると、パン食の普及のほかに、30年以降牛乳乳製品、豚肉、鶏卵の消費がいちじるしく伸びていることがあげられる、（第154表）。衣生活でも、最近中高年以上の婦人の洋装化や寝具などの洋風化もすすんでいる。

耐久消費財の普及状況をみると、第155表に掲げたとおり

第155表　主要耐久消費財の普及率の推移（都市世帯）

	32年2月	35年2月	36年2月	37年2月
	%	%	%	%
電気がま	—	31.0	44.8	68.4
電気冷蔵庫	3.2	10.1	17.2	28.0
電気洗濯機	24.5	40.6	50.2	58.1
電気掃除機	—	8.7	15.4	24.5
電気ごたつ	—	—	—	56.2
扇風機	22.6	34.4	40.9	50.6
テレビ	10.4	44.7	62.5	79.4
カメラ	38.5	45.8	49.2	51.8
オルガン	4.1	5.9	8.0	9.8
ミシン	64.2	69.5	74.1	75.8
乗用車	—	..	2.8	5.1

資料出所　経済企画庁「消費者動向予測調査」

テレビ、カメラ、オルガンなどの教養娯楽のための用具も急激に普及し、テレビは32年2月の10.4%にすぎなかったが、37年2月には79.4%に、カメラは同期間に38.5%から51.8%へ、同じくオルガンは4.1%から9.8%へというような普及率を示している（第155表）。また、家庭用暖冷房用具についてみると、前掲経済企画庁調査によれば、37年の普及率は、扇風機50.6%、電気ストーブ12.3%がスストーブ16.9%、石油ストーブ15.2%となっており、最近4~5年のあいだに大まかにいって倍増している。最近、乗用車をもつ都市世帯も目につくようになり、37年2月の普及率は5.1%である。

戦後の電話の普及もいちじるしく、都市世帯における電話

の普及率は、経済企画庁「消費者動向予測調査」によれば、33年9月には17.6%であるが、37年2月には25.6%になっている。

住生活については、つぎの項で述べるように、新しく建設された公団、公庫等の住宅は主婦の家事労働軽減の立場からリビング、キチンなどの手法がとり入れられるなどの変化がみられ、また、応接セット（消費動向予測調査、37年2月17.5%）や、カーテンの普及など、生活様式の面で戦前にくらべると異なってきていることが少なくない。しかし、居住水準から見れば、イギリスやアメリカなどにくらべると、かなり低く、一般的にいって、住宅様式が和式であるばかりでなく、国民生活白書（35年）によれば、住宅狭小度についてみても、1室に1.5人以上が、我が国では62.8%を占めているが、アメリカでは4.7%、イギリス10.6%、フランス28.2%にすぎず、生活革新の進展にもかかわらず、残されている未解決の問題である。

家庭娯楽の面を見ると、テレビの急激な普及によって主婦をはじめとする家族の余暇生活の過し方は戦前とは比較にならないほどの変化をみせている。一方、ハイキング、小旅行など家族そろってのレクリエーションも少なくない。経済企画庁「消費者動向予測調査」（37年2月）によれば、年間に一日以上の旅行をした世帯は57.7%、片道25粁以上の日帰り旅行をした世帯は43.2%で、その回数はそれぞれ、2.8回、3.3回である。この中で家族同伴旅行は少なくなく、一泊以上の旅行の3分の1、片道25粁以上の日帰り旅行の2分の1となっている。前年にくらべると、第　表に示すとおり、家族同伴旅行をした世帯は大巾に増加しており、これを職業別にみると、経営者、職員（勤労者）に比べ労務者は少ない（第　表）。

第154表　家族同伴旅行回数の実績（平均回数）

	昭和36年		昭和37年	
	1泊以上の旅行	片道25粁以上の日帰り旅行	1泊以上の旅行	片道25粁以上の日帰り旅行
総数	0.5	0.7	0.9	1.6
勤労者	0.5	0.6	0.9	1.6
職員	0.6	0.8	1.1	1.6
労務者	0.3	0.3	0.5	1.3
個人営業	0.4	0.7	0.8	1.7
経営者	1.0	1.4	1.3	2.7
その他	0.3	0.5	0.8	1.6

資料出所　経済企画庁
「消費者動向予測調査」

家族づれの行楽とは別に、家庭で家族そろってゲームやスポーツを楽しむ世帯がどのくらいあるかを、労働省婦人少年局「勤労者世帯の消費生活」（35年11月）によってみれば、この調査の対象は大企業の社宅に住んでいるものが多いが、「家族そろってゲームやスポーツなどをして遊ぶ」と答えたものは48%、「遊ばない」ものがいくぶん多く52%である。

「遊ぶときの道具」についてみると、トランプ、バドミントンが最も多く、それぞれ19.2%、18.9%、つぎは野球のキャッチボール9.1%、将棋5.4%の順となっている（第157表）。この調査で目立つことは収入が低い層ほど「家族そろって遊ぶ」世帯が多く、第13図に見るように　万円以上の世帯では7割～8割が「家族そろって遊ぶ」機会をもっているが、2万円未満の世帯では3分の1以下になっていることである。

第/3四　家族そろってゲーム・スポーツなどで遊ぶことがあるか。

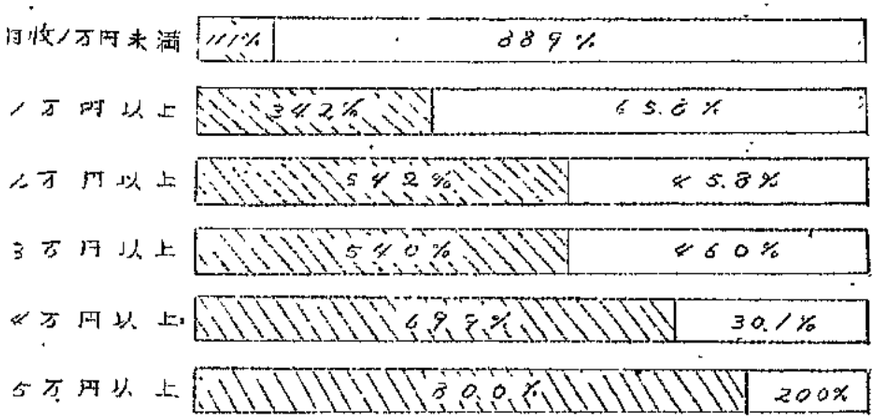

資料出所　労働省婦人少年局「勤労者世帯の消費生活」
（昭和35年/1月）

第157表　家庭にあるゲーム、スポーツなどの種類

組		数	/00%（2,285）
ある	計	ン	9
	ボール	ト	992
	ピンポン		1,383
	ニューシャー		1,128
	碁		282
	ラーメン		1,292
	将棋		2,413
	ダイヤモンドゲーム		1,304
	花札		2,504
	その他囲碁将棋		802
	ハバビ時テボバマ百		202
			2,199
			2,
ない			52./

資料出所　労働省婦人少年局「勤労者世帯の消費生活」
（昭和35年/1月）

第158表　基礎消費、随意消費とレジャー消費
（都市世帯　平均/カ月）

（単位：円）

年	消費支出	基礎支出	随意支出	レジャー消費支出
昭和28年	21381	11912	9469	3243
〃 30年	23,211	12,519	10,692	4622
〃 33年	27,171	13,844	13,327	6001
〃 34年	28,902	14,128	14,774	6612
〃 35年	31,276	15,168	16,108	7316
〃 36年	34,329	16,333	17996	7776

資料出所　経済企画庁　「国民生活白書」（37年）

(注)　(1)　「家計調査」全都市世帯

(2)　基礎支出は食費（外食費を除く）光熱費、住居費（家具什器費を除く）の合計

(3)　随意支出は被服費　家具什器費、雑費の合計

(4)　レジャー消費支出は、外食費　教養娯楽費、交通通信費、交際費　その他の雑費の合計

細かにみれば問題があるとしても、洋風化、レジャー消費の増加は消費支出にも影響を与えている。消費支出と食費、住居費などの基礎支出、被服費、耐久消費財などの随意支出教養娯楽費、交際費などを含むレジャー消費支出の三つに分けて、国民生活白書（37年）は最近の推移を指摘しておりこれによると28年を/00とすれば、基礎支出は/3/であるが、随意支出レジャー消費支出はそれぞれ/90

2.08となっており、前者にくらべると上昇率がいちじるしく高い。さらに「国民生活白書」（37年）によって生活革新の推移をみると、第159表に示すとおり、28年（1.00）に対し、36年は1.81とめざましい上昇を示している。

第159表　生活革新の推移

	28年	29年	30年	31年	32年	33年	34年	35年	36年
生活革新指数（28年=100）	1000	119.7	154.5	223.1	350.0	555.0	974.2	1321.8	1810.1
対前年上昇率	—	19.7	29.1	44.4	56.9	58.7	75.1	35.7	36.9

（備考）　生活革新指数はつぎのように構成されている。

項目	ウエイト（全体を100）
穀類支出中のパン支出割合	10
副食費中の加工食品割合	10
衣料費中の既製服割合	20
光熱費中の電気、ガス代比率	20
家計費中の教養娯楽費比率	20
耐久消費購入量（電気洗濯機、テレビ、カメラ、電気冷蔵庫、扇風機）	20

資料出所　経済企画庁「国民生活白書」（37年）

生活革新の進展は全国的にすすんでいるが、かなり地域差が見られ、前掲「国民生活白書」（37年）による総合生活革新指標は六大都市がとっとも高く、つぎが、仙台、千葉などの成長都市、青森、甲府などの低成長都市の順になっている。六大都市のなかでも最も総合生活革新指標の高い東京（124.6）と、低成長都市のなかで最も低い青森（74.3）とくらべると、いちじるしい開きがある（第　表）。同様にレジャー消費指標についてみても地域差が少なくなく、第161表に示すとおり、六大都市が最も高く、つぎが、成長都

第160表　総合生活革新指標の動向

		総合生活革新指標	成長率
6大都市	東京	124.6	155.4
	名古屋	102.4	144.3
	大阪	104.4	154.7
	平均	111.5	156.4
成長都市	仙台	92.9	156.6
	千葉	100.7	176.0
	広島	105.2	146.1
	福岡	100.5	162.3
	平均	93.8	156.9
低成長都市	青森	74.3	165.0
	甲府	96.9	183.0
	大津	100.2	158.4
	鳥取	90.1	159.6
	徳島	95.6	171.4
	都城	99.6	164.5
	平均	82.0	168.9

資料出所　経済企画庁「国民生活白書」（37年）
（注）　「家計調査」「消費者動向予測調査」より作成

第161表　レジャー消費指標の動向

		レジャー消費用耐久財普及率指数	教養娯楽費比率指数	レジャー消費指標	成長率
六大都市	東京	114.3	107.8	124.6	113.8
	名古屋	112.9	103.1	108.0	118.3
	大阪	99.7	92.4	96.1	105.7
	平均	115.5	100.8	107.7	113.3
成長都市	仙台	103.4	106.8	105.1	117.9
	千葉	97.8	110.6	101.2	119.3
	玄島	93.6	107.1	101.4	100.0
	福岡	69.0	97.9	83.5	120.0
	平均	88.9	100.7	94.3	113.4
低成長都市	青森	80.4	88.8	84.6	122.2
	甲府	106.3	99.5	102.0	119.2
	松本	83.1	95.6	89.4	122.9
	大津	96.1	121.1	108.6	138.9
	徳島	76.1	93.3	84.7	103.6
	都城	56.0	86.7	71.4	115.2
	平均	82.1	98.1	90.5	118.5

資料出所　経済企画庁「国民生活白書」（37年）

（注）　「家計調査」「消費者動向予測調査」より作成

市，低成長都市となっている。しかし，低成長都市のなかである大津のようにレジャー消費指標が108.6で名古屋，大阪，よりも高いものがあり，一方，福岡のように成長都市のグループに属していてもその指標は83.5で，低成長都市のなかの青森（84.6）よりも低いものもあり，都市による格差が少なくない。

(4) 都市の生活環境

最近数年間における経済の高度成長にともない，既に述べたように消費生活は向上し，一方，人口の都市集中もいちじるしいが，都市における下水道，清掃などの公共的な生活環境施設の整備はたちおくれ，また，公害対策の不備は都市居住者の環境衛生の立場からも憂慮されるようになった。このような問題は，家庭生活に影響するところが少なくなく，たとえばごみの処理や，スモッグによる洗濯物の汚染など主婦の苦慮するところである。

はじめに，最近における都市への人口集中の傾向を見ると第162表に示すとおり，東京，名古屋，大阪のような大都市がいちじるしく，30年においても他の都市よりも人口がはるかに上回っているのに，その増加率も高く5年間に2割前後増加している。30年以降急激な膨張をとげたものに成長都市のなかの千葉，玄島があり，その増加率はそれぞれ22%，19.5%で，名古屋，大阪をのりこえている。ところが，低成長都市の人口増加率は前二者にくらべるとかなり低く，比較的増加を示している青森において7.3%にすぎず，鳥取，防府のように全く停滞もしくは減少している都市もある。

このような急激な都市人口の増加に対し，生活環境施設の整備がおくれており，主婦連合会「主婦の苦情」調査報告（36年11月～37年3月）をみると，主婦の苦情（5652件）のなかで清掃関係（ごみ処理，便所の汲み取りなど）は20.6%をしめており，交通，運輸（11.8%），商品の品質（12.6%）などに対するものよりも比率が高くなっている。また厚生白書（37年）によって，ごみ処理状況をみると，特別清掃地域（主として市街地的性格を有する区域）における排出量は都市人口の増大により35年は30年に対

第162表　都市別人口の推移

		人口（千人）		増加数（千人）	増加率（%）
		30年	35年		
大都市	東京(都)	8,039	9,684	1,645	20.5
	名古屋	1,337	1,592	255	19.1
	大阪	2,547	3,012	465	18.2
成長都市	仙台	380	425	45	11.8
	千葉	198	242	44	22.0
	富山	191	207	16	8.4
	広島	361	431	70	19.5
低成長都市	青森	189	202	13	7.3
	大津	107	114	7	5.6
	奈良	126	135	9	6.9
	鳥取	105	105	−	△ 0.0
	防府	97	95	△ 2	△ 2.4
	都城	92	92	−	0.6

資料出所　総理府統計局　「国勢調査」

第163表　ごみ処理状況　　単位＝t/日

区分＼年次	昭和30年	昭和33年	昭和35年
特掃地域の排出量	12,022 (100.0%)	20,671 (100.0%)	24,399 (100.0%)
収集量	12,621 (74.1)	16,485 (79.7)	19,949 (81.8)
焼却	3,686	5,392	7,577
埋立	2,431	9,431	10,465
堆肥	1,100	1,114	865
飼料	141	195	230
その他	263	353	812
自家処分	4,401 (25.9)	4,186 (20.3)	4,450 (18.2)

資料出所　厚生白書（37年）

6.3%増加し、市町村の清掃事業による収集処分量は約6割増加をみているものの、自家処分されているものが18.2%ある。（第163表）。また、同白書で特別清掃地域のし尿処理状況をみると、下水道は30年に対し35年は3割増になっているが都市人口の急増のため総排出量も3割増のため、35年における総排出量に占める下水道による処分は、6.3%にすぎず大部分（77.4%）はくみ取り処理となっており、自家処分が13.4%という状態である。参考までにイギリス、ドイツの上下水道普及状況をみると、上水道と下水道の利用率はわずかの差しかなく、イギリスではそれぞれ95%，90%，ドイツでは80%，70%となっており、

第164表　各国の上下水道利用状況

国名	総人口	利用率（総人口に対する利用人口比）	
		上水道	下水道
	千	%	%
イギリス	45,221	95	90
ドイツ	50,775	80	70
フランス	44,554	60	30
オランダ	11,486	85	80
ベルギー	30,507	70	60
スエーデン	7,475	70	60
スイス	4,750	80	50
デンマーク	4,575	75	70
アイスランド	148	65	60
アメリカ	144,063	80	65
日本	93,419	49	10

資料出所　厚生白書（昭和34年）

水回のように上水道が9%、下水道が0%というような例のいちじるしい国は少ない（第164表）。

都市における公園は都市の美観を保持し、災害を防止し、災害時の避難場所として必要であるばかりでなく、市民のレクリエーション、児童の遊び場としても重要なものである。ところで、公園の必要面積は個々の都市の規模、性格によって異なるが、都市公園法施行令では都市人口1人当り6平方メートル以上という標準が定められているが、現状は全国の

第164図　1人当り公園面積
（昭和36年3月末現在）

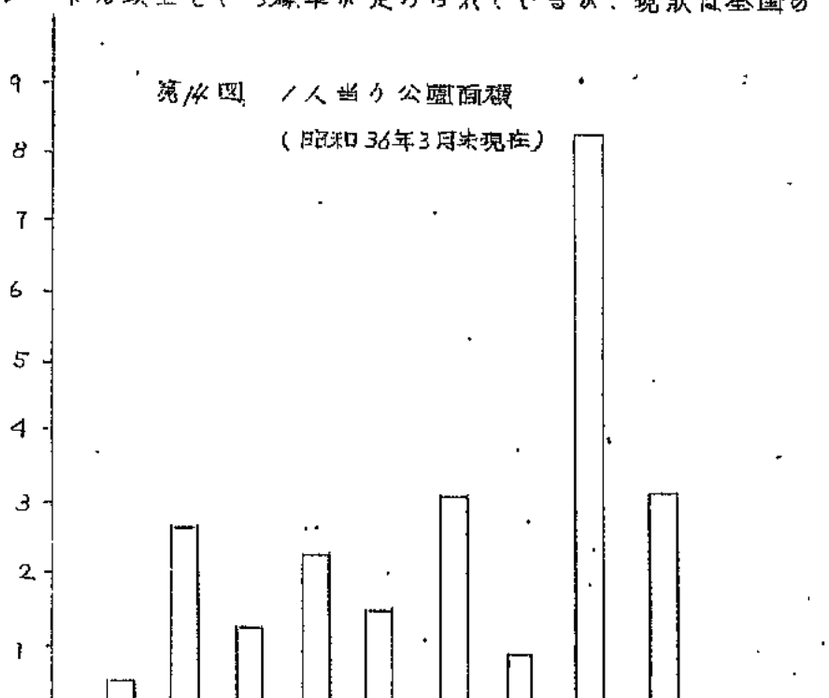

資料出所　経済企画庁「国民生活白書」（37年）

（注）　建設省資料により作成

都市人口1人当り2.3平方メートルで平均をいちじるしく下回っている。都市別にみると、東京（23区）は0.4平方メートル、大阪1.1平方メートルと過大都市はとくに公園の面積が狭い。しかし、低成長都市においても標準を下まわっているものが少なくなく、奈良（3.8平方米）を最高として一般に大都市、成長都市にくらべて広くなっているが、松坂、鳥取のように8平方米で大都市なみのものもある（第164図）。

公害についての市民の苦情をみると　第165表に示すとおり、「お宅では煙突から出る煤煙や、自動車の音や、スピーカーの音などのために日頃迷惑をうけているということはありませんか」との質問に対して、苦情のないものは52%であるから、半数のものは何らかの公害で苦やませられているのである。その内容をみると「工場や自動車などの騒音」が最も多く24%、つぎが「工場や自動車などの振動」16%

第165表　公害についての世論調査

	1 工場や自動車などの騒音	2 工場や自動車などの振動	3 工場などからのくさいやがス	4 工場や風呂などの煤煙やすす	5 商店や駅などのスピーカーが鳴る騒音	6 その他	7 なし	計（M A）
	%	%	%	%	%	%	%	%
総数	24	16	5	14	5	5	52	121
東京都区部	28	19	8	17	5	5	44	126
五大市	23	17	5	16	5	6	49	121
その他の都市	21	13	4	9	5	5	60	115

資料出所　内閣総理大臣官房審議室（環境衛生に関する世論調査）（昭和35年8月）

（注）　2以上の事項について記入しているため総計は100%をこえる。

「工場や風呂屋などの煤煙や粉塵」（ノダ%）となっているしかも、大都市ほど公害がいちじるしく東京都区部は「騒音」（28%）「振動」（ノ9%）「粉塵」（ノク%）がその他の都市をかなり上まわっている（第165表）。したがって、東京では公害苦情陳情が多く、35年は42ノ9件で、この多くは騒音、振動（2064件）粉じん（2025件）である（第166表）。

最近、東京、大阪においては、スモッグ発生が社会的な問題とされるようになったが、第167表に示すとおり、毎年

第166表　公害苦情陳情件数（昭和35年）

	総数	騒音・振動	ばい煙・粉じん・悪臭	廃液	その他
合計	4219	2064	2025	101	29
工場公害	1981	971 181	401 120 221	43	29
一般公害	2238	986	1274	58	−

資料出所　厚生省「厚生白書」（37年）

（注）(1) 東京都首都整備局公害部調べ

(2) 工場公害とは東京都工場公害防止条例によるものを示し、一般公害とは、東京都ばい煙防止条例ならびに東京都騒音防止に関する条例によるものを示す。

第167表　東京都および大阪市におけるスモッグ発生状況

	23年	25年	27年	29年	31年	32年	33年	34年	35年
東京都	31	43	44	59	62	61	65	56	68
大阪市	1	7	16	31	88	112	131	134	−

資料出所　厚生省「厚生白書」（37年）

(注) (1) 東京都は気象庁観測部調べ、大阪市は大阪管区気象台調べによる。

(2) 東京都では視程1km以内のスモッグ、大阪市では視程2km以内のスモッグである。

増加の傾向をたどり、市民の保健衛生のためにも適切な対策がのぞまれている。

以上述べたような生活環境施設、公害などに関して、環境の整備や対策を望む主婦の声が、個人的に、また、組織に出されている。

(5) 家事・育児

生活革新の進展は主婦の家事作業の軽減に役に立っていることは、(3)「生活革新の進展」のところでふれたが、電気洗濯機、電気冷蔵庫などの耐久消費財の普及（第155表参照）は、既に述べた家族規模の縮少とあいまって、食衣住全般にわたる主婦の家事作業の軽減をもたらし、また、幼稚園保育所の普及により育児の面で、戦前とくらべると変化してきている。

まず、食生活についてみると、缶詰類、ハムなどの加工食品、いわゆるインスタント食品の利用、あるいは外食の増加などは主婦の台所仕事の軽減をもたらしたと言えよう。缶詰消費量は第168表に示すように、最近5年間に2.63倍（32～36年）となり、また、加工食品の生産量も増加しており例えば、ハム、ソーセージのような手数のかからぬ食品は、30年以降いちじるしい増加を示している（第169表）。一方、学校給食、勤労者の福利厚生施設としての地域食堂の普及なども、主婦の調理の手間の軽減に影響をおよぼしている

第168表　推定かん詰消費量の推移

（単位：1000函）

	総数	水産	蔬菜	果実	ジュース	畜肉	ジャム
昭和31年	14573	8578	862	2942	1092	822	277
〃 33年	17476	8634	1253	4212	1956	949	452
〃 34年	20427	12136	1648	6514	2263	1203	663
〃 35年	31022	14957	2270	9802	4056	1558	876
〃 36年	38366	18841	2784	9315	4662	1619	945

資料出所　経済企画庁「国民生活白書」（37年）

（注）(1) 日本缶詰協会調べによる

(2) 生産量から輸出量を差し引いたものをその年の推定消費量とした。

(3) ここに掲げたのは「丸かん」のみで「大かん」と「びん詰」は含まない。

第169表　ハム、ソーセージ生産量

（単位：1000トン）

	畜肉		鳥肉	
	ソーセージ	ハム	ソーセージ	ハム
昭和30年	7	19	12	0
〃 33年	19	32	41	8
〃 34年	27	34	52	12
〃 35年	38	34	68	18
〃 36年	50	47	76	26

資料出所　国民生活白書（37年）

備　考　日本食糧新聞社「食糧年鑑」より作成

(注) (1) 東京都は気象庁観測部調べ、大阪市は大阪管区気象台調べによる。

(2) 東京都では視程1km以内のスモッグ、大阪市では視程2km以内のスモッグである。

増加の傾向をたどり、市民の保健衛生のためにも適切な対策がのぞまれている。

以上述べたような生活環境施設、公害などに関して、環境の整備や対策を望む主婦の声が、個人的に、また、組織に出されている。

(5) 家事・育児

生活革新の進展は主婦の家事作業の軽減に役に立っていることは、(3)「生活革新の進展」のところでふれたが、電気洗濯機、電気や瓦斯などの耐久消費財の普及（第155表参照）は、既に述べた家族規模の縮少とあいまって、食衣住全般にわたる主婦の家事作業の軽減をもたらし、また、幼稚園保育所の普及による育児の面で、戦前とくらべると変化してきている。

まず、食生活についてみると、缶詰類、ハムなどの加工食品、いわゆるインスタント食品の利用、あるいは外食の増加などは主婦の台所仕事の軽減をもたらしたと言えよう。缶詰消費量は第168表に示すように、最近5年間に2.63倍（32～36年）となり、また、加工食品の生産量も増加しており、例えば、ハム、ソーセージのような手数のかからない食品は、30年以降いちじるしい増加を示している（第169表）。一方、学校給食、勤労者の福利厚生施設としての職域食堂の普及などや、主婦の調理の手間の軽減に影響をおよぼしている

倍となり、総数に占める割合は2.8%から3.2%となった。綿、毛などの天然繊維の消費量は大まかにいって横ばい状態であるが、総数に占める割合は29年の7.2%から、36年には6.8%へと減じている（第170表）。

家庭燃料と主婦の家事作業との関係も見のがすことの出来ないもので、最近における電気、ガス、石油など手数のかからぬ燃料の急激な普及は、主婦の家事作業軽減に役立つところが少なくない。前掲「国民生活白書」（37年）によれば第　表に示すとおり、家庭における総燃料（石炭換算）に占める電気の割合は25年の2.7%から35年には4.1%へ、ガスは25年2.6%から35年には5.5%へと増加し一方、最近2～3年間のあいだに、灯油、液化石油ガス（プロパンガス）の普及もめざましく、35年にはそれぞれ5.5%、2.2%を占めるにいたった。これと反対に、同期中にまきは3.9%から1.5%へ、木炭は12.1%から7.3%へ、暖厨房石炭は16.3%から11.7%へ減少し、家庭燃料の「

第171表　家庭燃料需要実績

	実数		構成比（石炭換算）	
	昭和25年	昭和35年	昭和25年	昭和35年
合計（石炭換算）10^6t	12.03	2066	100%	100%
まき 10^6束	700	604	3.9	1.5
木炭 10^3t	1458	1505	12.1	7.3
暖厨房石炭 10^3t	2200	3421	16.3	11.7
練石炭 10^3t	1124	1874	6.7	6.6
灯油 10^3kl	−	938	−	5.1
都市ガス 10^6m³	604	2213	2.6	5.5
液化石油ガス 10^3t	−	265	−	2.2
電気 10^6kWh	5.483	14.143	2.7%	4.1

資料出所　経済企画庁「国民生活白書」（37年）

（注）　科学技術庁資源調査会
「日本の資源問題」による。

個体」から「流体」への移行の傾向がうかがえるのである。

最近、都市世帯における水道の普及はめざましく、厚生白書（37年）によれば、36年3月末で72.5%の普及を見るにいたった。しかし、東京、大阪のような大都市では、急激な人口増加に水道の敷設が伴わず、35年は30年にくらべると普及率が低くなってしまったところもある。地域別にみると、東京、大阪、福岡、広島のような大都市ほど普及率がた

第172表　地域別水道利用状況

	昭和30年3月		昭和35年3月	
	給水人口(千人)	普及率(%)	給水人口(千人)	普及率(%)
東京	6557	81	6868	71
名古屋	1000	75	1286	81
大阪	2511	99	2884	96
福岡	368	66	535	83
札幌	180	42	254	49
富山	19	10	41	20
広島	296	82	346	80
青森	110	58	138	68
高崎	67	49	79	56
防府	13	14	22	23

資料出所　経済企画庁「国民生活白書」（37年）
（注）　日本水道協会「上水道統計」による。

かく7割以上となっているが、富山、防府のような小都市は普及率が低く、約2割にすぎない。

家事作業合理化の傾向は地域によって差が少なくなく、

経済企画庁が算出した指標によれば、大都市が高く、成長都市、低成長都市の順になっている。大都市のなかでは、東京（１１４．８）よりも大阪（１１９．３）が家事労働合理化指標がたかく、低成長都市のなかの大津（１０１．２）は成長都市の福岡、岐阜よりもこの指標がたかいものもある。家事労働

第173表　家事労働合理化指標の動向

	家事合理化用耐久財普及率指標	電気・ガス代比率指数	既製品費比率指数	家事合理化指標	成長率
東京	１１５．３	１２２．８	１０４．３	１１４．８	２０９．１
名古屋	１０９．７	１２４．５	９９．１	１１４．１	１６５．４
大阪	１２５．７	１３１．０	１０１．２	１１９．３	２１７．６
平均	１１４．９	１２２．０	１０１．７	１１２．９	２１４．２
仙台	７３．９	７５．０	１００．５	８３．１	２１３．６
千葉	１０１．１	８２．２	１０２．６	９５．３	２７５．９
岐阜	９９．７	９６．０	９８．１	９７．６	—
福岡	７７．８	１１２．６	１０４．７	９８．４	２１５．８
平均	９３．０	８６．１	１００．３	９３．１	２２２．４
青森	４４．１	５３．８	９７．３	６５．１	１９５．７
高崎	８３．３	７７．２	９８．６	８５．７	２５７．９
松阪	７４．３	９１．８	９３．２	８６．４	２８８．９
大津	１０８．７	９６．０	９９．０	１０１．２	１８７．０
鳥取	８５．３	９１．６	９７．８	９１．６	１７９．３
徳島	８４．０	９１．０	８８．１	８７．７	２６０．７
都城	６８．７	７４．０	１００．５	８１．１	２１３．３
平均	８２．３	８０．９	９７．６	８７．３	２３２．８

資料出所　経済企画庁「国民生活白書」（３７年）

（注）　総理府統計局「家計調査」

経済企画庁「消費者動向予測調査」による

合理化指標が最も低い青森（６５．１）は最も高い大阪の約半分である（第　表）。

住生活についてみても合理化、簡素化がすすめられており主婦の家事作業は戦前にくらべればかなり楽になってきているといえよう。すなわち、３０年ごろから公庫、公団などの鉄筋アパート・テラスハウスが増加したが、これらの住宅は食事室と台所の機能を能率的便利にするためにリビング・キチンの手法をとりいれた簡素で合理的なものになっている。従来、我が国の住様式は玄関、客間に重点がおかれ、台所は北向の日当りの悪い場所におかれる慣習であったことを考えるとき、リビング、キチンは画期的なことと言えるであろう。また、住宅の不燃高層化が進展し、隣家との防音も配慮されていることは「プライバシー」の保持に役立ち、主婦は鍵をかければ外出できるという気安さがある反面、幼児の転落による事故など、わずかな事例ではあるが目につくようになってきている。リビング・キチンの様式が公団、公庫の住宅にとりいれられたことは、民間アパートや、一般住宅の台所の

第174表　住居の改造

A向　お宅では、過去５年ぐらいの間に改造したか

	%
総数	１００．０
改造した	５４．７
改造しない	４５．３

資料出所　東京都民生局

「消費生活及び家事改良に関する調査」

（３５年１１月）

様式にも影響をあたえている。例えば、東京都民生局「消費生活及び家事技術に関する調査」（35年11月）を見ると「過去5年ぐらいの間に住居を改造したか」との質問に対し54.7%が「改造した」と答えており、その場所は「台所」が最も多く9割を占め、食事を椅子式にしたもの（15.5%）も少なくない。子供部屋をつくったもの（15%）が少なくないことは、家庭における子の教育への関心がうかがわれる。（第174表）。この様な住居の様式の変化は、都市に多くみられるものであるが、農村においても生活改善の一環として台所をはじめ住居の合理化、簡素化が進められており、家事を担当する主婦の生活に大きな影響をもたらしている。

第174表　B　改造をした場所

		%
改造した		100.0
内訳	台所を改造した	40.9
	蛍光灯をかえた	64.5
	子供部屋を作った	15.0
	食事を椅子式にした	15.5
	便所を水洗にした	12.6
	井戸を自家水道にした	12.5
	押し入れを改造した	11.1
	プロパンガスを取りつけた	9.1
	コンセントをつけ加えた	26.3
	ガス湯沸器を取りつけた	6.0

資料出所　東京都民生局
「消費生活及び家事技術に関する調査」
（35年11月）
（注）　改造したものを100とする比率を示す。

家事作業については、主婦自身も楽になったことを意識してきており、労働省婦人少年局「主婦の自由時間に関する意識調査」（37年2月）をみると、「数年前にくらべて家事は楽になったか」との質問に対して64%は「楽になった」と答えている。地域別にみると、区部に「楽になった」と答えているものが多く、職業別では区部における無職の主婦に「楽になった」と答えているものが多い（第　表）。この

第175表　数年前にくらべて家事は楽になったか

			総数 実数	総数 %	楽になった	以前と変らない	その他（若しくはなった）	無回答
計			1863	100	64%	36%	0%	1%
地域別	区部		298	100	67	32	1	-
	市部		1037	100	61	38	0	1
	郡部		528	100	66	33	1	1
職業別	自営	農林漁業	111	100	69	31	-	-
		非農林漁業	150	100	71	29	-	-
	雇用		147	100	50	48	1	1
	家従	農林漁業	333	100	63	35	0	1
	従事	非農林漁業	139	100	70	30	1	-
	内職		237	100	58	40	1	1
	無職	計	741	100	65	35	0	0
		区部	182	100	74	26	1	-
		市部	447	100	61	39	0	0
		郡部	112	100	63	37	-	-
不明			5	100	40	60		-

資料出所　労働省婦人少年局「主婦の自由時間に関する意識調査」
（昭和37年2月）

こんは全国友の会の「主婦の時間しらべ」（36年6月、調査対象1100人）にあらわれており、家事労働時間平均は7時間17分で、同会の5年前の調査による平均家事時間に比べると、40分短縮されている。

年令階層別に婦人の家事時間量（自宅内）をみると、NHK調査（35年～36年）によれば、第15図に見るとおり、16～19才は学生、有職者が多く、20代は有職者が多いために家事時間は比較的少なく、30代は無職の主婦が多いため家事時間が最も長い。同調査からみても、一般的について家事時間が最も長いのは無職の主婦（家庭婦人）で6時間40分（平日）を自宅内の家事に費し、買物など自宅外の

第　四　A　婦人の家事時間量（自宅内）

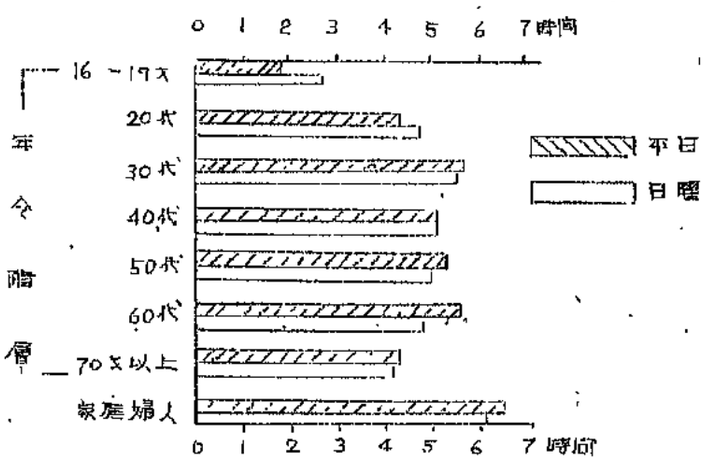

資料出所　NHK放送文化研究所
「婦人の生活時間の特徴」（35～36年）

（注）　年令階層別には家庭婦人　学生、就業者を含む。

家事時間に36分を費している。

最近、幼稚園、保育所に幼児をあずける家庭が多くなってきており、これは幼児のしつけ、教育に影響を及ぼすところが大きいが、主婦の育児時間にも影響することが少なくないので、参考までにふれておこう。あらためて云うまでもなく幼稚園は学校教育法にもとづき設置され、3才から就学前の幼児を対象とするものであり、保育所は児童福祉法により保育に欠ける乳幼児を対象とするものであるから、その趣旨などにも相違がみられる。しかし、両者は幼児の「保育」を規則的に一定時間施設に依頼する点では共通してしるわけで、幼児が家庭にいない間は主婦は家事あるいは内職などに専心することができ、あるいは、読書など、自分自身の時間をもつことも可能になるであろう。36年における幼稚園数は、7217で、幼児数は約80万人、保育所数は1001で幼児数は約7.5万である。28年を100とすれば、36年は幼稚園数は346、幼児数356、保育所数349、幼児数303で急激に増加している（第176表）。

参考までに学令前の乳・幼児数についてふれておくと、国勢調査（35年）によれば、756万人で、3才～5才までの幼児数は652万人である。最近は乳児を保育所にあずけて職場に働く婦人が増加しているが、現実には3才以上の幼児を施設にあずけるのが多いと思われる。ちなみに3才～5才までの幼児数に対する幼稚園・保育所の収容幼児数の割合をみると、六さんにいって、幼児3人のうち1人は施設に通っていることになる。

第176表　幼稚園・保育所と収容幼児数

		幼稚園		保育所	
		施設数	幼児数	施設数	幼児数
実数	昭和28年	2,100	224,591	2,371	249,166
	〃 30年	5,316	643,355	8,321	653,727
	〃 33年	6,692	673,879	9,355	703,786
	〃 34年	6,385	699,726	9,568	716,899
	〃 35年	7,055	742,327	9,782	733,645
	〃 36年	7,217	779,085	10,018	754,486
28年を100とする指数	昭和28年	100.0	100.0	100.0	100.0
	〃 30年	253.1	286.5	289.8	262.4
	〃 33年	318.7	300.0	325.8	282.5
	〃 34年	322.9	311.6	333.8	287.7
	〃 35年	336.0	330.5	340.7	294.4
	〃 36年	343.7	355.8	348.9	302.8

資料出所　労働省婦人少年局「婦人問係資料集報」
厚生省　「厚生白書」　（37年）

(6)　主婦の余暇時間

主婦の家事・育児時間の短縮にともなって、余暇時間は増加の傾向を示しており、一方、婦人の平均寿命は戦前にくらべるといちじるしく長くなり、その生活周期も変化がみられ新しい観点から生活設計が必要とされるようになってきている。

最近における余暇時間の増減の傾向をみると、第　表に示すとおり、余暇時間が「ふえた」ものが多いが、男子よりも婦人に多く、職業別にみると余暇時間がふえたものは主婦が最も多い。余暇時間がふえた理由をみると、生産性研究所

第177表　余暇の時間の増減
（2年前に比較して余暇が）

		ふえた	変らない	へった	不明
		%	%	%	%
	計	24.4	48.6	18.4	8.6
	男	20.7	50.8	19.1	9.4
	女	27.9	46.7	17.7	7.9
年令別	～19才	17.7	44.3	22.1	15.9
	20～30才	22.3	50.4	23.2	4.1
	30～40才	29.8	46.4	17.2	6.6
	40～50才	26.5	46.5	20.1	6.9
	50～〃	23.6	52.7	11.1	12.6
職業別	給料生活 事務系	19.2	50.8	25.8	4.2
	給料生活 労働系	23.4	54.6	17.9	4.1
	商工業経営	24.5	47.0	16.7	11.8
	自由業	14.7	50.0	20.6	14.7
	学生	17.1	48.7	18.4	15.5
	主婦	33.6	44.9	14.8	6.7
	無職その他	25.3	45.5	8.9	20.3

資料出所，経済企画庁　「国民生活白書」　（37年）
（備考）　日本観光協会調

「コミュニティーと消費パターン」（35年9月）によれば一般住宅、商店街，団地によってかなりの相違がみられ、一般住宅、団地では「子供の世話がなくなったから」と答えたものが多いが、商店街では「洗濯機が入ったら」と答えているものが多い。「自ら工夫して生活を合理化した」ことによって余暇時間を増加させたものは，各グループにわたって1割前後である（第　表）

主婦の余暇時間について、労働省婦人少年局「主婦の自由時間に関する意識調査」（37年2月）によってみると、余

第178表　余暇時間の増減とその理由（主婦）

	ふえた・減った世帯比率	ふえた理由 計	子供が入ったから	子供の世話がなくなったから	仲手伝が入ったから	勤めをやめたから	自ら工夫して生活を合理化した
	%	%	%	%	%	%	%
一般住宅	33.5	100	22.6	52.0	2.9	2.3	10.2
商店街	17.6	100	36.7	32.4	20.6	1.5	8.8
団地	35.5	100	21.4	36.9	−	33.9	7.8

資料出所　生産性研究所

「コミュニティーと消費パターン」（35年9月）

第179表　主婦の文化的社会的生活時間

		サラリーマン世帯	工場労働者世帯	商家	農家	漁家
計（%）		時分 (2:31)2:27 (100)	時分 (2:49)2:25 (100)	時分 (2:39)2:57 (100)	時分 (3:20)3:00 (100)	時分 (3:29)3:09 (100)
教養娯楽	小計（%）	(2:13)133 (89)	54 (24)	(1:10) 70 (45)	(1:03)63 (32)	40 (19)
	読書	43	7	11	8	6
	新聞よみ	30	16	18	20	14
	ラジオ・テレビ	25	21	30	29	11
	その他	35	10	11	6	7
交際（%）		32 (12)	34 (15)	30 (19)	52 (26)	61 (29)
休息（%）		50 (19)	50 (22)	18 (12)	35 (18)	48 (23)
雑談（%）		18 (7)	32 (14)	21 (13)	36 (15)	31 (15)
その他（%）		38 (14)	55 (24)	19 (13)	20 (10)	29 (14)

資料出所　労働省婦人少年局

「主婦の自由時間に関する意識調査」

（34年2月）

余暇時間（文化的社会的生活時間）が最も長いのはサラリーマン世帯の主婦で4時間37分、つぎが工場労働者世帯で3時間45分である。この調査では農家、漁家がそれぞれ3時間20分、3時間29分で商家（2時間37分）よりかなり長くなっているのは、調査時期が農閑期であることによると見られる。サラリーマン世帯、商家の主婦は余暇時間の約半分は「教養娯楽」となっており、休息、雑談の時間は約2分の1にすぎないが、工場労働者世帯、漁家では「教養、娯楽」の時間は約2割で、休息、雑談の時間が多く約4割となっており、階層、家業によって余暇時間の過ごし方に相違がみられる（第179表）。

婦人の余暇時間を男子とくらべると、東京大学新聞研究所が東京都23区を対象とした調査（34年7月）によれば、主婦は週全計で41時間となっており大企業に働く一般男子より少ないが、大企業の管理職、自由業、中小企業一般男子、管理職、個人業主よりも多くなっている。しかし、「曜日」によって変化がみられ、月曜～金曜日における主婦の余暇時間の平均は5時間48分で最も長いが、日曜日は6時間30分で平日よりも余暇時間は多くなっているにもかかわらず、すべての階層の男子にくらべて少なくなっている。ところで有業婦人の余暇時間は週全計で28時間57分で、主婦よりもいちじるしく少なく、男子のなかで最も余暇時間の少ない大企業管理職、自由業（35時間33分）よりもかなり少ない。しかも、月曜日から日曜日にいたるまで、有業婦人の余暇時間はいちじるしく少なくなっている（第　表）。

余暇時間の過ごし方をみると、第　表に示すとおり、男女ともにその大半は新聞、ラジオ、テレビなどのマス・メディアに接していることが注目される。つぎに男女ともに多いのは「娯楽」で、つぎが交際、家族の団らんとなっている。

第180表　作業階層別にみた自由時間

		月～金	土	日	週全計
		時 分	時 分	時 分	時間 分
男子	大企業経営管理職自由業	3 58	7 43	8 00	35 33
	大企業専務職	5 36	7 12	10 48	46 00
	大企業労務職	5 30	5 30	8 48	41 48
	中小企業事務職	4 18	4 42	10 48	37 00
	中・小企業労務職	5 12	3 42	7 48	37 30
	中小企業経営管理職個人業主	4 48	5 12	8 48	38 00
女子	有業婦人	4 00	3 30	5 21	28 51
	家庭の主婦	5 48	5 30	6 30	41 00

資料出所　東京大学新聞研究所

「東京大学新聞研究所紀要10」（36年7月）

第181表　余暇活動の平均時間

	男子			女子		
	月～金	土	日	月～金	土	日
計	時 分 5 06	時 分 5 09	時 分 9 13	時 分 5 32	時 分 5 23	時 分 6 23
交際	34	20	1 17	49	45	1 11
家族団らん	20	21	30	37	34	34
無為	46	41	48	55	29	32
スポーツ	16	11	1 01	1	1	35
読書	11	13	30	5	17	11
自然愛好	4	3	25	2	10	1
稽古ごと	1	2	2	7	14	5
勝負ごと	9	11	16	1	1	4
社交的余暇活動	10	11	29	5	13	1
観賞	10	34	32	5	13	8
マスメディア	2 25	2 41	2 59	2 46	2 30	3 14

資料出所　東京大学新聞研究所

「東京大学新聞研究所紀要10」（36年7月）

第15図　日余暇時間のすごし方（時分程度）

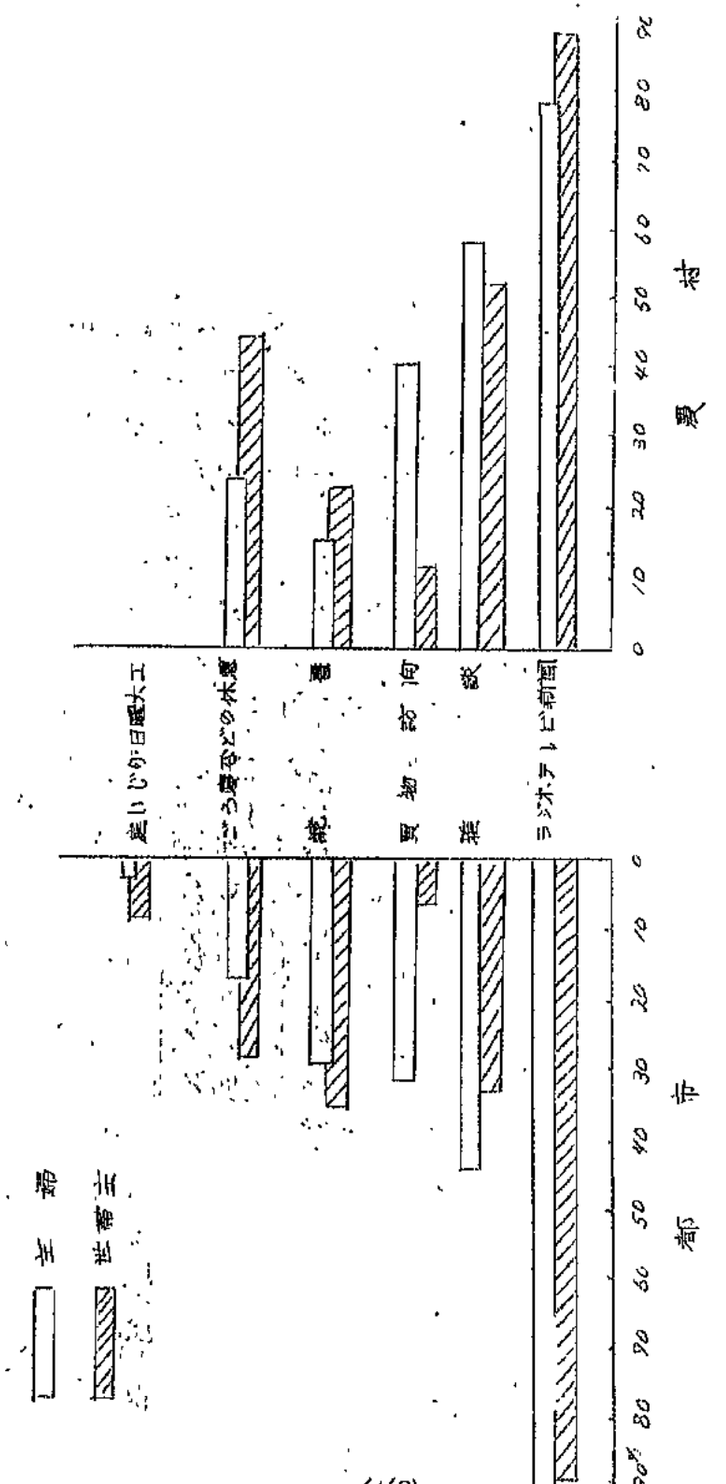

資料出所　経済企画庁「消費者動向予測調査」（36年2月）

スポーツ、勝負ごとは男子に多く、稽古ごとは婦人に多いこのような傾向は、経済企画庁「消費者動向予測調査」（36年2月）にも見られ「休日（休日）は主として何をしましたか、主なものを三つ（二つ）あげて下さい」との質問に対して、ラジオ、テレビなどのマス・メディアをあげているものが都市、農家の世帯主、主婦を問わず最も多い。雑誌は農家都市の主婦では第二位であるが、都市の世帯主は読書が第二位である。買物、訪問は都市、農家ともに主婦では第三位となっているが、世帯主はいちじるしく少なく、ごろ寝などの休息をしているものの方がはるかに多い（第15図）。都市の主婦のなかでも、一般住宅、団地、商店街では余暇時間の過ごし方に相違がみられ、商店街の主婦で新聞、読書、けいこごとなどをしているものは一般住宅、団地の主婦にくらべてかなり少なく、団地の主婦は新聞、テレビ、読書、けいこごとなどをしているものが最も多くなっている（第182表）。

第182表　主婦の余暇利用の実態

（いつとしているもの）

	新聞	テレビ	休息	近所づきあい	身につけるための趣味	読書
	%	%	%	%	%	%
一般住宅	18.5	18.5	23.7	12.9	5.4	19.6
商店街	25.5	22.7	23.2	3.9	1.6	10.3
団地	6.7	6.9	20.5	5.2	10.0	27.6

資料出所　生産性研究所「コミュニティと消費パターン」
（35年9月）

（注）　テレビ聴視時間：一般住宅2.8時間　商店街2.0時間　団地3.3時間

おわりに、主婦の余暇時間の今後の傾向についてふれておこう。前掲「主婦の自由時間に関する意識調査」によれば自分の時間を今以上に「作れる」というのは調査総数の55%で「作れないもの」よりやや多くなっている。ところで、「あなたが自分の時間を作ろうとするとき、一番困ることは何ですか」の質問に対して、「家業が忙がしすぎる」と答えているものが調査総数の29%（これは対象者中家業をもつものの73%にあたる）でもっとも多く、つぎが「子供に手がかかる」（25%）「家事が忙がしすぎる」（17%）と答えている。「家族に気がねする」ために自分の時間を作るのに困っているものは6%にすぎない（第183表）「家事の忙がしさ、子供に手がかかる」ことは、今後の生活水準の向上、小家族化の進行にともなって解消されるところが少なくないと見られ、主婦の余暇時間はさらに増加するのではないかと推測される。主婦の余暇時間の増加にともなって、その過ごし方は一家庭内の問題だけでなく、次第に社会

第183表　自分の時間をつくるのに困ること

		総数		家業が忙がしすぎる	子供に手がかかる	家事が忙がしすぎる	家族に気がねする	その他	困ることなし	無回答
		実数	%							
計		1863	100	29%	25%	17%	6%	4%	19%	13%
地域別	区部	298	100	29	14	21	3	7	17	16
	市部	1037	100	29	23	17	6	5	19	12
	郡部	528	100	28	32	15	8	1	18	12

資料出所　労働省婦人少年局
「主婦の自由時間に関する意識調査」
（34年2月）

的な向上にまで拡張することも考えられる。

参考までに、イギリス、アメリカなどの事情をみると「今(注)より50年前、婦人は出産や育児に、現在と比較してはるかに短い生涯のうちから平均15年をついやしていたのに、今日では、それが平均3年半」となり、その結果、主婦の余暇時間にとんで労働力化がすすんでいる。我が国の場合、このような統計がないが、イギリス、アメリカにくらべれば、はるかに主婦の家事、育児の負担が重く、これらの国の状

第184表　余暇利用についての今後の希望（主婦）

	休息	けいこごと 趣味	読書
	%	%	%
一般住宅	27	28.7	10.8
商店街	24.5	14.5	10.3
団地	19	40.5	7.6

資料出所　生産性研究所
「コミュニティーと消費パターン」
（35年9月）

態に達するには、かなりの日時と必要とするであろう。またわが国の主婦の余暇利用についての今後の希望をみると、けいこごとなどの趣味や読書を希望するものは団地、一般住宅に多く、商店街のように家業のいそがしいものは休息を希望しているものが多いという実情（第184表）もみのがせない。しかし、前掲「主婦の自由時間に関する意識調査」によれば「主婦にひまがあれば、その時間はどう使うのがよいと思いますか」との質問に対して、「収入のある仕事」と答えているものが14%と比較的多く、「読書、新聞よみ」（15%）

第185表　自由時間の使い方についての意見

	%
総数	100
読書・新聞よみ	15
教養・勉強	14
休養	5
娯楽	4
趣味	6
ラジオ	3
その他自分のこと	2
小計	49
裁縫・あみもの	12
子供の相手	13
収入のある仕事	14
家事	5
家政技術研究	6
その他家のこと	4
小計	54
グループ活動集会その他社会活動	6

資料出所　労働省婦人少年局
「主婦の自由時間に関する意識調査」
（34年2月）

(注)　二つ以上の内容をあげたものがあるため各項目の計は100%をこえる。

「教養・勉強」（14%）と同じ程度の割合となっている（第185表）。最近、都市における中間層の家庭の主婦のなか

に内職を希望するものが目立ってきているが，団地のなかに主婦のための「私設職業センター」を設けた事例も見られる。したがって、今後の主婦の余暇時間の過ごし方について社会的な立場から検討がのぞまれる段階に達していると見ることができよう。

（注）
ミルダール・クライン共著「婦人の二つの役割」
（小林巧訳による）

7. 婦人の市民活動

(1) 婦人の投票状況

昭和22年4月10日に我が国の婦人が初めて参政権を行使してから、現在（38年3月）までに国会議員の選挙については8回の衆議院議員選挙と、6回の参議院議員選挙を経験したが、これらの選挙における婦人の投票状況は第190表、第16図のとおりである。37年7月の婦人有権者数は2930万人で、男子よりも247万人多く、終戦直後にくらべると婦人有権者は約4割

第190表　衆・参両院選挙における男女別有権者数、投票者数及び投票率

単位 1000人

		有権者数		投票者数		投票率	
		男	女	男	女	男	女
衆議院	第22回総選挙（21.4.10）	16,321	20,558	12,815	13,767	78.5%	67.0%
	23 〃（22.4.25）	19,178	21,330	14,658	13,139	74.9	61.6
	24 〃（24.1.23）	20,061	22,045	16,197	14,377	80.7	65.9
	25 〃（27.10.1）	22,312	24,460	17,954	17,723	80.5	72.8
	26 〃（28.4.19）	22,481	24,610	17,613	17,335	78.4	70.4
	27 〃（30.2.27）	23,557	25,678	18,833	18,505	79.9	72.1
	28 〃（33.5.22）	24,883	27,130	19,854	20,190	79.8	74.4
	29 〃（35.11.20）	25,962	28,351	19,731	20,173	76.0	71.2
参議院（注）	第1回参議院議員通常選挙（22.4.20）	19,608	21,351	13,419	11,530	68.4	54.0
	2 〃（25.6.4）	20,963	22,679	16,227	11,537	78.2	66.7
	3 〃（28.4.24）	22,454	24,583	15,234	14,484	67.8	58.9
	4 〃（31.7.8）	23,988	26,170	16,044	15,119	66.9	57.7
	5 〃（34.6.2）	25,611	27,906	16,022	15,415	62.6	55.2
	6 〃（37.7.1）	26,832	29,306	18,801	19,490	70.1	66.5

資料出所　自治省選挙局調

（注）　（全国区）

増加したが、男子の増加率（67%）よりも低い。終戦直後から現在まで婦人有権者は男子よりも1割前後上回っているが、投票者数は男子よりも少ないことが多い。しかし、最近、婦人投票者数の増加が目につくようになり、33年5月の総選挙、35年11月総選挙、37年参議院議員通常選挙では投票者数においても婦人が男子よりも上回っている。婦人の投票者数の増加の傾向にと

第16図：戦後の投票率の推移

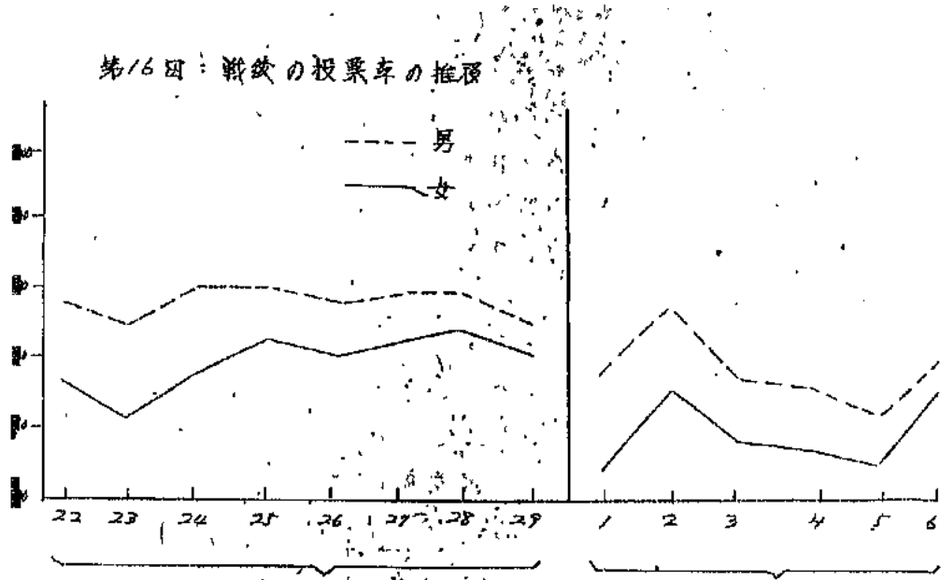

もなつて、投票率の男女差は次第に縮少され、終戦直後の約1/2%に対し、最近は約4%に縮少している。

37年7月の参議院議員通常選挙の投票率を都道府県別にみると、婦人の投票率（72.9%）が男子と1.1%上回るという県（高知）も見られ、投票率の男女差がいちじるしく小さいのは、東京（0.1%）、神奈川（0.3%）、大阪（1.1%）で、投票率の男女差がいちじるしく大きいのは茨城（12.0%）栃木（9.7%）滋賀（9.0%）となつており、県によつてかなりの開きが見られる。

国会議員選挙の投票状況についての年令階層別の全国的統計がないが、参考までに東京都、墨田区における37年7月の参議院

第191表　参議院議員選挙における男女別投票率（東京都墨田区）

		総数	20～24才	25～29才	30～34才	35才～39才	40～49才	50～59才	60才以上
37年7月	男	72.8	45.3	57.1	64.5	76.3	80.8	84.3	81.0
	女	69.0	50.1	64.8	68.1	63.4	78.0	72.6	41.2

資料出所　墨田区選挙管理委員会調査

議員選挙の婦人の投票率を見ると、第191表に示すとおり、若年層ほど投票率が低く、中、高年令になるにしたがって投票率が高くなるが、60才以上は急激に低下している。男子にくらべると、若年層ほど婦人の投票率が男子のそれより高いが、「35～39」をさかいに、中、高年令層になるにしたがって婦人の投票率は男子を下回るようになる。

一方、地方選挙における投票率をみると国会議員選挙とは異なった傾向が見られる。第1回地方選挙（22年4月）においても国会議員選挙よりも投票率の男女差は少さくなっているが、その

第192表　地方選挙における投票率（%）

	男			女		
	第2回（26年4月）	第3回（30年4月）	第4回（34年4月）	第2回（26年4月）	第3回（30年4月）	第4回（34年4月）
知事	84.5	76.9	79.5	80.9	72.9	77.2
都道府県会議員	84.9	79.1	80.44	84.3	75.6	78.6
五大市長（横浜・大阪のみ）	—	63.0	62.0	—	60.5	62.44
五大市会議員	—	63.3	65.0	—	61.3	65.2
市長	84.13	83.9	85.3	83.9	83.6	86.2
市会議員	84.4	85.1	85.3	84.2	85.1	86.2
東京23区会議員	—	60.4	62.9	—	62.6	65.0
町村長	96.0	92.1	90.8	95.7	91.8	90.8
町村会議員	95.9	92.3	92.3	95.9	92.3	92.7

資料出所　自治省選挙局調

（注）　22年の「市長」「市会議員」の項は、それぞれ「区長」「区会議員」を含む。

後、回数を重ねるにしたがって男女の投票率は接近し、第3回地方選挙（30年4月）の東京23区会議員選挙では婦人の投票率が2.2%男子を上回った。つぎの第4回地方選挙（34年4月）では知事、都道府県会議員選挙を除いては婦人の投票率は男子のそれと同じか、0.2～0.9%上回っており、もっとも婦人の投票率が男子のそれを上回っているのは東京都23区会議員選挙で、その差は2.1%である。一般的にいって、投票率は男女ともに行

政区分の未端になるほど高くなり、しかも男女差が接近、もしくは婦人の投票率が男子を上回るという傾向が見られる（第192表）

以上述べたとおり、国会議員、地方議会議員の選挙における投票率の男女差が次第に縮少していることは、一般的にいって婦人の政治への関心がたかまってきていると見られるが、投票における自主性という観点から見ると問題がないとは言えないようであ

第193表　候補者選定の理由　（単位　%）

		総数	選挙公報を見て	政党を考えて	その人柄がよいから	家人と相談して	新聞をみて	ラジオ放送を聞いて	と言うからみんながよい人	すすめられて知人に頼まれて	から出ているので自分の所属している組合や団体	その他・わからない
地方区	男	100	11	30	28	1	3	3	2	2	6	14
	女	100	13	18	21	13	6	3	4	3	3	17
全国区	男	100	11	29	24	2	4	4	2	3	8	14
	女	100	13	17	18	13	6	3	4	3	5	18

資料出所　公明選挙連盟「参議院議員通常選挙の実態」（37年7月）

第194表　人に頼まれて投票したことがあるか。

		(注)回答総数		ある		ない	
		男	女	男	女	男	女
総数		93%	89%	6%	7%	87%	82%
年令別	20～24才	82	81	5	4	78	77
	30～34才	96	93	6	6	90	87
	40～44才	98	94	7	8	91	86
	50～54才	97	92	7	6	90	85
	60才以上	92	79	5	11	87	69
職業別	農林漁業	95	94	8	10	87	83
	商工サービス業	95	92	5	5	90	87
	自由業・管理職	97	87	3	7	94	80
	事務専門技術職	95	83	5	3	89	80
	労務職	88	74	6	2	82	72
	無職・その他	87	87	4	6	83	82

資料出所　公明選挙連盟「公明選挙の実態（37年2月）

（注）　この質問は「いつも投票している」「だいたい投票している」のものを対象とし、棄権したものは除外している。したがって調査対象者数に対する常時投票者の率である。

る。例えば、公明選挙連盟の最近の資料によって候補者を選定した理由をみると、「家人と相談をして」「みんながよい人と言うから」との理由で決定しているものは、男子よりも婦人に多くなっているし（第193表）、「人に頼まれて投票したもの」もいくぶん婦人に多く、とくに、40才以上の婦人、農林漁業の婦人に多くなっている（第194表）。

(2) 公職にある婦人

我が国の婦人が公選による役職につくようになったのは終戦後のことで、昭和21年4月の総選挙で初めて婦人代議士が誕生してから、国会や地方議会で議員として活躍するようになった。公選による役職のほかに行政・委嘱などによる各種の公職につく婦人も次第に増加している。

まず、国会議員についてみると、衆議院には戦後はじめての総選挙で39人の婦人代議士が誕生したが、その後次第に婦人議

第191表　国会における婦人議員数の推移

衆議院			参議院		
選挙年度	婦人議員数	総数に対する割合	選挙年度	婦人議員	総数に対する割合
第22回総選挙	39人	8.4%	第1回通常選挙	11人	4.0%
23 〃	15	3.2	2 〃	12	4.8
24 〃	12	2.5	3 〃	15	6.0
25 〃	9	1.9	4 〃	15	6.0
26 〃	7	2.1	5 〃	13	5.3
27 〃	8	1.7	6 〃	17	6.9
28 〃	11	2.4			
29 〃	7	1.5			

資料出所　衆・参両院事務局調

員は減少する傾向を示している。第28回総選挙では前回を上回ったが、第29回では減少し、婦人議員数は7人となり、議員総数に占める婦人議員の割合は1.5%で最低となった。これに対して、参議院は大まかにいって次第に婦人議員が増加の傾向をたどっており、第1回通常選挙では11人であったが、37年の第6回通常選挙には17人となり、議員総数に占める割合は4%から6.9%に増加している（第195表）。

地方公共団体における婦人議員数等の推移は第196表に示すとおりで、都道府県議会はわずかに上向の傾向を示しており、総議席に占める婦人議員の割合は24年12月は0.9%であったが、37年4月には1.3%になった。しかし、市議会、町村議会における婦人議員の占める割合はほとんど動きがなく、37年4月においてそれぞれ1.2%、0.5%となっている。婦人町村長は24年には5人いたが、37年には1人に減じた。

第196表　地方公共団体における婦人議員数等の推移

	都道府県議会		(注)市議会		婦人町村長	町村議会	
	婦人議員数	総数に対する率	婦人議員数	総数に対する率		婦人議員数	総数に対する率
	人	%	人	%	人	人	%
24年12月	22	0.9	110	1.2	5	677	0.4
28年4月	26	1.0	168	0.9	7	544	0.4
31年10月	31	1.3	186	1.2	3	385	0.4
35年4月	36	1.4	244	1.3	1	275	0.4
37年4月	32	1.3	226	1.2	1	295	0.5

資料出所　自治省選挙局調

（注）　東京都特別区を含む

このように、我が国では国会よりも、家庭生活に関係の深い地域的な問題をとりあつかうことが多い市・町村会議会に婦人議員の占める割合が少なくなっており、この点がアメリカやイギリスとは異なっている。すなわち、アメリカ、イギリスにおいては

会に占める婦人議員の割合はそれぞれ小、3.2%（35年）、2.0%（35年）であるが、地方議会はこれより婦人議員の占める割合が高く、アメリカ州議会は4.3%（32年）で、イギリスは全国的な数字がないが、ロンドン郡（カウンティ）議会の1447議席のうち44人は婦人で占められている（34年）。このような実情の相違についてはいろいろな理由があげられるであろうが、部落などの地域社会には前近代的な意識が根づよく残っており、婦人の市民的活動が進展しないことが大きな理由とみられている。

戦後、政府機関の要職についた婦人についてみると、23年にはじめて婦人が政務次官（司法）に就任して以来、厚生、外務などに数名の婦人政務次官が就任し、35年にはじめて婦人の厚生大臣が誕生した。現在（38年3月）も婦人の国務大臣（科学技術庁長官）が就任している。地方議会に目をむけると、いまだに婦人の知事、市長が選出されたことはなく、県議会議長に選出されたこともないが、37年にはじめて、婦人の県会副議長（石川）が選出された。なお、公選によるものではないが、外交官としての婦人の活躍はたちおくれており、婦人が大使・公使に任命されたことはない。わずかに、国連総会の政府代表に33年以降婦人が任命されている例が見られる。

つぎに、任命、委嘱による公職に就任している婦人についてみると、中央における行政部門の委員会審議会などのなかで、婦人に関係の深いものには、例えば、選挙管理会、売春対策審議会、選挙制度審議会、税制調査会、国民生活向上審議会、中央労働基準審議会、中央職業安定審議会、婦人少年問題審議会などの委員に、婦人有識者、婦人団体の代表者などが任命されることが目につくようになってきている。36年12月には戦後はじめて、選挙管理会の委員長に互選により婦人が選出された。地方における任命、委嘱による公職はいろいろあるが、事例をあげると、第197表に示すとおりで、大まかにいって、各委に占める婦人の割合は増加の傾向をたどっている。24～5年頃と最近を比較すると、都道府県教育委員会委員は10.7%から15%に増加し、人権擁護委員は、11.1%から一時、2.8%に減少したが、最近は25%に増加、家庭裁判所参与員は13.7%から18.7%に、家事調停委員は13.4%から26.7%に、民生委員は20.3%から23.1%にそれぞれ増加している。

第197表　任命、委嘱による公職についている婦人（事例）

		都道府県教育委員	労働基準審議会委員	職業安定審議会委員	人権擁護委員	家庭裁判所 参与員	家庭裁判所 家事調停委員	民生委員 児童委員
公職にある婦人	昭和24～25年	35人	23人	一人	88人	894人	2,495人	24,949人
	27～28	40	24	47	105	932	3,265	25,091
	30年	41	28	47	178	916	3,650	24,478
	35年	34	23	44	584	1,026	4,471	28,870
	36～37年	34	23	41	812	1,083	4,803	28,870
婦人の割合 総数に対する	昭和24～25年	10.9%	3.7%	—%	11.1%	13.7%	13.4%	20.3%
	27～28年	12.4	3.4	6.6	2.8	14.8	17.9	20.4
	30年	13.4	3.7	6.6	3.5	15.0	20.9	22.9
	35年	15.2	3.7	7.2	7.4	17.5	24.8	23.6
	36～37年	15.0	3.8	7.7	9.5	18.9	26.7	23.1

資料出所　労働省婦人少年局「婦人関係資料集報」

(3) 婦人団体の組織的活動

イ. 組織状況

戦後、社会の変革にともなって、民主的な自主性のある婦人団体の育成がすすめられ、急激に、地域を単位とする婦人団体が結成され、一方戦前から存在していた有志婦人団体の復活をみた。27年ごろになると職域などによる婦人の組織化が次第に活発に行なわれるようになり、その活動も次第に複雑になってきた。婦人団体の活動は、終戦直後数年間、学習活動、レクリエーション、生活合理化などの日常活動が活発に行なわれ、プレッシャーグループとしての活動は、一般的には食糧、物価

向題に限られ、しかも一部の婦人団体の活動が目につく程度であつた。しかし、28年ごろからプレッシャーグループとしての活動は次第に活発になり、活動の範囲も広くなつて、参加婦人団体も増加した。以上のことについては、既に総説において述べたとおりである。

最近における婦人の組織は地域、職域などにより網羅的に組織されているものと、特定の目的のもとに組織された有志婦人団体とに大別される。これらの婦人団体とは、いくぶん性格を異にするが、30年ごろから社会的に注目されるようになつた日本母親大会、新聞の家庭欄投書者を中心とする草の実会などの婦人組織があり、さらに、日本女医会、日本看護協会、全国社会福祉協議会保母会、日本有職婦人クラブ連合会、日本婦人法律家協会などのような職能婦人団体がある。また、婦人団体ではないが構成員に婦人が多い組織に日本赤十字奉仕団、日本青年団協議会などがある。

まず地域、職域などによつて網羅的に組織されているものについてみると、地域婦人団体は単位団体数は23628、会員数は780万人で、25年にくらべると、団体数は2.04倍

第198表　婦人の組織状況 ― 地域、職域などによるもの ―

	地域婦人団体		農協婦人組織		漁協婦人部	
	単位団体数	会員数	単位団体数	会員数	単位団体数	会員数
昭和25年	11,583	6,158,179	—	—	—	—
27年	17,449	6,668,300	4,638	1,826,646	—	—
30年	18,436	6,919,251	8,326	2,661,186	(33)(1,066)	(33)(190,991)
35年	23,918	7,793,070	9,270	3,189,496	1,076	200,027
37年	23,628	7,806,656	7,306	3,154,531	1,345	210,662

	未亡人団体		生協婦人部		労組主婦会	
	単位団体数	会員数	単位団体数	会員数	単位団体数	会員数
昭和25年	—	—	—	—	73	55,795
27年	(26年全国協議会結成)		—	—	不明	不明
30年	6,536	876,042	(32)(36)	(32)(89,958)	422	135,330
35年	5,948	877,888	46	107,275	1,359	348,197
37年	6,317	869,957	76	139,404	2,820	524,287

資料出所　労働省婦人少年局「婦人関係資料集報」但、労組主婦会（25年）については婦人労働資料7号による。

（注）30年の「漁協婦人部」は33年発足当時のもの。
同じく生協婦人部は32年発足当時のもの

会員数は1.26倍である。26年4月に全国連絡協議会を結成した農協婦人組織の最近（37年）の単位団体数は7306、会員数は315万人で、これは発足当時（27年）にくらべると、それぞれ、2.01倍、1.73倍となつている。未亡人団体は26年に全国協議会が結成され、30年には単位団体数6536、会員88万人をかぞえたが、最近はいくぶん減少し、単位団体数6317、会員数、87万人である。漁協婦人部の前身は漁家の婦人を対象とした貯蓄を推進するための組織であつたが、33年に全国協議会が結成され、農協婦人組織と同様な性格の婦人団体となり、除々に組織が拡大して、37年における単位団体数は1245、会員数は21万人である。生活協同組合婦人部は32年全国組織が結成され、37年には発足当時に対し単位団体数は2.5倍、会員数は1.3倍となつている。労組主婦会は30年以降急激に組織化がすすめられてきており37年と30年を比較すると、単位団体数は6.7倍、会員数は3.87倍である。なお、最近、上記婦人団体とは若干性格を異にするが、町内会婦人部、児童の健全育成を目的として結成さ

れた母親クラブ、警察の防犯・交通行政に協力するために組織されている地域の母親の会や、商店主婦の会などの会員の増加が目につく。

有志婦人団体は第179表(188頁)に示すとおりで、このなかには、全国友の会　日本キリスト教女子青年会日本基督教婦人矯風会、日本婦人有権者同盟(戦前の婦選獲得同盟)などのように戦前は組織されたものと、主婦連合会、婦人民主クラブなどのように戦後設立されたのとがある。その会員数は最近数年間に2割～4割程度増加しているものが多いが、なかには2倍以上増加しているものもあり、その反面減少しているものもある。

30年ごろから各政党の婦人対策が活発になり、35年ごろから各政党に関連のある婦人組織が設立され、会員数も急激に増加している。

つぎに、婦人団体の構成、運営などについてみると、東京都地域婦人団体連盟が36年に実施した「都内地域婦人団体実態調査」によれば単位婦人団体会員数は30人以上のものが3分の1で、100人以下は27%である(第200表)。

第200表　単位婦人団体会員数

総数	100%(104団体)
100人以下	27
101人～200人	20
201人～300人	12
301人以上	33
不明	8

資料出所　東京都地域婦人団体連盟「都内地域婦人団体実態調査」(36年1月～2月)

年令構成は40才以上のものが多い団体が7割である(第　表)。

一般的に婦人団体の会長は高令者が多いと言われているが、この調査によつても40才以下は3%に過ぎず、50才以上が74%である。

会長の在期は1年～2年が圧倒的に多いが　その在任期間は5年～9年で29%、10年以上が20%を占めている(第　表)。婦人会長の任務の繁忙がしばしば問題にされるが

第201表　単位団体の年令区分

総数	104団体
20才～40才がもつとも多く占めている	22
41才～50才　〃	48
51才以上　〃	25
だいたい平均しているところ	9

資料出所　第200表に同じ

第202表　会長在任期間

総数	100%(104団体)
1年	19
2年	12
3年	7
4年	9
5年～9年	29
10年以上	20
不明	4

資料出所　第200表に同じ

第203表　毎回1人当り会費

総数	104団体
30円	1
60円	6
100円	1
120円～240円	72
300円	1
360円	7
賛助会員制度	3
徴集せず	2
不明	11

資料出所　第200表に同じ

その理由の一つに兼職があげられる。兼職のないものは3割で、兼職1以上のものが16%、約半数の会長は2以上の兼職をもっている。どのような兼職が多いかをみると、町内会役員(23%)PTA役員(22%)が多く、ついで、日赤奉仕団役員(7%)青少年問題協議会地区委員(7%)、民生委員、国連委員(6%)となっている。

婦人団体の財政についてみると、前掲調査によれば収入のうち最も多いのは会費(45%)で、その他は事業収入(25%)寄付(9%)、公費補助(6%)などである。毎回1人当り会費は第203表に示すとおり、120円～240円が7割を占めている。単位団体の活動を支出の面からみると、支出の40%以上が「社会

第109表　有志婦人団体会員数

団体名	支部数	会員数
くらしの会	60	3,000
主婦連合会	382	不明
新日本婦人の会	46	40,000
全国友の会	157	16,200
全日本婦人連盟	21	50,000
大学婦人協会	27	2,000
日本キリスト教女子青年会	81	22,000
日本キリスト教婦人矯風会	133	5,200
日本婦人会議	38	20,000
日本婦人救世軍	11	15,000
日本婦人団体連合会	20	250,000
日本婦人平和協会	11	600
日本婦人有権者同盟	38	5,000
婦人民主クラブ	198	2,000
婦人問題研究会	36	4,000

資料出所　労働省婦人少年局「婦人関係資料集報第14号」
（37年）

本仕活動員で占めているもの」が最も多く（16団体）つぎが「運営費で占めているもの」（9団体）「教育文化活動員で占めているもの」（5団体）となっている。

地域婦人団体の活動に参加するものは40才以上の婦人が多いことは既に述べたとおりであるが、若い母親の婦人団体活動への参加状況を大学婦人協会の「家庭婦人の社会的活動に関する実態調査」（昭和37年）によってみると、40才以下の若い母親で（調査対象は東京都内在住の義務教育年限にある児童の母親1437名）、その年令は30～45才が圧倒的に多く82.8%（うち30～40才　60.5%）婦人団体と何らかの関係をもっているものは、15.5%にすぎない。婦人団体に加入している婦人がその活動のために1カ月に何時間位家庭をあけるかについて見ると、3時間がもっとも多く18.3%であるが、約半数は名目上は会員であっても、実質的には何ら会員らしい活動を行なっていない。婦人団体活動のために外出することで家庭に支障があるかとの質問については、「ない」とするものが多く58.5%である。つぎに婦人団体活動をするための時間はどのようにして生み出しているかをみると、「家族の協力によるもの」が多く40.7%で、積極的に時間を作るために、家事を計画的に行なっているものは約4分の1にすぎない。婦人団体に加入して何か得るところがあったかどうかについての意見をみると、「得ることがあった」と答えている者が圧倒的に多く（85.8%）、その内容は「視野が広くなった」「社会の動きに関心をもつようになった」「政治に関心をもつようになった」というものが多い。

この調査では、婦人団体に加入していないものに対して、「加入しない理由」を質問しているが、第204表に見るとおり「出席する時間がないから」「留守番がないから」「子供が小さくて手がはなせないから」という理由を合計すると55.8%で家事育児の担当者であるため家庭をあけられないことを理由とするものが多い。婦人団体に現在は加入していないが、将来事情が許せば加入したいと思っているものが少なくなく44.3%である。このような婦人が「あったら加入したい」と考える婦人団体は「視野、教養を広める団体」（44.7%）「社会奉仕団体」（29.4%）

第204表　婦人団体に加入しない理由

総数	100.0%
時間がない	23.0
入るつもりでいる人を知らない	15.0
時間にとらわれるのがいやだ	14.4
子供が手はなせない	8.9
家庭が経済的にゆとりがない	8.9
主婦が社会的活動をすべきでない	3.5
入りたいが体が弱い	2.2
入りたいが体が弱い	2.2
入りたいが体が弱い	1.5
入りたいが体が弱い	1.1

資料出所　大学婦人協会「家庭婦人の社会的活動に関する実態調査」（昭和37年）

「子供の教育に役立つもの」（6.8%）などである。

(ロ) 婦人団体の活動

婦人団体の組織活動は巾が広く、総説で述べたとおり、一般教養をたかめるための研究会、講習会の開催、レクリエーション、生活合理化、生活環境の整備、社会奉仕活動などの日常活動のほかに、その時々の社会問題について、婦人の意見を組織的に政治に反映させるためのプレッシャーグループとしての活動がある。ここでは後者について最近数年間の活動を中心に概括的に述べることとする。

戦後、婦人の間に、家庭生活と政治との密接な関係についての認識が高まり、その結果、物価、消費者保護行政の確立、婦人の生活に関係のある法律の制定・改廃、子女の教育、保健、平和の問題などについて組織を通して婦人の意見を反映させるようになってきた。このような動きは国民生活が安定し、消費水準も戦前水準に復帰しはじめたころから次第に活発になり、30年ごろからは社会的にも注目されるようになった。

はじめに物価の問題についてみると、終戦直後より今日にいたるまで、婦人団体が絶えず関心を示している問題であるが、30年以降はそのとり上げる問題も広範囲になり、米価、運賃、電気料金、風呂代、牛乳、豆腐、クリーニング、理髪、パーマネント、新聞料金などの値上げ反対運動を展開し、研究会、大会などの開催、関係機関への要望・陳情などを行なっている。これらの運動は、婦人団体が単独に、あるいはいくつかの婦人団体が合同して運動を展開することもあるが、時によっては、全国消費者団体連絡会（労組・生活協同組合・婦人団体など）の構成メンバーとして行動することもある。

消費者保護行政の確立を要求する動きは35年ごろから活発になり、関係官庁が所掌している消費者保護に関連のある既存の諸法規の活用をはじめ家庭用品表示法、不当景品類及び不当表示防止法などの消費者保護のための法律の制定に果した婦人団体の役

割は大きく、ひきつづき努力が払われている。36年3月に経済企画庁長官の諮問機関として発足した国民生活向上対策審議会で消費者保護のためにとるべき基本的方向が審議されており、この部門の構成メンバーとして若干の婦人団体の代表者が活躍している。また、36年ノ2月に全国的に「苦情の窓口」が設けられたが、この窓口として県の婦人会館や婦人団体の事務所等があてられ、消費者からの苦情を毎月整理して、地元で処理できないものは主婦連でとりまとめ、中央官庁、業者団体などに連絡されることになっている。

つぎに婦人の生活に関係のある法律の制定、改廃などについての動きをみると、売春防止法の制定にともなう婦人団体の活動や家族制度復活反対運動などがあげられる。売春防止法制定の経過については「概説1、法制上の地位、(ロ)経済、社会関係、ホその他」のところで述べたとおりであるが、この法律の制定をめざして多数の婦人団体が一体となり、婦人議員と提携して活発な運動を展開し、法制定の推進力となった。家族制度復活反対運動は29年に当時の法務大臣が参議院法務委員会で民法の家族法関係の改正の意向がうかがえる発言をしたことがきっかけとなって、婦人法律家などが中心となり婦人団体によびかけ運動が展開されたものである。最近のものとしては、36年「酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律」の制定に際して、少数の婦人団体が婦人議員に協力したことがあげられる。

このほか、「政治活動防止法案反対運動」（27年）「小選挙区制法反対運動」（30年）「電気事業預金令施行法改正に反対する運動」（33年）「社会教育法改正に反対する運動」（33年～34年）「日米安全保障条約改正をめぐる運動」（34年～35年）「政治暴力防止法案」（34年）の上程などに際して、相当数の婦人団体が労組などの他団体とともに運動に参加している。これらの法律制定、改正などについての運動をめぐる婦人団体の動きは複雑で、この点については、概説（2戦後の婦人のあゆみ

(7)市民活動の発展　ロ婦人団体の活動）でも示されたが、すべての婦人団体が必らずしも同じ方向において行動をともにしているのではない。「法案反対」の運動に参加する婦人団体がある一方、「法案賛成」の運動を行なっている婦人の組織もあり、このような分化の傾向は「警察官職務執行法改正に反対する運動」（33年）のころから見られるようになった。すなわち、「警察官職務執行法改正に反対する運動」では、婦人団体の一部が労組婦人部主婦会などとともに「婦人懇談会」に参加し反対運動を行なったが保安関係の民間団体である地域の婦人組織は賛成運動を展開し、パンフレットの配布や、マス・コミの利用、国会公聴会における賛成の発言などを行なっている。「社会教育法の改正をめぐる活動」では、多くの婦人団体が自主性を阻害されるという立場から反対のための運動を行なっているのに対し、地域婦人団体の一部は改正賛成の決議をしている。また、「日米安全保障条約改正をめぐる運動」では多くの婦人団体が改正反対運動に参加したが、これを機会に、反対運動に批判的な婦人は新しく婦人団体を結成するという動きもみられた。このような分化の傾向は「法案」によっても異なるが婦人団体の構成員の性格によるところが少なくなく、大まかにいって、反対運動に参加しているものは組織労働者および知識層あるいは中間層に属する婦人の多い組織で、賛成運動に参加、もしくは中立的な立場をとるものは、販売、小売業者、町工場の主婦などの多い組織とみられている。

最近における子女の教育問題について婦人団体も参加している運動には、「高校全員入学」がある。これは昭和35年～40年に急増する中学卒業者にそなえて高校増設を、さらに将来の母源として高校全員入学を要求する運動で、36年に各地にこの運動がおこり、婦人が活動したが36年8月に開催された第7回日本母親大会でもこの問題がとり上げられた。37年4月に全国組織が結成され、若干の婦人団体が参加して現在（38年3月）も運動を展開している。

子女の保健について、最近、婦人団体が協力して活動した事例として「小児マヒ防止をめぐる活動」があげられる。昭和34年5月～8月ごろに全国的に小児マヒが流行したが、「子どもを小児マヒから守る協議会」が全国各地に組織され、婦人団体も参加し、とくに母親の活動が著しく、ワクチン接種の促進に大きな役割を果たした。

平和についての婦人団体の活動をみると、終戦直後の婦人の大会などにこの問題がとりあげられており、サンフランシスコ平和条約締結（26年9月）をめぐり、全面講和、再軍備反対などの立場からの婦人団体の活動が目立った。29年3月、ビキニ環礁で行なわれたアメリカ水爆実験による放射能をもつ死の灰によって、まぐろ、飲料水、野菜などが汚染され、台所をあずかる婦人の不安は容易なものではなかった。このとき、東京の主婦をちからはじめられた原水爆実験反対の署名運動は全国的なものとなり、同年8月には「原水爆禁止署名運動全国協議会結成大会」が開催され、原水協、学生、青年団体などとともに、婦人団体も多数参加し、それ以後、毎年「原水爆禁止世界大会」が開催されている。最近、この大会の体質改善についての要求を婦人団体は青年団体とともに行なう一方、36年9月、ソ連の核実験再開については多くの婦人団体がソ連に対する抗議を行なっている。

このほか、公明選挙、地方自治、青少年不良化防止、売春防止などについても婦人団体は直接世論喚起の立場からの活動をおこなっている。最近、国会の公聴会や、既に公職にある婦人のところでも述べたが、中央、地方における行政機関の長の諮問機関である審議会などにおける婦人団体の代表者の活躍が目につくようになってきた。

また、婦人団体の国際交流もさかんで、国連NGOの国内婦人委員会参加の婦人団体はそれぞれ加盟している国際組織を通して国連に日本の婦人の意見を反映している。このほか　国際的な婦人組織の会議がしばしば開催され、我が国からも各種の婦人団体の

代表者が参加している。

(4) その他の市民活動

戦後、婦人を対象とした官方、民間団体などの集会、大会が年々さかんになり、このような行事に参加する婦人も年々増加し、個人として、あるいは婦人団体の代表者として婦人の意見をそれぞれの機関に反映させるようになってきている。一方、既成の婦人団体のあり方に不満な婦人層のなかには、趣味、子女の教育などを話しあうグループ活動を行なうものもあり、30年ごろから次第に社会的にも注目されるようになった。また、このころから社会的な問題などについて、自分の意見を新聞、ラジオに投書する婦人も目につくようになり、いわゆる「投書婦人」ということばが流行したことがある。

まず、官方主催による主として家庭婦人を対象とした全国的な行事は、文部省、農林省、厚生省、労働省の主催のものが多い。その主なものをあげると文部省では社会教育法にもとづく全国婦人教育研究のための集会が26年から毎年開催されており、この対象は地方自治体社会教育関係者、各婦人団体関係者などである。農林省では、全国の農家主婦、生活改善普及員による生活改善グループの体験発表などを行なうために、「農家生活改善発表大会」が28年から毎年開催されている。厚生省主催の全国行事としては、31年から全国母子衛生大会が毎年開催されている。労働省では24年4月から「婦人週間」を実施しており、これは婦人の参政権行使を記念して行なわれる婦人の地位向上のための運動である。この週間には全国的な行事として28年から毎年「全国婦人会議」を開催しているが、全国各地に官公庁、婦人団体、婦人を多く雇用する事業場、労組などの主催、共催による集会、大会が開催され、組織加入の有無に関係なく多数の婦人が参加している。

つぎに、民間における一般婦人を対象とした集会をみると、多

数の婦人が参加するものに母親大会がある。この大会は30年6月に世界母親大会に派遣する代表を選ぶために、はじめて「日本母親大会」として開催され、2,000余名が参加した。それ以後毎年1回開催され参加者も年々増加し37年には1万8000人となり、話しあいも広範囲になっている。このほか、「新生活と貯蓄」についての婦人大会(新生活運動協会主催)「全国台所会議」(栄養改善普及会主催)などが30年ごろから毎年開催され多くの婦人が参加している。婦人だけを対象としたものではないが、毎年開催される全国社会福祉大会(全国社会福祉協議会)家族計画全国大会(日本家族計画連盟)などにも婦人が多く参加し、婦人の意見を反映することにつとめている。

婦人の国際交流は戦後さかんになり、最近はその範囲もアメリカ、ヨーロッパに限らず、ソヴィエト、アフリカ、アジアの諸国と広範囲になってきている。戦前においても世界女医会議、国際婦人問題会議などに婦人代表が出席した例はあるが、その回数も少なく、一部の限られた層の婦人が参加しているにすぎなかった。最近は国際的な婦人問題会議などのほかに、視察、研究活動などの目的で、国会議員、評論家、学者、行政官、婦人団体指導者、労組役員、芸術家など各層の婦人が諸外国を訪問している。一方、日本において国際的な婦人問題会議が開催されることも少なくなく、諸外国から婦人の代表者などが来日し、我が国各界の婦人との意見交換が行なわれるようになってきている。最近2~3年間における主な国際交流についてみると、我が国から継続的に婦人の代表が毎年参加している会議としては、国連婦人の地位委員会、国連総会があげられる。文部省の婦人教育国外研究活動は35年から実施され、それ以後、欧米の婦人教育事情の調査、研究のため10数名の婦人が派遣されている。我が国で開催された国際的な婦人問題会議としては、汎太平洋東南アジア婦人会議(33年3月)、国際連合セミナー「家族法における婦人の地位」(37年5月)がある。

8 婦人の保健に関する諸問題

(1) 栄養・体位の向上

国民の栄養状態は、終戦当時にくらべるといちじるしく改善され、昭和二六～二九年頃には大体戦前の水準まで回復したが、その後はあまり大きな伸びはみられない。全国平均一人一日当り栄養摂取量の指標は（厚生省調査）第206表に示すとおりである。

このような栄養状態の改善によって、国民の体位も少しずつ向上し、終戦前後にいちじるしく低下した国民の体位は、二五年頃

第205表　栄養摂取量の年次推移　（一人一日当り）

	昭22基準	24年	30年	35年	36年
熱量（cal）	2,200	2097	2,104	2,096	2,096.8
蛋白質 総量(g)	71	65	69.2	69.7	69.7
蛋白質 動物性(g)	—	14	22.3	24.7	24.7
脂肪（g）	—	16	20.3	24.7	24.7
ビタミン A（I.U）	(1,900)	(2,418)	1,084 (2,289)	1,180 (2,023)	1,180
ビタミン B₁（mg）	1.2	1.60	1.16	1.05	1.05
ビタミン B₂（mg）	1.2	0.90	0.87	0.90	0.90
ビタミン C（mg）	63.0	115	76	75	75

資料出所　厚生省公衆衛生局「国民栄養調査」

（注）イ）ビタミン類の摂取量は　調理による損耗を考慮してないので実際の摂取量はこれより下回る

ビタミンAについては三〇年からはカロテンによるものをAの1/6に換算してAそのものの値に加えた。

（　）内は二五年との比較のための数値である。

ロ）三五年六月栄養審議会決定のものである。

から急速に回復して、三六年には戦前の水準をかなり上回るほどになった。

戦後における体位の向上について性別にみると、二〇才以前の発育期にある女子の体位の向上が目立っている。

第206表　身長の平均値（全国）　単位－cm.

	男 戦前	男 22年	男 25年	男 30年	男 35年	男 36年
10才	138.2	135.5	136.9	138.4	139.8	139.1
15	150.0	150.3	152.7	155.3	158.9	158.7
18	161.7	160.1	160.3	162.1	162.9	163.6
20	161.9	161.5	161.5	162.2	161.1	163.5
25	161.8	161.1	161.5	162.6	162.9	163.5
26～29		160.3	161.1	162.4	162.3	162.3
30～39	160.8	160.1	160.3	160.7	162.0	161.7
40～49	160.0	158.7	159.1	159.6	159.9	160.2
50～59	159.0	157.9	159.8	158.1	158.7	159.0
60～69	156.6	156.6	156.1	156.3	156.3	157.2
70才以上		154.2	154.3	154.5	154.5	154.2

	女 戦前	女 22年	女 25年	女 30年	女 35年	女 36年
10才	138.1	136.5	136.8	138.4	139.7	139.4
15	150.0	149.9	148.5	150.8	151.5	151.8
18	154.0	153.3	153.8	153.2	153.4	153.7
20	154.8	154.4	154.8	154.7	154.5	153.1
25	150.1	150.0	150.4	150.5	151.5	151.8
26～29		149.4	149.7	150.6	150.9	151.2
30～39	149.0	148.7	148.9	149.3	150.3	150.3
40～49	148.2	147.0	147.7	148.1	147.1	148.8
50～59	145.0	145.5	146.0	145.7	146.0	146.0
60～69	143.3	143.8	143.4	144.3	144.3	144.3
70才以上	140.4	141.7	142.0	141.8	142.1	142.1

資料出所　厚生省公衆衛生局「国民栄養調査」

(注) 1) 戦前は昭和12～16年頃の日本人としては最も体位のすぐれていた時の資料をもとにして決定された数値である。

2) 21才から30才までの平均である。

3) 26才以上の年令階層については、昭和22年から30年までは26～30，31～39才のように区分し、31年から本表のとおり（26～29），30～39才のように改めた。

第207表　体重の平均値（全国）　単位＝kg

	男					
	戦前の	22年	25年	30年	35年	36年
10才	26.50	24.99	26.07	27.91	29.44	29.72
15	47.50	48.10	48.63	49.36	49.44	49.90
18	62.80	63.01	63.13	63.60	63.98	64.91
20	64.80	65.56	65.09	65.58	65.58	65.40
25	55.53	65.44	65.98	65.85	66.14	66.24
26～29		65.50	65.61	65.92	66.46	66.06
30～39	66.40	65.00	65.09	65.06	65.48	66.20
40～49	66.70	64.23	64.50	64.46	64.70	64.14
50～59	66.20	63.69	63.14	63.46	63.68	64.64
60～69	62.50	60.69	61.20	61.30	62.28	62.46
70才以上		58.48	58.99	59.64	59.38	59.40

	女					
	戦前の	22年	25年	30年	35年	36年
10才	26.10	25.00	25.99	26.91	28.16	28.02
15	47.60	47.70	47.24	47.38	47.74	47.66
18	53.00	50.14	52.92	53.20	53.98	53.66
20	53.30	50.09	50.69	53.30	53.10	53.42
25	50.21	52.23	52.27	53.34	53.98	53.98
		52.20	52.57	53.25	53.06	53.20
26～29		52.11	52.20	53.39	52.52	52.36
30～39		52.65	53.25	53.47	50.18	52.40
40～49		48.22	48.69	48.60	49.24	49.96
50～59		43.20	43.53	43.32	46.00	46.76
60～69		40.89	41.98	42.93	42.44	42.46
70才以上		38.48	38.99	39.64	39.38	39.40

資料出所　厚生省公衆衛生局「国民栄養調査」

(注) 1) 戦前は昭和12～16年頃の日本人としては最も体位のすぐれていた時の資料をもとにして決定された数値である。

2) 21才から30才までの平均である。

3) 26才以上の年令階層については昭和22年から30年までは26～30，31～39才のように区分し31年から本表のとおり（26～29，30～39才のように）改めた。

36年における女子の体位を戦前に比較すると、発育期にある10才では、身長（男2.9cm，女3.3cm増）、体重（男1.22kg，女1.92kg増）ともに増加しており、男子よりも発育状況がよくなっている。同様に15才についてみると、身長（男1.9cm：女1.8cm増）、体重（1.5kg：女3.1kg増）のいずれも女子が男子を上回っている。（第206表，第207表）

このように女子の体位の向上はめざましいが、アメリカ生れの日本婦人にくらべれば、身長　体重ともにかなりの開きが認められる。（第208表）　また、栄養状態がよくなったといっても、栄養欠陥にともなう身体症状のあるものは男子よりも婦人に多い。すなわち、厚生省「国民栄養調査」（35年）によれば、栄養欠陥による有症者は男子1.8%に対し　婦人は2.7%である。その内容をみると、第209表に見るように、口角炎を除いては　すべて婦人の発現率が高い

第208表　日本人とアメリカ生れの日本人ならびにカナダ人の身長と体重との比較

年令	（1960年）日本		（1957年）アメリカ生れの日本人		（1955～57）カナダ	
	男	女	男	女	男	女
	身長（cm）					

0 才	65.4	64.2	64.1	65.7	—	—
5	104.7	104.0	104.4	105.8	106.4	106.2
10	130.8	131.7	132.0	134.0	136.9	135.4
15	158.7	151.5	164.5	158.3	164.3	150.0
20	162.6	151.7	167.0	154.0	170.5	159.5

体　重　（Kg）

0	2.4	2.0	2.5	2.3	—	—
5	17.1	16.5	17.6	17.7	18.1	18.1
10	25.6	28.2	30.9	28.3	31.8	31.3
15	52.4	47.9	52.7	51.4	54.0	47.8
20	56.4	47.9	66.4	60.1	69.9	46.2

資料出所　栄養審議会「将来の日本人の体位（36年）」による．
科学技術庁資源局「発育指標に関する基礎資料（36年）」による．

（注）ここの20才は18才の数値．日本，カナダは20才から24才の数値である．

第209表　　身体症候発現率（年平均）

症候別	全国	
	男	女
総数	100.0%	100.0%
肥満者	82.0	96.3
高血圧者	18.0	23.7
貧血	1.5	2.9
口角炎	4.7	4.5
毛孔性角化症	2.3	3.6
げん及び耳浮腫	3.9	10.1
心臓前胸痛	4.6	5.8
浮腫	1.0	4.3

資料出所　厚生省公衆衛生局「国民栄養調査」（35年）

2）疾病，死亡の動向

厚生省の国民健康調査（35年）によれば，有訴率（千人率男1679.2，女1945.7）1人当り病日数（男2.14，女2.35）は婦人は男子よりかなり多く，年令別によると，14才未満の若年層と65才以上の高年令層の有訴率は婦人は男子より低く，その他の年令はすべて婦人の有訴率は男子より高いが，1人あたり病日数についてはこのような傾向はみられない。（第210表）．同調査の調査期間中（10月1日―31日）に傷病（注）にかかった婦人の病数の種類をみると「呼吸器系の疾患」

第210表　　有訴件数，病日数

	有訴率（千人対）		1人あたり病日数	
	男	女	男	女
総数	1679.2	1945.7	2.14	2.35
0才	344.4	332.3	3.09	3.64
1～4	254.0	253.8	1.80	1.99
5～14	179.2	194.9	1.28	1.20
15～24	114.4	139.8	1.29	2.10
25～34	166.9	176.1	1.99	1.89
35～44	173.4	179.1	2.64	2.67
45～54	192.2	194.6	2.94	3.54
55～64	163.3	206.5	4.03	3.96
65～74	178.1	198.7	4.94	4.25
75～	174.2	136.1	5.43	4.23

資料出所　厚生省「国民健康調査」（35年）

がもっとも多く（38.6%），つぎが「消化器系」（17.5%）「症状，老衰など」（15.5%）となっているが　その割合は男子より少なくなっている．婦人が男子より多い傷病は「神経系および感覚器の疾患」「眼および眼前器の疾患」である（第211表）

（注）この調査では，正常な妊娠，分娩および症状の固定した身

体障害などを除いた下記のものを傷病として取扱っている。

A. 身体または精神が異常状態になったため、なんらかの治療処置をした場合

B. 身体または精神が異状な態になったため、治療処置はしないが、床につくか ノ日以上日常の業務を中止した場合

第2ノ1表　　男女別 り患件数（%）

傷病大分類	男	女
総数	ノ00.0 （3、390件）	ノ00.0 （4,030件）
神経系および感覚器の疾患	5.2	7.2
呼吸器系の疾患	42.4	33.6
消化器系の疾患	ノ7.8	ノ2.5
骨および運動器の疾患	4.8	5.8
新生物、悪液および診断名不明確の状態	8.8	8.5
不慮の事故、中毒および暴力	ノ0.ノ	2.9
その他	ノ0.9	ノ4.5

資料出所　厚生省統計調査部「国民健康調査」（35年10月）

第2ノ2表　　結核の全国推計数および人口比率

		28年		33年	
		全国推計数	%	全国推計数	%
総数(要療養)	男	326万人	7.7	2ノ4万人	4.2
	女	223	5.ノ	ノ77	3.7
要医療	男	ノ72	4.2	ノ36	2.9
	女	ノノ6	2.6	ノノ8	2.5
要観察(1)	男	ノ50	3.5	88	2.0
	女	ノノノ	2.5	69	ノ.2

資料出所　厚生白書35年版 —「結核実態調査」による。

(注) A　医療の必要としないが生活環境の面で転帰の細心指導を要する者

(204)

結核のり病状況は、厚生省の結核実態調査（昭和33年）によれば、第2ノ2表に示すとおりで、結核患者数は、婦人は男子よりかなり少なく男子の約6割となっている。戦前には、結核は国民病といわれ、これによる死亡者は、昭和の初期から25年に至るまで毎年ノ0数万人を数え、常に、男女ともに死亡順位のオノ位を占めてきたが、ここノ0年間に目ざましい減少を示し、35年の婦人の死亡率は、人口ノ0万対25.6となり、男子のA3、ノよりもいちじるしく低く、男女ともに死亡順位もオ6位に低下した。

むし歯に侵されているものは婦人に多く、厚生白書（35年）によれば 男子よA、ノ%に対し、女子は6.0%かり患している。（歯科疾患実態調査 — 昭和32年）。また、男女ともオ5オを過ぎると急激に永久歯が失なわれていくが、女子は出産回数の増加にともなって歯を失なう数が増加している。

厚生省、「人口動態統計」によれば、わが国の死亡率は 昭和の初期は人口ノ,000人に対しノ8人前後であったが、戦後急激

第2ノ3表　　諸外国における年次別死亡率（人口ノ000対）

	日本	スウェーデン	イギリス1)	ドイツ2)	フランス	イント	アメリカ
明治33（ノ900）	ノ0.8	ノ6.8	ノ8.4	22.ノ	ノノ.9	—	ノ7.6
43（ノ9ノ0）	2ノ.6	ノ4.0	ノ4.0	ノ6.2	ノ3.8	—	ノ6.0
大正 9（ノ920）	25.4	ノ3.3	ノ2.4	ノ5.ノ	ノ2.2	—	ノ3.ノ
昭和 5（ノ930）	ノ8.2	ノノ.7	ノノ.7	ノノ.ノ	ノ5.6	—	ノノ.3
ノ5（ノ940）	ノ6.5	ノノ.4	ノ4.4	ノ2.7	ノ9.ノ	ノノ.ノ	ノ0.ノ
25（ノ950）	ノ0.9	ノ0.0	ノノ.7	ノ0.3	ノ2.7	ノ6.ノ	9.6
30（ノ955）	7.8	9.5	ノノ.7	ノノ.0	ノ2.2	ノノ.7	9.3
34（ノ959）	7.4	9.5	ノノ.6	ノ0.8	ノノ.3	ノ0.ノ	9.4
35（ノ960）	7.6	ノ0.0	ノノ.5	ノノ.4	ノノ.4	ノノ.ノ	9.5

資料出所　厚生省統計調査部「人口動態統計」ー国連統計月報

(注) ノ) イングランド、ウェールズ

2) ノ9A6年以降は西ドイツ。

(205)

に減少して25年には10.8人，36年には9人になり，欧米諸国よりも低くなつている。（第213表） 36年の女子の死亡率は6.9で男子（8.0）よりも低くその差は最近大きくなる傾向がみられる。（第214表）

第214表　男女別死亡率（人口1000人対）

	男	女	男女差
昭和5年（1930）	18.6	17.7	0.9
15（1940）	17.4	16.6	1.8
25（1950）	11.4	10.3	0.9
30（1955）	9.3	7.2	2.1
34（1959）	8.0	6.8	1.2
35（1960）	8.0	6.9	1.3
36（1961）	8.0	6.7	1.3

資料出所．厚生省統計調査部「人口動態統計」

（注）1）昭和15年以前は沖縄県を含む．

死亡の原因についての一般的な性格を見ると，かつては結核をはじめとする細菌感染の疾患が死亡率の最高位を占めていたが，生活状態が改善されるに従つて目立つた減少をみせ，総死亡数に対する割合は，昭和25年の35.6%から36年の19.1%に激減している。これに対し，中枢神経系の血管損傷（脳卒中，高血圧症など），心人，心臓病 老衰などを主とした成人病といわれる疾患による死亡が増加の傾向を示し，総死亡数に対する割合も昭和25年の33.7%から36年には47.0%と激増している。C群（妊産婦，乳児期の疾患）は36年は3.6‰で，戦前（10年）に比べると半減しているのに対し，事故死，自殺，他殺などのD群（外因死）は9.7‰（36年）で，戦前の2倍以上に増加している（第215表）

最近において死亡順位の第1位を占める中枢神経系の血管損傷（脳卒中など）による死亡は，終戦直後一時減少したが，その

男女ともに増加の傾向がみられる。しかしその割合は，つねに女子は男子より下回つており，昭和35年の女子の死亡率は，人口10万対197.7に対して男子は252.1である。（第17図）

第215表　死因群による死亡数割合の年次推移

死因群	昭和10年	25年	35年	36年
総数	1000.0	1000.0	1000.0	1000.0
A群 細菌感染によるもの	412.7	335.6	191.1	191.1
B群 成人病	224.6	337.7	469.6	470.0
C群 妊産婦および乳児期の疾患	72.8	72.3	37.7	35.6
D群 外因死	32.7	35.6	30.5	30.7
E群 その他	112.2	180.7	171.1	171.6

資料出所．厚生省統計調査部調「厚生白書33年1月15日」より

第17図　特定死因別死亡率の年次比較

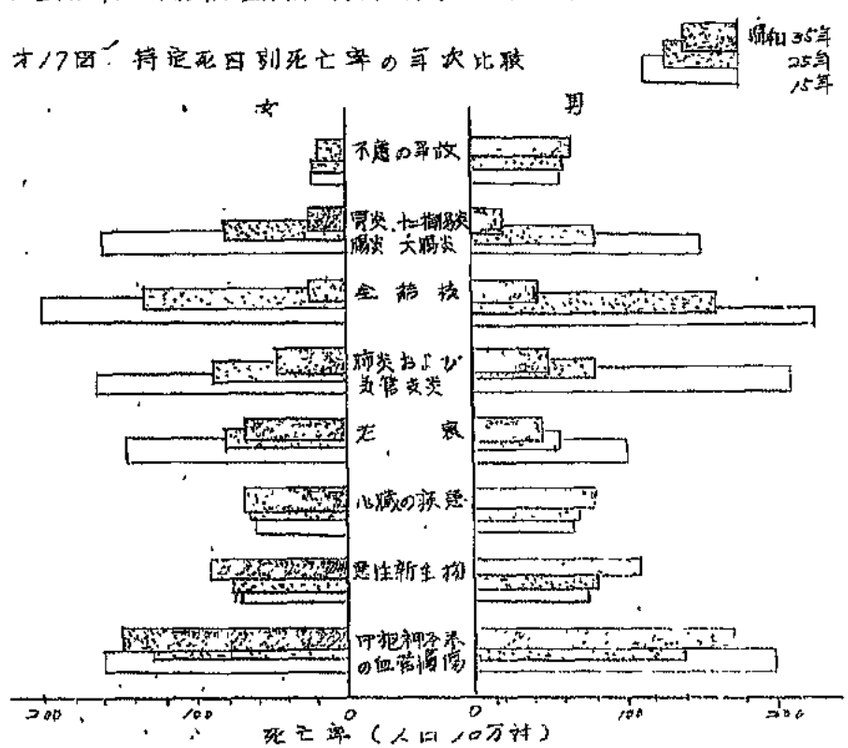

資料出所　厚生省統計調査部「人口動態統計」

悪性新生物（がんなど）の死亡率が年ごとに増加し、男女とも昭和33年以来死亡順位の第2位を占めている。35年のがんなどによる女子の死亡率（90.2）は男子より低いが、年令によって差があり、20～49才では、女子の方が高くなっている。昭和35年の部位別悪性新生物死亡数の割合をみると、第216表のように男女とも胃がもっとも多い。しかし、がんになって、治療したものについてみると　発生する部位は男女間では相違がみられ　厚生省「第二次悪性新生物実態調査（35年度）」によると　男子は消化器および腹膜が73.2％（うち胃52.8％）を占

第216表　　悪性新生物の部位別死亡数割合

	男	女
総数	100.0	100.0
胃	51.6	34.4
胆嚢および肝臓	11.3	7.8
気管、気管支および肺	7.1	5.6
乳房	—	3.9
子宮	—	16.5
その他	30.0	32.8

資料出所　厚生省統計調査部「人口動態統計」35年

第217表　　部位別悪性新生物発生頻度（%）

	男	女
総数	100.0	100.0
口腔および咽頭	1.8	1.0
消化器および腹膜	73.2	40.3
胃（再掲）	52.8	25.7
肺臓器系	10.4	4.1
乳腺房	0.3	2.5
女性器	1	26.6
男性器	2.9	—
泌尿器	2.3	1.3
その他および部位不明	5.5	6.3
リンパ組織および造血組織	3.6	1.9

資料出所　厚生白書36年版－「第二次悪性新生物実態調査」（35年度）

めているのに対し、女子は40.3％（うち胃25.6％）で、女子の胃がんは、男子の約2分の1となっている。として女子では乳房9.5％、子宮25.1％が胃とともにがんの主な発生部位となっている（第217表）

心臓の疾患による婦人の死亡率（10万対）は、昭和35年の70.よて男子に75.5）よりも少ないが、男女ともに第3位を占めており、50才台後半から死亡率がいちじるしく高くなっている。

不慮の事故による死亡は男子がいちじるしく多く、死亡順位の第4位を占めているが、婦人は第8位となっている。婦人の事故死は33年（17.8）以降少しずつ増加し、36年は17.3となったが、男子にくらべると（33年 56.6　35年 64.9）その割合は3分の1以下である。（第16図）

(3) 家族計画、出生の傾向

家庭生活の合理化と健全化をはかるために、出生を抑制しようとする傾向が強くなり、一方、保健所などによる指導とあいまって、家族計画に対する関心が高まり　、わが国の出生率は、戦後急激に低下してきた。

厚生省「人口動態統計」によると、約60年前の明治33年の出生率は、人口1000人について34.4で、その後長い間30以上の出生率が続いていたが、昭和25年ごろからいちじるしく低下しはじめ、36年には16.8で前年（17.2）よりも0.4％低くなっている。33年に発表された人口白書は「価政調査が数10年をかけて判断した人口の適正化を、日本はわずか13年で

オ218表　特定国の年次別出生率（人口1,000対）

	日本	スウェーデン	イギリス	西ドイツ	フランス	アメリカ	インド	エジプト
明治33（1900）	32.4	27.0	28.7	－	21.4	－	－	－
44（1910）	34.8	24.7	25.1	－	19.6	－	－	－
大正 9（1920）	36.2	23.6	23.5	－	20.4	23.7	32.6	32.3
昭和 5（1930）	32.4	18.4	16.3	－	18.0	18.9	30.7	45.4
15（1940）	29.4	15.1	14.1	－	13.5	17.9	32.0	41.3
25（1950）	28.1	16.4	15.9	16.5	20.7	23.5	24.9	44.4
30（1955）	19.4	14.8	15.0	16.0	18.6	24.7	22.0	40.2
34（1959）	17.5	14.1	16.5	17.6	18.4	24.1	25.7	－
35（1960）	17.2	13.6	－	17.7	17.9	23.6	26.3	－
36（1961）	16.8							

資料出所　厚生省統計調査部「人口動態統計」

（注）1）イングランド、ウェールズ　2）36年は概数である。

オ219表　母の年令階級別出生率（各年令階級別女子人口1,000対）

	昭22年	25年	30年	32年	33年	34年	35年
総数1)	109.1	94.4	81.9	84.2	85.8	83.6	82.5
（実数）	(2,698,792)	(2,337,507)	(1,930,672)	(1,966,713)	(1,953,469)	(1,926,088)	(1,866,041)
～14	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
15～19	14.9	13.3	5.9	4.3	4.0	4.0	4.3
20～24	166.4	160.6	112.5	99.3	106.3	102.1	106.7
25～29	268.3	238.8	180.5	169.6	181.3	177.1	180.6
30～34	233.2	174.7	111.6	89.8	89.1	83.5	80.4
35～39	156.3	104.1	49.1	35.6	30.5	28.1	23.8
40～44	56.6	36.0	12.6	8.3	7.5	6.4	5.2
45才以上2)	5.3	2.1	0.8	0.6	0.5	0.4	0.4
不詳	－	－	－	－	－	－	－

資料出所　厚生省統計調査部「人口動態統計」

（注）1）10～49才女子人口1,000対
2）45～49才女子人口1,000対

一服になしとげた」と述べている。わが国の出生率は、西ドイツ、フランスの水準にまで低下した（第218表）

昭和35年における母親の年令別の出生率をみると、26才が最高で、この年令を中心として漸次低率になっている。昭和22年から35年までの母の年令階級別出生率はオ219表に示す通りで、各年令階級ともに低下してきており、とくに20才未満および35才以上の年令層の低下が目立っている。しかし20～29才では、32年を最低として わずかながら上昇している。

母親の出産年令を戦前と比較するとオ220表のように戦前（昭和13年）は、20～29才の年令層が70.9%を占めていたが、最近は20～34才までの層に集中し（72.9%）、35才以上で出産するものは、ごくわずかになった。また、1夫婦あたりの子供の数も、戦前の平均5.2人から昭和32年には、2.7人と大

オ220表　母の年令階級別出生率の割合の推移

	実数		%	
	昭和13年	昭和35年	昭和13年	昭和35年
総数	1,842,068	1,606,041	1000	100.0
出生率（人口1000対）	22.2	17.2	—	—
15才未満	152	5	0.0	0.0
15～19	52,892	19,234	2.8	1.2
20～24	443,843	347,077	23.8	21.8
25～29	571,538	345,253	30.6	26.4
30～34	402,803	300,684	21.6	18.7
35～39	228,722	98,104	14.9	6.9
40～44	104,093	14,217	5.6	1.0
45才以上	10,945	942	0.7	0.1
不詳	92	5	0.0	0.0

資料出所　厚生省統計調査部「人口動態統計」

市に減少した（オ22ノ表　厚生省人口問題研究所ー昭和32年オ3次出産力調査）

小家族への欲求の傾向について　毎日新聞社人口問題調査会が全国の3,000組の夫婦（妻の年令がタヲオ以下のもの）に対して行なつた「産児調節に関する世論調査」からみると、昭和25年には　理想子供数を3人と考える夫婦がもっとも多かつたのが（33%），27年には2人と考えるものがもつとも多くなり（39%），36年には，64%が2人と答えている（第222表）

オ22ノ表　昭和32年出産力から計算された職業別
推計生涯出生児数とその対戦前比較

職業	(1) 戦前	(2) 昭和32年	(3) (2)÷(1)×100
総数	5.2	2.9	57
俸給労働者	4.5	2.1	47
自営業主	4.9	2.8	58
商店労働者	4.8	2.9	60
日雇（非農林）※	5.0	3.2	65
農業者	5.7	3.5	61
漁業者※	5.7	5.2	92

資料出所．人口問題審議会「人口白書」（34年）

(注) 1) 人口問題研究所の昭和32年オ3次出産力調査による．なお本表は，妻の結婚年令30オ未満の夫婦のうち　結婚当時と調査時とで夫の職業に異動のなかつた2,800組の夫婦について集計された結果である．
2) 戦前は今次調査における結婚持続期間25～29年（結婚年昭和3～7年）の夫婦の出産力による．
3) ※印をつけた職業集団は他に比べて少数観察の誤差が大きい．　なお　総数には表記のもの以外の本業団も含まれる．

オ222表　小家族への欲求はどのように推移してきたか？
（2子の親の追加希望子ども数別百分比分布の推移）

毎次	総数	もういらない	あと1人	あと2人	あと3人	あと4人以上	希望数不詳	考えたことなし
オ1回（昭25年）	100.0	27.8	32.8	19.2	3.5	3.4	—	11.3
2 27	100.0	33.3	35.2	14.7	4.4	1.0	—	5.4
3 30	100.0	42.7	32.3	15.8	2.5	0.7	0.7	5.3
4 32	100.0	56.4	30.0	6.9	0.8	0.1	0.7	5.1
5 34	100.0	57.7	28.5	7.2	1.0	0.4	1.8	64
6 36	100.0	64.2	19.3	9.0	2.8		7.7	

資料出所　毎日新聞人口問題調査会「産児調節に関するオ6回世論調査」

（注）本表は夫妻票の合計

家族計画は，一般的には，計画的な受胎調節によつて行なう家族設計をさすのであるが，わが国では，出産抑制の手段として人工妊娠中絶も，相当広く行なわれている．

まず，前掲調査によつて受胎調節の実行率をみると，昭和25年には19.6%であつたが，34年には42.5%と2倍以上に増加し，今はしていなくても過去に実行した経験のあるものを加えると65%となり，25年（29%）の2倍以上に達している．受胎調節実行者の妻の年令別をみると，25～34オがひつとも多く，夫の職業別では，給料生活者は過半数となつている（オ223表）．また，郡部よりも都市の方が実行率が高い．

受胎調節をはじめたのは，2人の子供が生れてからというものがもつとも多いが，最近は，その時期が次オに早くなつてきている．

この実行率のもつとも高いもの（妻の年令25～34オの夫妻）についてみると　オ224表のようにオ2子が生れる前にはじめたものは，29年には3割にみたなかつたのが　34年には4割%をこえており，結婚当初から実行しているものも，29年の2

第223表　避妊の現在実行率の推移

		第1回（昭和25年）	2（〃27）	3（〃30）	4（〃32）	5（〃34）	6（〃36）
総数		14.5	24.3	33.6	37.2	42.5	42.3
妻の年令別	24才以下	21.7	23.1	29.1	28.3	32.9	27.4
	25～34才	22.2	31.0	42.0	46.6	47.0	49.0
	35～39才	16.3	22.1	28.5	33.4	37.5	37.3
夫の職業別	農業従業者	11.5	17.0	25.4	30.5	34.7	33.1
	商工サービス従業者		23.9	35.8	39.6	40.1	37.9
	職人工業者		24.7	32.4	39.0	40.4	—
	給料生活者	25.9	36.9	37.7	43.1	50.7[2]	54.0
	自由業者ほか		36.2	44.0	47.0	……	……

資料出所　毎日新聞社人口問題審議会「産児調節に関する第5回，第6回世論調査」

（注）1）総数は夫職業の合計，妻の年令別は妻の票，夫の職業別は夫の票による数字である．

2）第5回は給料生活者の中に自由業者も含む．

3）※印は少数観察のため誤差の大きいことを示す．

4）34年以前と36年とでは職業別分類が異っているので36年の「商工サービス従業者」の欄には該当項目に最も近いと見られる「工場労働者，職人，運転手，サービス業従業者」を記入し，「給料生活者」の欄には「官庁大企業の事務職員」を記入した．

第224表　避妊を実行しはじめる時期はどのくらい早くなってきたか？　（妻の年令24～34才の人妻）

	昭和27年	〃30年	〃32年	〃34年	〃36年
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
結婚当初から	8.8	11.1	11.0	16.7	5.3
1子生れてから	21.0	26.7	30.0	25.3	16.7
2子　〃	31.7	28.7	29.7	30.6	33.7
3子生れてから	21.2	20.8	18.3	18.4	25.2
4子以上生れてから	7.3	8.0	6.1	6.7	11.5
人数不詳および無回答	7.8	4.3	4.9	3.3	2.3

資料出所　毎日新聞社人口問題調査会「産児制限に関する第5回，第6回世論調査」

（注）本表の数字は妻の票による

普及に貢献している

受胎調節の普及には，保健所や受胎調節指導員の啓発活動や指導によるところが大きく，被保護階層や低所得層の人々に対しては，器具や薬品が無料または廉価で配布されている．

このように受胎調節は，目ざましく普及してきたが，一方，人工妊娠中絶に頼るものも少なくなく　前回世論調査によれば「人工妊娠中絶の経験がある」と答えたものは，36年には4.0%で，27年の2倍以上になっている．（第225表）

第225表．人工妊娠中絶経験の有無別妻の割合

	総数	ある	ない	無回答
第2回（昭和27年）	100.0	15.4	69.4	15.2
3　（〃30）	100.0	24.5	63.3	12.2
4　（〃32）	100.0	29.7	57.4	12.9
5　（〃34）	100.0	35.1	54.2	10.7
6　（〃36）	100.0	40.8	35.5	23.7

資料出所．毎日新聞社人口問題調査会「産児制限に関する第5回，第6回世論調査」

厚生白書によれば，昭和35年における人工妊娠中絶件数は，正規に届出られたものだけで約106万件と数え，無届分を加えると，相当な数にのぼるものと予測されている．（第226表）人工妊娠中絶は，母体の健康をいちじるしく害するので　適切な家族計画の指導，普及が一層すすめられて，合理的な受胎調節が

才226表　妊娠階級別人工性振中絶件数

	昭和30年	昭和35年
総数	100.0	100.0
(実数)	1,170,143	1,063,256
20才未満	1.2	1.4
20～24	15.5	15.9
25～29	26.4	28.6
30～34	23.0	26.2
35～39	17.2	19.3
40～44	7.4	7.6
45～49	1.1	0.9
50才以上	0.0	0.0
不明	0.1	0.1

資料出所．厚生省統計調査部調

厚生公報，37年2月15日号より

行なわれることがのぞましい．

(4) 母子保生

最近数年間の乳児死亡率は年々低下してきており，人口動態統計によれば，昭和30年には，出生児1,000人に対して39.8人，35年には23.6人となり，戦前（昭和5年）の124.5人（沖縄を除く）とくらべると，いちじるしく低くなつた。（才227表），乳児死亡率を地域別にみると，東北，北陸地方が高く，昭和35年の最高は　岩手の44.4，最低は東京の20.4と地域によつて大きな差がみられる．

乳児死亡の原因をみると，医療技術の進歩や，母親に対する乳児保育についての知識の普及などによつて，肺炎や下痢，腸炎などによる死亡は，いちじるしく減少したが，未熟児などの先天性原因によるものは，それほど減少をみせず，昭和25年以降の乳

才227表．　母子保生に関するおもな人口動態

	25年	30年	34年	35年	36年
出生	28.1	19.3	17.5	17.2	16.8
乳児死亡	60.1	37.8	33.7	30.7	28.6
新生児死亡	25.4	22.3	18.6	17.0	16.5
死産	49.7	35.8	100.6	100.4	101.8
自然死産	41.7	44.5	51.3	52.3	54.3
人工死産	43.2	51.3	49.4	48.1	47.5
妊産婦死亡	16.1	16.2	13.2	11.8	10.7

資料出所．厚生省統計調査部「人口動態統計」

(注)．1)．35年までは確定数　36年は概数である．

2)．出生率は人口1000対．乳児死亡率，新生児死亡率は出生1000対．死産率は出産（出生＋死産）1000対．妊産婦死亡率は出産10,000対の率である．

才228表．　各国妊産婦死亡率（出生万対）

	11～13年平均	22-24年平均	30年	32年
日本	25	17	18	17
アメリカ白人	44	9	3	3
〃　非白人	89	29	13	12
フランス	14	9	8	6
イタリヤ	27	16	13	11
イングランド・ウェールス	34	11	7	5
スエーデン	29	8	6	4
ノルウエー	27	11	7	5

資料出所　厚生白書（35年版）

Mitsuo Segi ; Statistical Study of Maternal Health in Japan より

児死亡数のうち、5割以上は新生児（生後28日未満の乳児）で占めている。この改善には、新生児に対する保健対策とともに妊娠中の婦人の保健指導が強化かのぞまれている。

妊産婦死亡率は、次第に低下してきているとはいえ、諸外国が年々いちじるしく低下をみせているのにくらべて、わが国ではそれ程と大きな変化はみられない。（第228表）妊産婦死亡の主な原因は、妊娠中毒症、出血、子宮外妊娠等となつている。

母子の保健促生に関する指導としては、妊婦に対する母子手帳の交付、妊産婦の保健指導、育児指導、栄養指導などがある。昭和36年に保健所と市町村で行なわれた妊産婦に対する保健指導は、個別指導（実数）266,713件、集団指導（実数）57,043件（出生数157万）乳児に対する保健指導は個別（実数）、647,313件、集団（実数）635,275件となつている。

また、母子健康センターは33年度から設置され、市町村単位に妊産婦の健康相談、助産設備の通信、乳幼児の育児、保健の相談、指導をはじめ、妊娠調節指導、栄養指導など、母子の健康を保持増進するための総合的な施策を行なう母子保健施設で、全国1,907所（36年）におかれている。

(5) 医療保険

すべての人が疾病にかかつたときに、経済上の心配なく、ひやすく医療を受けられるための制度、すなわち医療保険制度は、戦後、急速に整備されてきた。

現在行なわれている国家の施策としては、地域社会の住民を対象とした国民健康保険と、雇われて働く人と世帯主とした健康保険、日雇労働者健康保険、船員保険、各種共済組合などのいわゆる被用者保険がある。

国民健康保険に加入しているものは、病気やけがをした場合、一般的にいつて世帯主や家族もその治療費の半額を負担すれば

第229表．　医療保険給付の種類と内容

	健康保険	日雇労働者健康保険
療養に関する費用期間	○被保険者．初診料100円を除き全額 ○被扶養者　半額 ○期間　3当月	○被保険者．初診料60円以下を除き全額 ○被扶養者　半額 ○期間　2当月
傷病手当金額・期間	被保険者が療養のため労務につけない場合6ヶ月間、標準報酬日額の60%但、入院の場合被扶養者のないものは40%．	被保険者が療養のため労務につけない場合3日以内オノ級340円、オ2級240円但、入院の場合被扶養者のないものはオノ級220円オ2級160円．
埋葬料	○被保険者の場合、本人により生計を維持したもので埋葬を行なうものに対し標準報酬月額分 ○被扶養者の場合、被保険者に対し2000円	○被保険者の場合、被扶養者で埋葬を行なうものに対して4000円 ○被扶養者の場合　被保険者に対して2000円
分娩費	○被保険者の場合、標準報酬月額の50%（最低額6,000円）但、入院の場合はその半額 ○配偶者の場合：被保険者に対して3,000円	○被保険者の場合4,000円 ○配偶者の場合　被保険者に対して2,000円
出産手当	被保険者が産前産後各42日労務につけない場合1日につき標準報酬日額の60%　但入院の場合被扶養者のない者は40%	産後20日以内労務につかない場合1日につきオノ級330円、オ2級240円但、入院の場合被扶養者のないものはオノ級220円、オ2級160円

育児手当金	○被保険者の場合 二〇〇〇円 ○配偶者も同じ	なし

資料出所　健康保険法　日雇労働者健康保険法より作成

（昭和三〇年六月）

く、このほか助産費、葬祭費などの給付も受けられるが、市町村によつては、これらの給付の範囲が制限されているところもある。

被保険者保険に加入している本人の治療費は、全額保険でまかなわれ（初診料、入院費の一部負担金を除く）、その家族は、原則として半額を負担することになつている。オ229表に健康保険、日雇労働者健康保険の給付内容を掲げておいた。

医療保険に加入している世帯は、年々増加しており「厚生行政基礎調査」によると、昭和二八年には、全世帯の約6割が加入していたが、三五年には、加入世帯は9割になつた。（オ230表）これらの世帯の婦人は　被保険者として、あるいは、被保険者の扶養家族として医療保険の適用をうけられるようになつている。

三五年の同調査によつて婦人の人口の何割が医療保険に加入しているかをみると、およそ9%で男子のおよそ%とほとんど変わらないが、婦人は　男子よりも被保険者の割合が少なく、国民健康保険と　被用者保険の家族として加入しているものが圧倒的に多くなつている（オ231表）

オ230表　　医療保険加入世帯の推移

単位　1,000

		全国総計 世帯総数	被保護世帯 総数	被保護世帯 国保加入	被保護世帯 医療保険加入
実数	二八年	一七一八〇	六五八	—	—
	三〇年	一八、九六三	七〇九	六一	六一
	三四年	二一、二〇四	七一二	五〇	六二
	三五年	二二、四九六	七二七	九〇	九三
%	二八年	一〇〇、〇	三、九	—	—
	三〇年	一〇〇、〇	三、五	〇、三	〇、三
	三四年	一〇〇、〇	三、九	〇、五	〇、三
	三五年	一〇〇、〇	三、九	〇、五	〇、三

帯	医療保険加入世帯			その他の世帯
その他	総数	国保保入	医療保険加入	
—	九九八八	—	—	六九三四
三六九	一二、三五〇	七二六〇	八、〇九〇	六一三五
二九一	一九、七八四	六八二二	一〇、六六二	三八二八
二六四	二〇、〇六二	五三六二	一一、七〇〇	一九八九
—	五八、一	—	—	三九、二
一、九	六五、一	二二、五	四二、九	三二四
一、二	八〇、五	三一、四	四九、一	一九六
一、二	八九、三	三七、二	五二、一	八、八

資料出所　　厚生省統計調査部

「厚生行政基礎調査」

9 その他

第231表　医療保険の加入状況

	実数		%	
	男	女	男	女
総人口	44,658千	47,356千	100	100
健保本人	7,417	3,713	16.6	7.8
健保家族	4,899	9,652	11.0	20.4
その他の本人	3,241	770	6.0	1.6
その他の家族	2,262	4,211	5.1	8.9
国民健康保険	18,694	20,276	41.9	42.9
健保家族と国保	162	303	0.4	0.6
その他の家族と国保	153	229	0.3	0.6
医療保険未加入者	8,329	7,033	18.7	14.1

資料出所　厚生省統計調査部
「厚生行政基礎調査」（3年目）

(1) 未亡人 母子世帯の問題

戦争や病気その他の原因によつて夫と死別した未亡人及びその家族の問題については 戦後の大きな社会問題となり、現在もひとつの主その対策について社会的関心がもたれている。35年の国勢調査によれば、婦人が世帯主となっている普通世帯は360万で総世帯の13.6%を占めている。この360万世帯のうち大部分を占める190万世帯は夫と死、離別した女世帯であるがそのほかに子供をかかえて母親が生計の中心になっているものは103万世帯である。

オ232表 世帯主の配偶関係別女世帯数

	総数	女親と子供よりなる世帯
総数	3604800	1062200
未婚	252300	28100
有配偶	357300	203400
死別	1679300	830900
離別	314300	169400
不詳	800	400

資料出所 国勢調査(35年)

厚生省「全国母子世帯調査」(昭和36年8月)によれば103万の母子世帯のうち過半数(66万世帯)は母親(19才

オ234表 母子世帯主の年令(%)

	昭和36年	昭和32年
総数	100.0	100.0
19才未満	0.1	—
20~29	2.7	4.2
30~39	20.4	30.7
40~49	43.7	42.6
50~59	32.4	19.6
60才以上	4.8	2.9

資料出所 厚生省児童局調「全国母子世帯調査」

オ233表 原因別母子世帯数(%)

		昭和36年	昭和32年
総数		100.0	100.0
夫と死別	総数	77.1	77.9
	戦争死	19.1	34.2
	病死	56.2	41.8
	事故死	4.8	—
	戦災死	—	1.9
離別		16.8	16.4
未婚の母		1.9	1.9
その他		4.0	5.5
不詳		0.1	0.09

資料出所 厚生省児童局「全国母子世帯調査」

(注) 寡母子世帯を除く

以上)とその子だけで生計をともにしており、19才以下の子供が1人以上いる世帯(本母子世帯)である。母子世帯となつた原因をみると死別が77%であるが、このうちの大部分は病死で、つぎが戦争死となつており、4年前にくらべると、戦争死の割合が減少し、病死、事故死の増加が目につく。離別によつて母子世帯となつたものは16.8%で4年前よりも増加している(オ233表)母子世帯主の年令は40~44才の層がもつとも多く(24.7%)つぎが45~49才(23.4%)30~34才(20.4%)となつており、4年前にくらべると30~34才が減少し、50~59才の増加が目立つている(オ234表)

母子世帯主の職業を同じく厚生省調査(36年8月)によつてみると、常用勤労者がもつとも多く(32.8%)つぎが農業(18.1%) 専業主(10.8%)となつており、臨時数は安定した職業についている。これを全国世帯の構成にくらべると、常用勤労者世帯(全国47.1%)がいちじるしく少なく、不就業者、日雇労働者などが多くなつており、生計を支えることが容易でないも

才235表　母子世帯主の職業（%）

総数	100.0
農林主	13.6
農林家族従業者	4.5
商業主	10.8
家族従業者	0.9
勝用勤労者	25.8
日雇労働者	9.9
その他の就業者	18.1
不就業者	16.4

資料出所　厚生省児童局調「全国母子世帯調査」（36.8.1）

才236表　母子世帯の家収入（%）

総数	100
2000円未満	0.2
2000～3,999	1.0
4,000～5,999	3.6
6,000～7,999	6.8
8000～9999	8.1
10,000～14,999	19.8
15,000～19,999	15.6
20,000円以上	44.8
不詳	0.3

資料出所　厚生省児童局調「全国母子世帯調査」（36.8.1）

のが少なくない（才235表）。母子世帯の実収入は、2万円以上のものが44.8%であるが、一万円未満のものも少なく1/5、2割を占めている。（才236表）。母子世帯の平均子供数は2.21人で、義務教育を修了していない子供のあるものが45%、20才以上の子供のいるものは25.6%である

母子世帯のなかでも最も生活が困難なのは、母親（18～60未満）と18才未満の子だけの世帯で、厚生省「厚生行政基礎調査」（35年）によれば、その1世帯当り平均支出額は世帯人員が2～3人のところで、一般世帯の約6割である。（才237表）

才237表　世帯人員別1世帯当たり平均支出額

	平均世帯人員	総数	2人	3人
母子世帯	2.8人	11,693	10,649	11,836
一般世帯	4.3人	19,954	16,366	18,923

4人	5人	6人	7人
13,335	13,674	15,448	16,300
21,502	22,895	23,665	24,153

資料出所．厚生省「厚生行政基礎調査」（35年）

（注）現に配偶者のいない1才以上60才未満の女子と18才未満のその子のみで構成された世帯．

ここで注目されることは母子世帯の母の勤労収入がいちじるしく少ないことである。すなわち　母子世帯の過半数を占める本母子世帯における母の勤労収入が実収入に占める割合は、才239表に見るようにその子の勤労収入のそれよりも低くなっている。15才以下の子供が1人以上いる本母子世帯において、母の勤労収入が1万円未満のものが45%を占めていることは社会問題として検討を要することであろう

このように経済的に恵まれない母子世帯に対して社会保障の充実がのぞまれている。最近、母子福祉についての年金制が次才に強調されてきているが、その援助状況をみると　前掲「全国母子世帯調査」によれば、45.5%は年金等援助世帯である。この年金援助世帯のうちの多くは厚生年金　遺族その他の公的年金で、母子福祉年金を支給されているものは2割たらずである．（才240表）すに母子世帯のなかで生活保護法の扶助をうけているものは7.9%であるが（才241表）、全国被世帯に占める被保護世帯の割合

才238表　年令階級別子供数

	総数	本母子世帯
一世帯当り平均子供数	2.21人	2.24人
総数	100.0%	100.0%
0～5	34	32.9
6～15	41.7	43.9
16～17	14.4	14.7
18～19	14.9	15.1
20才以上	25.6	23.7

資料出所　厚生省児童局「全国母子世帯調査」(36.8.1)

才239表　本母子世帯の収入種類別実収入額分布

総数		100.0%
勤労収入	母又は母に代るべき者	27.4
	上記の子	35.6
事業収入		17.6
仕送り		3.5
その他の収入		11.9

資料出所　厚生省児童局「全国母子世帯調査」(36.8.1)

才240表　母子世帯の年金等受給状況(%)

母子世帯総数	100.0
年金等受給世帯	61.5
母子福祉年金	18.6
厚生年金、恩給	32.9
その他の公的年金	
受給なし	40.2
不詳	0.3

資料出所　厚生省児童局調「全国母子世帯調査」(36.8.1)

才241表　母子世帯の生活保護法扶助の状況(%)

総数	100.0
受けている	7.9
医療扶助のみ	0.6
その他の扶助	7.3
受けていない	91.0
不詳	1.2

資料出所　厚生省児童局調「全国母子世帯調査」(36.8.1)

1.7%（厚生行政基礎調査36年）にくらべると　その割合はかなり高い。

母子世帯の保護に関する法律については総説でも述べたが、母子世帯に対する国家の施策についてもう少し詳細にみると　まず母子福祉資金の貸付等に関する法律による施策は、母子福祉資金の貸付（才242表）、母子相談員による相談、指導、公共施設内の売店設置許可　などの特定許可等があげられる。このほか、母子寮への入所措置（児童福祉法）、公営住宅への優先入居、課税免除（税法）、母子福祉センターの設置、生活保護法による母子加算などがある。

才242表　母子福祉貸付金の種類

区分	貸付金種類	貸付金額の限度	償還期限
母子家庭に対する貸付	事業開始資金	10万円以内	据置期間を過ぎた後6年以内
	修学資金	15,000円以内	〃5年以内
	技能習得資金	月額1,500円以内	〃10年以内
	生活資金	本人月額8,000円以内 扶養児童1人につき月額500円以内	〃
	事業継続資金	1回につき5万円以内	〃3年以内
	住宅資金	1回につき10万円以内	〃6年以内

	修学資金	月額高校 ㇒,000円以内 大学又は実地修練3,000円以内	㇒ 2の年以内
	修業資金	月額㇒,500円以内	〃 5年以内
母子福祉団体に対する貸付	事業開始資金	事業種別ごとに㇒00万円以内	〃 6年 〃
	事業継続資金	事業種別ごとに30万円以内	〃 3年 〃

資料出所　厚生白書（35年版）　昭和36年6月ノ日法律第104号にて一部改正

第2の3表　母子福祉資金貸付状況（35年度）

	貸付決定状況		申込人員に対する決定比率
	件数	金額	
	人	千円	%
事業開始資金			
団体分	54所	3000	100.0
個人分	4,137	224,143	71.6
技能習得資金	2715	33,261.9	96.6
技能習得資金	220	954	89.5
生活資金	115	503.5	83.3
事業継続資金			
団体分	14所	300	100.0
個人分	644	18,956	93.8
住宅補修資金	1275	55,246.0	86.7
修学資金			
高校	10,513	33,060.1	90.9
大学	3,204	19,038.7	63.5
修業資金	6,6.8	19,320.7	94.4
	54所		
計	29,220	1,150,444.1	—

資料出所　厚生白書および厚生省調

また、母子世帯の児童が就職する際に身元保証を行なう制度が、地方自治団体などによって全国的に行なわれている。

従来、一部の未亡人母子世帯に対しては、戦争犠牲者、戦傷者遺族等援護法や、厚生年金保険など被用者の年金制度によって遺族年金等の支給(注1)があったが、一般の未亡人、母子世帯には、適用されなかった。しかし昭和34年に国民年金法が施行され、一定期間保険料を納めたものには、母子年金、準母子年金、寡婦年金が支給されるようになった。この制度前の母子年金を受けるのに必要な保険料を納めることができないまま夫と死別して、義務教育終了前の子を扶養している母には、年額12,000円の母子福祉年金(注2)が支給されている。また、37年から夫と生別の母子世帯にも児童扶養手当(注3)が支給されるようになった。

職業対策としては、婦人少年局の施策である家事サービスおよび内職の公共職業補導所がある。家事サービス公共職業補導所は未亡人などを対象として、有能な家政婦を育成し、その就業を促進するために、東京、大阪の2カ所に設置されている。（昭和37年1月現在）

内職公共職業補導所は内職に関する総合職業相談機関として全国30カ所（昭和35年3月現在）に設置され、未亡人、主婦など家庭外で働くことの困難な人を対象に内職相談、あっせん、指導、苦情処理などのほか、調査、情報の提供など、内職婦人の向上のための活動を行なっている。

しかし、未亡人などの多くは家庭生活に専念していたため、職業についての知識経験が乏しく、また、年令が高い、子どもがいるなど就職の際不利な立場にあり、職につくことが困難であるため、未亡人などを対象に特別な職業補導を行なうことが一そう強く望まれており、婦人少年問題審議会からも昭和35年12月に労働大臣に対して、未亡人等の職業対策に関する第2次の建議が行なわれた。

（注1）、（第240表　参照）

（注2）母子福祉手当は、前年に1.5万円以上の収入があった場合　前年に50万円程度以上の所得のある義務教育終了後の子と生計をともにしている場合などには支給されない。また義務教育終了前の子が2人以上あるときは、第2子以降の子1人につき5,000円加算される。準母子福祉手当もこれに準ずる。

（注3）児童扶養手当は　父母が離婚したために父と生計を異にしている児童　父が死亡した児童　父が疾病である児童などの義務教育終了前の児童を監護している母、または母に代って児童を養育している者に対して支給される。ただし、公的年金をうけていたり、一定以上の所得がある場合には支給されない。手当の額は、児童1人の場合は月5,000円で、2人の場合は6,000円、3人目からは1人につき500円ずつがこれに加算される。

(2) 中、高年令婦人の問題

最近における小家族の増加や、婦人の平均寿命が男子よりも長くなったことなどにより、配偶者と死別した婦人の老後の生活には戦前とは異った問題がみられるようになった。また、配偶者と死別した婦人だけでなく、未婚、あるいは離別した中高年令婦人のなかにも単独で生活するものがあり、その数は男子よりも多く、生活の安定てないものが少なくない。

はじめに、40才以上の男女の死亡率をみると、「人口動態統計」（35年）によれば、あらゆる階層にわたって婦人の死亡率が低いが45～49才が最も開きが大きくなり、40～44才では男子4.1、女子3.0であるが、45～49才では男子1.8に対し、女子0.9となっている。（第244表）。その結果、50才以上の婦人で配偶者と死別したものは44.6%を占めており、男子で、配偶者と死別したものは、13.6%にすぎず、いちじるしいアンバランスが見られる。（第245表）

第244表　年令階級別死亡率（人口1,000対）

	総数	男	女
全年令	7.6	8.2	6.9
40～44才	3.5	4.1	3.0
45～49	5.3	6.3	4.5
50～54	8.4	10.2	6.9
55～59	13.3	16.8	9.9
60～64	21.0	26.4	15.8
65～69	34.4	42.8	26.9
70～74	56.4	68.6	46.5
75～79	94.0	111.8	80.2
80～84	145.5	170.9	131.6
85才以上	223.1	282.0	206.7

資料出所　厚生省統計調査部「人口動態統計」（35年）

第245表　中高年令者の配偶者死別の割合

年令	男	女
40～44才	0.8%	11.3%
45～49	1.8	17.8
50～54	3.8	22.4
55～59	6.8	30.8
60～64	11.4	41.1
65～69	19.1	56.4
70～74	28.0	70.0
75～79	40.0	81.6
80～84	51.9	91.1
85才以上	69.2	95.5
再掲　50才以上	13.6	44.6

資料出所　「国勢調査」（35年）

（注）男女別各年令人口を100とする割合。

オ246表　男女別　単独世帯数

	男		女	
	総数	うち配偶者死亡	総数	うち配偶者死亡
単独世帯総数	370,400	43,200	542,000	311,600
40才以上合計	145,300	81,600	339,500	301,800
40～44才	30,700	4,100	21,500	10,200
50～59	46,300	14,000	108,100	98,300
60～69	48,600	30,600	108,600	91,900
70～79	33,100	26,500	72,600	65,400
80才以上	6,600	5,400	18,700	16,000

資料出所　「国勢調査」（35年）

また、40才以上の婦人の単独世帯は339万7500で、婦人単独世帯総数の7つ3%をしめているが、男子単独世帯数（40才以上）は婦人のそれの半分以下で、しかも男子単独世帯総数に占める40才以上の割合は40.1%にすぎず、婦人とは異なつた傾向を示している。さらに、婦人単独世帯（40才以上）のなかで、配偶者と死別しているものは約30万で4分の3を占めているが、男子は半分である（オ246表）。

このような配偶者と死別した婦人（40才以上）で単独で生活しているもののなかには生活が容易でないものが少なくないとみられ　例えば、生活保護世帯の高令者世帯のなかで、婦人単身者世帯の占める割合はかなり高くなつている。すなわち、厚生省「被保護者全国一斉調査」によれば、35年において生活保護をうけている高令者のみの世帯は11万6580（被保護世帯の3割）であるが　このうち61%が婦人にかぎり単身者世帯（7万0740）で、男子のそれの2倍以上ある（オ247表）。

このように単独で生活困難におちいつている高令婦人のための施策についてみると　生活保護法の対象となる高令者に対する施設としては、婦人だけの施設ではないが　養老施設がある。この施設数は、37年4月末現在、全国で64カ所あり、定員数は4,2

オ247表　高令者のいる世帯の世帯数（被保護世帯）

	35年7月1日
高令者のいる被保護世帯数	116,580
高令者のみの世帯数	11,680
単身世帯 総数	100,590
単身世帯 男	23,630
単身世帯 女	70,960
2人以上の世帯数	16,010
その他	73,470

資料出所　厚生省「厚生白書」（37年）

(注)(1)　厚生省社会局
「被保護者全国一斉調査」による

(2)　高令者とは男65才以上で60才以上の者をいう。65万6人である（厚生省調）。やはり、婦人だけを対象としたものではないが、最近　自国政府の身よりのない老人のための収容、身の回りの世話、話し相手として、老人家庭奉仕員が、東京、五大市を含め15の地方公共団体にコクタ人かかれている。（厚生白書37年）。老令者の所得保障のための施策として　扶養親族のない一定収入以下の70才以上のものに対しては国民年金の老令福祉年金が支給されることになつている。

なお、生活に困らない高令婦人にも問題が少なくなく、老人問題についての社会的関心も少しずつ高まつてきているようである。参考までに、老人福祉関係施設をみると　養護老人ホームは全国40、収容定員4,491人、有料老人ホームは全国35、収容定員1,095、老人福祉センター（3）　老人保養所　老人クラブ（14,654クラブ一会員数1,1003,879人）などがある。

(3)　売　春　問　題

売春防止法制定までの経過は総説で述べたところであるが、その結果、都市、観光地、温泉地および基地周辺の農村などにあつ

ヒ／6000の収容地域、約35,000を数えた売春業者、および従業婦（昭和33年当初の婦人少年局調査）は、昭和34年3月31日までの間に姿を消すことになった。これらの婦人の保護更生をはかるための措置として、各都道府県に婦人相談所が設置され、婦人保護収容施設が設置され、都道府県、市には婦人相談員が配置されることになった。このほか、検挙されて補導処分をうけた売春婦の更生施設として、東京、大阪、福岡に婦人補導院が設置されている。また、法律の施行と相まつて、売春を防止するための行政措置も強化され、婦人少年局でも、従来から行なつてきた婦人問題相談業務および調査、啓蒙によつて売春防止につとめている。（オ248表）

オ248表　婦人保護の状況

		昭和33年	34年	35年	36年
婦人相談所	設付人員1)	15,229	16,078	16,913	19,060
〃一時保護	進被保護人員1)	61,528	63,1831	62,009	65,44[illegible]
婦人相談員	設置数2)	463	455	461	47[illegible]
	設付人員1)	18,304	23,194	26,200	31,10[illegible]
婦人保護施設	設置数3)	62	66	66	66
婦人少年室	設付人員3)	6,266	6,540	6,953	8,60[illegible]

資料出所．厚生省社会局　防衛省婦人少年局調

(注)　1）各年4月～3月
　　2）各年3月末現在
　　3）各年1月～12月

従業婦の更生の状況を防衛省婦人少年局「婦人の厚生に関する事例」（昭和33年7月）によつてみると、オ249表のように結婚生活を営んでいるものがもつとも多く（33.3%）、ついで職場生活をしているもの33.4%、家庭復帰しているもの17.6%、自営業を営んでいるもの3.5%、施設に入所しているもの1.3%の順になつている。

結婚生活に入つたものについて、その結婚相手をみると、約6割は、売春婦をしていた時のお得意客で、他は厚生後の就職先で知

オ249表　かつて売春婦であつた婦人の現在の生活状況（昭和33年7月）

結婚生活を営んでいるもの	33.3 %
職場生活を営んでいるもの	33.4
家庭復帰しているもの	17.6
自営業を営んでいるもの	3.5
施設に入所しているもの	1.3
その他	5.8

資料出所．防衛省婦人少年局「婦人厚生に関する事例」

(注)　1）昭和33年1月以降調査の時期までの間に、全国婦人少年室で取扱つた売春問題相談の対象者および同年に実施した売春問題実態調査の対象者のうち347名についての事例である。
　　2）1人が2つの生活を同時に営んでいるものがあるため合計は100%をこえる。

合つた者、転落以前の就職先の客　人の世話によるもの、路傍で知り合つたものなどとなつている。これらの結婚相手の職業は工員、会社員、自動車運転手、職人、商人などのほか多くの職種にわたつているが、娘時のものがわずかながら（結婚相手総数の5%）いることは注目される。また、正式に入籍しているものは約3割で、他は内縁関係になつており、その多くが結婚生活に不安定なものを感じている。

職場生活を営んでいるものについて、その就職先をみると、料理屋女中、女給、工員が多く、その他バンコつ屋店員、家政婦、芸妓、食堂給仕、ダンサー、風呂屋女中、派出婦、印刷など、日ヒ人とがサービス業関係の職業である。

これらの婦人のうち、厚生当初の生活を続けているものは、約4割で、他の6割は、何回か生活を変えており、また、「現在困っている問題はないか」の質問に対し、約5割強のものが「ない」と答えていることなどと、完全更生のむずかしさがうかがわれる。

一方、法の下を潜って行なう売春は、現在もなお後を絶たず最近は ひも、ボン引の巧妙化 あらたな形態の管理売春の問題もでてきており、これに対処するために、売春防止法の改正が必要であるという意見が婦人団体などから出されている。

昭和36年中に売春関係罪犯の被疑者として検挙された婦人について、その家庭生活の状況を 上、中、下に分けてみると、「下の生活をしているもの」が圧倒的に多く（72.7%） 売春の動機も生活苦によるものが7人に2%を占め、家庭の貧困が売春の大きな原因となっていることがうかがわれる。（才250表）

才250表、売春関係罪犯の動機（被疑者）

総数	100.
（実数）	（10,736）
生活苦	71.2
家庭不和	2.7
自暴自棄	3.6
好奇心、虚栄心	2.1
誘惑	2.7
家出	3.5
その他	9.2

資料出所、警察庁調 昭和36年1月～12月

(注) 売春関係罪犯検挙状況調のうち「売春等の行為」関係法令違反として検挙された者の数である。

年令別では、25才以上が63.7% 20～24才が27.9%となっている。教育程度は、小学校以下が44.3% 中学校以上が47.7%で、義務教育程度のものが7割を占めているが、高校以上のものも1人に0%いる。配偶者の関係別にみると未婚者は、33.3% 既婚者が45.2%で有夫のものが42.3%もいるが、これには、内縁関係のものや、いわゆる「ひも」も含まれている。

なお、被疑者のうち自殺者が45.4%を占めている。

これらの婦人の保護更生にあたる婦人補導院在院者（昭和35年）の知能程度は、普通以下のものが9%で しかも知能指数5以下の精神薄弱者が3%もある（才251表）

これらの点から、売春問題解決のためには 売春防止法の強力な施行と同時に、転落婦人の更生保護および国民の性道徳観をたかめ婦人が転落するような直接的要因を取り除くことなど、各方面の協力によって、広範な施策がすすめられることがのぞまれている。

才251表 婦人補導院入院者の知能指数（35年1～12月）

総数	100
49以下	1.9
50～59	1.7
60～69	1.8
70～79	1.8
80～89	1.5
90～99	6
100～以上	4
テスト中	0
テスト不能	1

資料出所、法務省調「白書資料版 No 243」